710256

日英通商航海條約改締

一件

（日英條約改正ニ關スル記錄）

外務省

2-1370

0006

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710257

日英通商航海条約改正ノ件

目次

第一条　緒言ノ改正ノ方針　一
第二条　改正後ノ条約ノ適用ニ関スル英国ノ態度　九
第三条　対英改約ニ関スル交渉ノ経過　一九
第四条　従来ノ条約ノ効力　三五
第五条　政府ノ態度　四〇
第六条　七月六日ノ閣議ノ決定　六二
第七条　改正案ノ要点　七六
第八条　平松案ニ対スル英国ノ態度　八一
第九条　十二月六日ノ閣議ノ決定　一二
第十条　当面ノ措置ニ関スル閣議ノ決定　一三六

第一章　緒言ノ改正ノ方針　一七六
第二章　改正後ノ条約ノ適用ニ関スル英国ノ態度　二一九
第三章　対英改約ニ関スル交渉ノ経過　二三四
第四章　従来ノ条約ノ効力　二六五
第五章　政府ノ態度　二八六
第六章　七月六日ノ閣議ノ決定　二九五
第七章　改正案ノ要点　三〇五
第八章　平松案ニ対スル英国ノ態度　三八九
第九章　十二月六日ノ閣議ノ決定　四一一

0007

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

71[illegible]8

第十三条　三月二日最高司令官ノ指揮ニ従ヒ其ノ権限ニ属スル事務ヲ処理スル為必要ト認ムル命令ヲ発スルコトヲ得

第十三条　前条ノ命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ又ハ二千円以下ノ罰金ニ処ス

附　則

2-1370

0008

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

日英通商航海条約改正経過報告

第一章

条約改正ノ方針

明治四十二年九月二十五日西比利亜経由ヲ以テ倫敦ニ赴ケル方針ニ変更スル閣議決定ノ趣旨ニ依リ同月三十日ノ附標ヲ以テ其旨ヲ電報シ置キタル処、一方ニ於テハ支那ニ於ケル日英両国ノ利害ニ関スル重要ナル問題ニ付キ、

74.0850

「現行通商航海条約ハ大体ニ於テ明治四十三年七月廿七日ヲ以テ一ヶ年後ニ廃棄ノ通告ヲ為シ得ル旨ヲ規定シ居リ、明治四十四年七月ニ至レハ完全ナル対等条約ノ実行ヲ見ルヘキ筈ナルニ付、「キール」ニ於ケル会見ノ際ニ於テ伯爵桂太郎ヨリ露国皇帝陛下ニ対シ新条約ノ実施ヲ成ルヘク速ニナラシメンカ為メ廃棄通告ノ期ヲ繰上ケ明治四十三年二月中ニ之ヲ為スノ準備ヲ完了スヘキ旨ヲ内話シ置キタルニ付、此際ハ成ルヘク速ニ新条約ノ実施ヲ見ルノ必要アリ。仍テ別紙ノ通リ修正ヲ加ヘタル上、閣議ヲ経テ右ノ通リ御決定相成度シ。

追而本件ニ関シテハ別ニ詳細ノ方法ニ依リ

(一) 国会ニ改正法律ヲ提出
剤スル大使又ハ公使ヲ任命
ラレタル

(二) 若シ現行条約
係法律ニ定メル特
多クノ項ニ限リ特
テ新条約係法律ノ
スルノ方法ヲ採ル

(三) 現行条約ヨリ
ヲ廃除シ又ハ
除去スル

左ニ掲ケル重要ナル
(1) 現行協定
十箇条ニ

710260

(四) 新条約ノ
輸入ニ適用セン
トノ条項

(八) 従前与ヘ
(ニ) 永代借地権
(四) 著作
著作ヲ
用スル

(五) 帝国ノ保護又ハ
ル特許
(白) 輸入税ニ
トシ
ヲ為スコトアルヘキ

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

(七) 国家税率ハ各収入ト産業発達トニ応ジテ同ジトレ傍セテ多産業ノ消和及税率ノ程徴ヲ保ツヲ努ムルコト

(八) 国家税率ハ特ニ依ルコト

(九) 各二項ノ都度ハ政治ノ要ヲ作リ之ヲ加ヘテ国議会ニ提出スルコト

(十) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(十一) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(十二) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(十三) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(十四) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(十五) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(十六) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(十七) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(十八) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(十九) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(二十) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(二十一) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(二十二) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(二十三) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(二十四) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(二十五) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(二十六) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(二十七) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(二十八) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(二十九) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(三十) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(三十一) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(三十二) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(三十三) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(三十四) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(三十五) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(三十六) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(三十七) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(三十八) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(三十九) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(四十) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(四十一) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(四十二) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(四十三) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(四十四) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(四十五) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(四十六) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(四十七) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(四十八) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(四十九) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(五十) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(五十一) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(五十二) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(五十三) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(五十四) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(五十五) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(五十六) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(五十七) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(五十八) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(五十九) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(六十) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(六十一) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(六十二) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(六十三) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(六十四) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(六十五) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(六十六) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(六十七) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(六十八) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(六十九) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(七十) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(七十一) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(七十二) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(七十三) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(七十四) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(七十五) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(七十六) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(七十七) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(七十八) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(七十九) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(八十) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(八十一) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(八十二) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(八十三) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(八十四) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(八十五) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(八十六) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(八十七) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(八十八) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(八十九) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(九十) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(九十一) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(九十二) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(九十三) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(九十四) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(九十五) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(九十六) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(九十七) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(九十八) 実税政公衆ニシテ議会ノ協賛ヲ経ルニアラサレハ実施ヲ得ス

(九十九) 実税率ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

(百) 本実施ハ現行ノ実施ヲ基礎トシテ漸次ノ軽減ヲ謀ルヲ要ス

2-1370

0011

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

ノ要件ヲ具備シ所有権ヲ取得シ
ノ登記ヲ経スヘキ地方ヲ除ノ外ハ外国人ニ対シ
土地所有権ノ享有ヲ許スモ亦相等ノ条
文ナレト国ヲ異ニスル所ニ依リ或ハ結局ニ於テ
土地所有権ハ一般ニ之ヲ外人ニ附与スルコト
トナリ我ノ如ク完全ナル対等条約ノ
締結ヲ希望スル我ニ於テハ内心カ勢面ニ
於テ外人ニ与フヘキ権利ハ彼ニ於テ亦之ヲ
与フルヲ要スルノ如キ結果ヲ来スヘキヲ以テ
メル地定税ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルヲ要スル
田税スヘキ性質ヲ有スルヲ以テ地租ト
トシテ徴収スヘキモノナルヲ以テ特ニ勢
ヒ土地所有権ノ享有ヲ許ス彼ニ於テモ
土地所有権ノ享有ヲ許ス彼ニ於テモ

710262

ヘシ彼ニ於テ従来ヲ改メテ我ニ
土地所有権ヲ許スニ於テハ我ニ於テ之ヲ断行スルニ於テ
従来ノ便宜ヲ計ルヲ要スルヲ以テ
次テ四条一月十八日附特命全権
ヲ以テ北京ニ駐剳セラルヘキ改正
ニ於テ之ヲ断行スルヲ要スル
ヘシ

2-1370

0012

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

71b363

第二章　改正後ノ務告

二月二十三日本文ノ如ク用ニテ英文外務大亜共、
ドロード、グレーギト両舎ノ署ニテ務ノ条
約文ノ仕上後及ビ
同条約ノ効力発生ノ時ニ
改正ノ時ニ迫マリ第七改存ノ日ヨリ三ケ月
ノ条ノ考慮ノ改存ノ日ヨリ三ケ月
ヲ条ノ改存ヘ投票方列公ニ掲スヘシト務
如ク五ノ年後ノ修スヘキ第七改存
ノ四ノ改ノ陳ニ関シ第七改存
個ノ要更ヲカヘントノ欲ニ於テ最モ重キ

71b363

務ノ関税両額ヲ以テ表ハシタル税率モ現行
条約ニおケル日本ト協定税率ノ根拠トスルサルヘシト思料セラル税率
ノ如キ税率根拠ハ一切之ヲ廃止シ
ハル為或一二ノセントノ特殊ノ貨物ニ関シ重
ノ税率ノ根拠ヲスルヲトアルヘキ英ノ如ニおケル現
立ノ如ク税率ノ根拠ヲ単ニ重量ノミニ依ル方法ニ変更セラルヘキ
入税ノ課セラルカ如キ日英ニおケル如キ特
税率ノ根拠ヲ為スニ従ヒ従ヲ第二ノ改存ニ
拠ムスヘキ新条約ニおケル英ノ如ニ対シテハ好
等税率ノ根拠ヲ為サヽルヘカラサルコトヲ思ヒ
ル為大亜ハ日本ト協定ノ上ニテ九条ノ

0013
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

3

考慮ヲ加フヘキモ概ネ上記ニ述ヘタル如ク英仏ニ取リ必要ナル
事項ニ関シテハ「英仏ニ於ケル」ト云ヒ又ハ「英仏ニ於ケル
ト雖モ」ト為ヘル如シ

然ルニ右ノ如ク英仏ニ於ケル多数ノ人ヲ或ル期間ニ亘リ拘束スル
権限ノ与ヘラレタル徴用令ノ一般的ノ規定ニ対シテハ英仏ニ於ケル
カ如キ各般ノ方面ニ亘リ広汎ニ且ツ強力ナル統帥権ノ保存
ヲ認メントスル国ニ在リテモ之ニ対シ「英仏ニ於ケル」ト云フカ如キ
表現ヲ使用スルハ甚タ不適当ナルヘシ

仍テ此ノ点ニ関シテハ「英仏ニ於ケル」ヲ削リ「英仏ノ如キ人」或
ハ「英仏ニ於ケル場合ノ如キ人」ト為スヘキヤ又ハ「英仏ニ於ケル
カ如キ各般ノ方面ニ亘リ広汎ニ且ツ強力ナル統帥権ノ保存
ヲ認メントスル国ニ在リテモ」ト為スヘキヤ

右ニ関シテハ尚ホ研究ノ余地アルヘキモ取敢ヘス前記ノ如ク
修正ヲ加ヘテハ如何ト思考セラルル

尚ホ本項ニ関シテハ「英仏ニ於ケル」ヲ削リ「英仏ノ如キ」ト為ス
ヘキヤ又ハ「英仏ニ於ケル場合ノ如キ」ト為スヘキヤ

4

716264

為ニ之カ為メニ多数ノ犠牲ヲ供スルニ至ルヘキ事ヲ予想シ
且ツ之ニ対スル国民ノ覚悟ヲ必要トスル程度ニ於テ
国権ヲ発動スルカ如キ事態ハ十分ニ之ヲ
予想シ得ヘキ所ニシテ此ノ如キ事態ニ対スル
準備ノ為メニ統帥権ノ独立ヲ認メルヲ適当トスル
ノヒヤリングモ之ニ対シ他
ニ重大ナル影響ヲ及ホスヘキ事項ニ付テハ
国務ニ関スル場合ニ比シ慎重ナル考慮ヲ払フヘキ
片務的ニ統帥権ヲ発動シ得ルカ如キ事態ハ
一般ニ之ヲ予想シ得ス又仮ニ予想シ得ルトスルモ
之ニ対シ統帥権ノ独立ヲ認メルノ必要ハ
存セサル処ナリト信スル
仍テ此ノ点ニ関シテハ原案第一号ヲ
修正ノ上本項ニ同ヒニ為スヘキヤ

右ノ外本項ニ関シテハ別様ノ考慮ヲ払フヘキヤ

昭和十五年三月

2-1370

0014

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

五日来電第二九号ノ
「案ノ如ク左ノ通リ電信ニ接シ
テ為面ノ時機ヲ見
ル様ナルガ実ヤト
ノ尺ナリ一般ニ対
ナハノミナラス国
先ノ係官ヨリ
先ニ決ニ日ト
ノ右ノ意味
係ノ為儀ヲ
ニ日仏
依テ本
御ノ都

710365

先ツ差シト仮定セントスルノ好意ヲ附シ帝国ニテ英仏
ノ意儀ナカルヘシト思考ス尚仏国ヨリ之ヲ為儀ニ
ト雖儀ノ上ハ多少ノ
収ムル目的ヲ以テ
日本仏ノ
スコトト云ヒ
トナリ内閣
仏ノ方針ヲ
ス旨ノ意見
先テ同ノ
為務者ニ

2-1370

0015

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

特等税率ノ限定ヲ為サス呂税率ヲ他ニ変シ
最恵国ノ税率ヲ以テ英国其他ノ享ケヘキ
利益ヲ均霑セムルト云フ大体ニ於テ同意シ難シ
キヤ否ヤ今日ニ於テ断言シ難シト雖モ大体
由リ或貨物ニ付他ノ税率ヲ限定セラルヘキ場
合ニ於テハ成ルヘク重要ナル輸
出品ニ付テハ成ルヘク多ク与ヘサルヤウ注意シ
度ク尚ホ英国ニ於テ此ノ点ニ付テハ我
方ノ希望ヲ容レ得ル様ノ方針ヲ採ルノ必要アリト
認ムル旨ヲ述ヘ且ツ英国ノ希望ヲ
トテ日ク「ハ」ノ如キ書面ヲ交付シタリ

21086

一部ノ本国ニ使ヲ送リ多クノ希望ヲ
書ニ示ハ即チ英帝国ニ於ケル各自治
ノ一ヲ由英ト同様ノ特等税率ヲ
ナルニ於テハ先ツ右ノ如キ英本国ノ
ノ他ノトノ上ニ立チ且ツ特ニ
ハ他ノ第三国ニ対スル税率ヨリ
ニ於テハ新ニ特ノ税率ヲ
当リ日ク「ハ」ノ如キ書面ヲ交付シタリ
税率ヲ示サルレハ英帝国
ヲ為シ難シト」答ヘタリ尚ホ右ニ対シ
方ヨリ投資ノ増加ヲ
進捗セラルル干渉ハサルヘリ

2-1370

0016

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

他ノト、談判ノ経過ヲ報告シ且ツ今後ノ方針ノ定ソントスルモノナリ
茲ニ於テ閣僚ノ協議スルハ二月十四日ヘキヤ否ヤ決シ難キモ
幸ニ他ノト根底ヲ異ニスル後事ノ如キハ除外シ得ベキヲ以テ
アラサル限リ御前ノ進行ヲ阻害スルカ如キ政府ノ国難ナラント思料セラル
ヲ以テ本会ハ成ルヘク二月十日ヲ以テ
開催シ得ル様致度ク而シテ其ノ際ハ第三案ヲ主トシ
之ニ修正ヲ加フルノ点ニ付キ御協議相成度キ
尤モ政府カ此時ニテモ尚ホ従来ノ主張ヲ固執スルニ於テハ
右ノ通リ電アリタシ

71067

欣後ニ於ケル帝国ノ態度ニ付キ
新ナル御案ヲ添ヘ之ヲ送付スヘキヲ以テ
政府ヘ接拶アリタシトノ
取扱ヒ方ニ付テハ
以テ接拶ヲ為セルヘキヲ以テ
当政府ノ主旨ニ
等ヲ主旨トセサルヘカラサル
ニ付テハ
依テ本文ノ
等ヲ以テ
御意見ヲ承リタシ

2-1370

0017

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

第三章

対英政行方針

四月十一日午前部ヨリ移牒ニ関スル主旨ノ通リ本件ニ関シ来リ中三月十五日附ヲ以テ別紙ノ通リ申入レタル処ニ対シ英側ハ別紙ノ通リ回答ニ接シタルヲ以テ之ニ対スル我方ノ意見ヲ別紙ノ通リ回答シ尚ホ英側ノ回答ニ対シ更ニ我方ノ意見ヲ述ブル必要アルニ於テハ更ニ之ヲ為スノ外ナキモノト認メラル

71268

ヌ新警察及ホシ北ヘクレテ考ヘ方ト為リ頗ル第ト困リテルハミナラス前四二回ノ申入ニ対スル英側ノ回答ハ我方ノ意図ヲ了解シ之ニ対スル我方ノ意見ヲ別紙ノ通リ回答シ尚ホ英側ノ回答ニ対シ更ニ我方ノ意見ヲ述ブル必要アルニ於テハ更ニ之ヲ為スノ外ナキモノト認メラル

2-1370

0018

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

(一) 実税ニ実スル手数
ニ対シ許容ノ幅ヲ定メ
ヲ要セス実税ヲ実入
及ヲ第共然ノ如
トスルカ如ク実ニ
セラルヽヲ好マシカラサル
実施後十年ノ除
ヲ認ムルヲ要セス
スルノ如キ
(二) 実セヽ日由収入
実税ヲ
如キ孫出来
ナルカ如ク

T10269

カヘテ後ヨリ之カ付
ニおテ後カヌヤニ
ヒヒテ後ヶ月実税ニ
ヒヒテ他
ヲ
ヲ
ヲ

710270

ニ依ル統率指揮ノ下ニ一二ヶ所ト指定サレタル全ノ集合ニ参加スルノ外ニ更ニ他ノ種々ノ方法ヲ以テ他ノ与党ノ統一ノ便宜ヲ図ル為ニ必要ナル通信ヲ交換スルコトヲ得ルモノトス

(四)、第七項ニ規定スル以外ノ通信ハ一切之ヲ禁止ス

二、前項ノ禁止ニ違反シタル者ハ軍法会議ニ附シ厳重ニ処罰ス

三、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

四、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

五、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

六、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

七、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

八、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

九、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十一、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十二、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十三、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十四、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十五、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十六、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十七、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十八、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

十九、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

二十、第一項ノ規定ニ依リ許可サレタル通信ト雖モ敵ニ利用セラルル虞アルモノハ之ヲ禁止ス

710270

特別教育ヲ施スヘキ者ノ要否ヲ決シ大ナル教育ヲ必要トスル者ニ対シテハ教育ヲ施シ教育ヲ施スヘキ者ニシテ之ヲ施ササル者ニ対シテハ

朱等ノ如ク通用ヲ実ヲル為民地ノ相対ニテ
名次ヲ之ニ交フレハルコトヲ明記スルトキハ
ノ志用ヲおこヒル私民地等ノ入手使ヒヤ
好ク言及セス右ノ為ノ佛仕ヤノ為ノ特例ニ
為スヘキモノ

(六)新等ノ条ニおテハ法律要ヲ以テ
ヲ制限ヒ点ノ為重ヒ保護ヲ与ヒ仕スル金
銭ニヲ為ノ佛仕ヤノ主ナルモノ
ニ仕スルモノトシ
ヲ以テ等ノ

存続スルモノトナリ而シテ一方ニ於テ第一四十四条
七月ニ至ルモ尚日英新条約成立セサルカ如キ場
合ニハ日英両国政府ノ関係ノ将来ニ付テハ暗黒
悲観ノ方法ヲ議スル方針ナリ」
右訓令ニ基キ本使ハ四月二十一日ヲ以テ新条約案
ヲ英国政府ニ提出スルト同時ニ日政府ニ於テモ右ヘ
対シ考量ヲ加ヘ可成速ニ相当ノ意見回示セラ
レ度旨申入レタルニ先方ヨリハ同月二十七日付書
翰ヲ以テ受領ノ旨通知越セシモ英国ノ意見
ヲ加ヘ臨時ニ答申ヘキ旨ヲ来レリ
是ヨリ先キ本邦ニ於テハ新関税定率法案議
会ニ於テ案出ノ協賛ヲ経ヘラレタル後会ニテ三月
二十八日ヲ以テ本院ヲ通過シタル旨報ニテ一致

718272

條約ノ無効ト之カ影響ヲ研究スル従来ノ歴史
四月十四日附條約案ヲ英国ニ手交シ以テ通
付ニ承リタルカ右ニ至リ英ニ照スルニ右協定條約
ノ結果新条約ヨリノ関税率ハ其収率ヲ上ケテレ
タルニ止ラサル其影響ヨリノ関税率ハ甚ダ上ケテ引
下ケテレリタルモノヨリ見ツテ英国ノ輸入額ヲ他ノ
諸国ノ輸入額ニ比シ一層不利ナル結果ヲ生スル次
第ナルヘシトナシタリト云フニ在リキ
最近ニ英国ハ本邦ト条約ノ旨頗ル右ニ対スル本使ノ
所見ナ協定案ハ一案ト為シ至ル分モ有ルヲ以
テ新条約ハ直チニ対シ四月十八日附関税案
ヲ以テ本件ニ付大要右記ノ通リ回答ニ接セリ
「今回ノ新条約ハ従来ニ準拠ラハ持セシ七対シテモ

2-1370

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

自ラ進ミテ税率ノ協定ヲ請求スルノ意思モ無ク先方ヨリ之カ請求アリタル場合ニおテモ依テ従来互ノ約定ノ条約ニ依ルノ外税率ノ協定ニ応セサルノ方針ニ在ルモ依リテ実際税率協定ノ余地ハ甚タ稀ナルヘシト認メラルルモ万一ノ場合此際ニ於テ付ニおテ他ノ事ニ協定ヲトスルニ於テハ種類及之ニ対スル税率等ノ内容ヲ提示スルノ要ナキハ已ムヲ得サル所ニシテ仮令英国政府ヨリ之ヲ求メラルルモ到底之ニ応スル由ナキ事ハ諒承アリ度キ旨ヲ存ス

次ニ関税協定ノ件ハ当地英国大使館ニ付テ照会セラレハ所伺ノ件ヲ参考御話ハ之ヲ承知セラレルハ当地ニおテ稍々先

710273

方ニ之ヲ提示スルハ條約タスヘシテ英国主務者ハ右書面ノ便ヲ有スル義ニ於テハ必ス要求ヲ以実際ニ交互ニ先方ニおテ貿易セラレタルトスル際アラハ常ニ以テ之ニ付テハ段ニ説明シテ之ヲ今一度アラサルハ勿論ニ存シ

現下ノ事情ニ依リ収益ノ政策ヲ再ヒ作成的税率協定ニ付協議スルコトノ到底不可能ナル次第ハ我方ノ既ニ英国政府大臣ニ陳述セラレタル通ニシテ此事ニ付テハ帰朝後御報告申述スヘキモ之中進出ノ際当局公表方針ヲ左ニ電示ス

詳明所到達ノ

一、新協定税ハ其後ノ関係ヲ電リテ協定シタルモノナルヲ以テ更ニ改メ協定税率ヲ設ケニノ

2-1370

0023

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

之ニ変更シ且フルカ如キハ其ルベク之ヲ避ケサルヘカラス殊ニスズンハ従来ヨリ重要ノ位置ヲ占メタルノ実アリ

二、我カ絶対ニ優勢ナル地位ヲ占メタル事実ニ鑑ミ且利害ノ密接ナル関係ニ立ツ従来ノ友誼ヲ維持スルノ必要アルニ拘ラス此ノ際ニ於テ我カ絶対ニ手ヲ引キ全ク物心両面ニ亘リ支障ヲ来タスカ如キハ

三、英仏ノ勢力ヲ東亜ニ扶植スルノ機会ヲ作ルカ如キハ我カ国ノ為メ双務的ノ条約ヲ以テ日英同盟ニ代ヘントスル英国ノ意向ニ対シ之ヲ拒絶スルノ理由ナキノミナラス却テ

542012

英文重要ナル他ノ条約ノ如キ場合ニ於テモ亦カカル手続ヲ履ムコトヲ必要トスルモノト認メラルルヲ以テ本案ニ於テハ此ノ点ニ関シ特ニ規定ヲ設ケサルコトトシタリ

第二項ハ本案ノ規定ニ関スル紛争ニ付テハ当事国ハ先ツ交渉ニ依リ之ヲ解決スヘキコトヲ定メタルモノニシテ此ノ場合ニ於テモ交渉ニ依リ解決ヲ見サルトキハ第三項以下ノ規定ニ依リ仲裁裁判ニ付スヘキモノトス

仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ニ関シテハ仲裁裁判所ノ構成ニ関スル規定ヲ設ケ仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成スル場合ニ於テハ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

542012

又仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成スル場合ニ於テハ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

第四項ハ仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成スル場合ニ於テハ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

第五項ハ仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成スル場合ニ於テハ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

第六項ハ仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成スル場合ニ於テハ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

第七項ハ仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成スル場合ニ於テハ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

第八項ハ仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成スル場合ニ於テハ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

第九項ハ仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成スル場合ニ於テハ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

第十項ハ仲裁裁判ニ付スヘキ紛争ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ仲裁裁判所ヲ構成スル場合ニ於テハ仲裁裁判所ノ構成ニ関シ当事国ノ合意ヲ以テ別段ノ定ヲ為スコトヲ妨ケサルモノトス

2-1370

0025

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

第四章

710276

2-1370

0026

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

ニ対シ如何ナル条約及ホスヘキヤ程メテ
之ニ対シテハ我カ国ニ於テ先ツ議会ニ与フヘキヤ
又多数ノ国ニ於テ今議会ノ開会ノ時ニ当リ
メルヒ「バックストレキ」ノ如キ院ニ一ケ月以上ヲ
主ケリト云フ而シテ Chief Justice
ハ「ワシントン」ノ如キ院ニ一ケ月以上ヲ
ノ Chief Justice ナルヲ以テ
スルモノ投票ヲ得ラレタルヲ以テ
知ル可シ此ノ人ハ実ニ米国ノ
我カ能ハ旧政治家ヲ激増セラレメルヲ以テ
日本ニ於ケル米国ノ信用ハ
ハ実ニ此ノ人ノ如キ

710277

立ヲサルヘシ又日本ニテハ新政革ニ共ニ
キト比較シテ お名ノ投票ヲ減セラレタリ
ハトヲ除スルモ ソハ敗ル人ノ罪ニシテ
トテ 衛ノ永新ヲ
新聞ハ大ニ 実際ニ
新聞ニハ極社説ヲ掲ケ又グローブ
カヘルカ如スルヽ政党ノ
よろしくない セルモノヨリ
依テ大ニ 外ルヲ
対シ悪 ニ「裏ニ石井次官
ヲ米名ヘ電報スルニ
立ヲ示ス大使館附武官ノ
依リメルカメリカ

保護実統ニおケル言
実ナルニおイト先統ニ比シ顕ル低キナルコト
唯一最後ノ科目ト同
要領入手ニおスル今
ニ依ル之ヲ
次ニ口頭ニ
ヲ以テ
計ニ於テ
幼ロテ
明ニ
トcc
ナル

710278

比シ大ニ低キナルコトヲ
歌ガイルコトヲ
教ノ教室ヨリ
室ノ除ニおケル
ノ減滅
例
先シ
カニ
法ノ
ノ
教
ル
ナル
effect

多更ニ此ノ十七ハ例ヘ仕従ガ必ズ此レ件ナルヲ了ス、サリトテヘリ、ソノ方ニ於テ白ラ当ヲ出ス一条ナシト雖モ其ノ日本ノ領海ヲ他ノ船舶ノ航行ニ関スル一般ノ規則ノ表ハスヘキ白ラ当ヲ出ス一条ナシト雖モ其ノ日本ノ領海ヲ他ノ船舶ノ航行ニ関スル一般ノ規則ノ表ハスヘキ白ラ当ヲ出ス一条ナシト雖モ其ノ日本ノ領海ヲ他ノ船舶ノ航行ニ関スル一般ノ規則ノ表ハスヘキ

710279

2-1370

0029

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

ナレテ之ニ乗ラレムルヤトモアルヘキ
但シ南ヘ多ナリト雖ヘ亜ケ
共ニ又日月丸ハ Manchester
Associates, Sicre (Agent)
ニテ借リ受ケ航海中及ビ
平均平云レヤ二十割以
英女ヨリ移入ノ多数ナル
激烈セルコトハ未ニ更ニ
等ケコハ英船ヨリ移入
知ラレタル亜ケ均平ニ
如クノミナラス手形買
仮往復如ク立入リ

710280

ルハ市ヨリ更ニ二月十八
新工業従ニ業務ヲ
ヲ

日月十四ノ一張ハ又ニ
陳及繁忙ニ
手ニ英ハ
ヘ亜ケ
此ノ如
迄ニハ
十ハ尺

2-1370

0030

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710281

2-1370

0031

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

下院議会ニ於テハ三月ノ初メ
ノ如シ
右ノ次第ニテ当時ニ於テ
モ全ク言フベクモアラズ近々
乱起ラントスル模様ヲ示ス
ハヤ否ヤ大ニ疑ナキ能ハ
要領ノ儘ニテ終ラントス
ルヤ又ハ二三日ニテ
右ノ通リ申シ上ゲ置キマス

Buchanan 氏ハ第十代ノ
紐育市長ニテ政治
家ノ云ハヾ交レテ之ヲ
Smith ニモ亦サルノミナラス却テ
同人ヲ攻撃セリ

710282

カラス然ルトノ事ニ
ヲ見ルノミニテ根
千歳ニ至ルマデ
ハ根元ヲ
ニテ傷ヲ
「保カセラルル様ルーズ
電報セラルルニ一家
依テ十分ノ
ニ至ル程
化セラルヽ
ヲ以テ代ラルヽニ
リテモ三四十年
ナリ若シ電信ニテ

2-1370
0032
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

重慶セレクトショップ
寧口秋一スルニ為カ
ストなし

2-1370

0033

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

T10283

第四章
後記及び改訂の経緯

ニ月二十八日午前中に約六百頁の原稿を脱稿した。
五月末に校了となり、七月末に発売された。
本書は、陸軍士官学校の教育について、
「国防の本義と其の強化の提唱」
に基づき、従来の教育方針を改め、
精神教育を重視し、
また、戦術教育においては、
実戦に即した教育を行うこととした。
これにより、
従来の教育方針を改め、
精神教育を重視し、
また、戦術教育においては、
実戦に即した教育を行うこととした。

T10284

これにより、
従来の教育方針を改め、
精神教育を重視し、
また、戦術教育においては、
実戦に即した教育を行うこととした。
これにより、
従来の教育方針を改め、
精神教育を重視し、
また、戦術教育においては、
実戦に即した教育を行うこととした。
これにより、
従来の教育方針を改め、
精神教育を重視し、
また、戦術教育においては、
実戦に即した教育を行うこととした。
これにより、
従来の教育方針を改め、
精神教育を重視し、
また、戦術教育においては、
実戦に即した教育を行うこととした。
これにより、
従来の教育方針を改め、
精神教育を重視し、
また、戦術教育においては、
実戦に即した教育を行うこととした。

2-1370

0034

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710284

轉ジテ絶リ英カハ他ヤト英ニシテ僅ニ根ニ意ハリツツアル自
アヲニ對シ外カノ械絨リ為スヲ止マラス食アヱハ純課
ヒサルカ如ニ此点ハ日本ニおテ今重ヲ加ヘントスル事
ナリトノ意見ニテアリ急ニ角張ノ鉄十角モ張ンヒト勢
ヒタルニ付キ此ニテ第一回会見ハ僅ニ止メ得ルナラン
ト云ヘリ
當日ハ山縣元帥及英國大使書記官西園田保長
オールストレギニ面談ノ節モ日英同盟ノ主意ノ一層
確固ニ述ヘ且日本ノ新税率ニ付テハ微税ヲ内ニ
於テモ反對ノ気焔熾ナル旨ヲ述ヘ今後更ニマッキンノウォード
ヤハ日人俄ニ及京等ニ攻メ掛ケラレツツアリ且
自由党ノ根據地タルモガシヤ及ヨークシヤ等ニ於テ反
對ノ気焔最モ熾リ為ニ議員ニおテハ不安ヲ懐ク

後ラヲ接続ハスハ之ヲ文送セシメ保守党内ニ要
ヨレシ日本ニ概彼セシムヘシト迄ニ見論ヘ大ニツツアリテ
日本ニおテモ今日ノ條約ヲ与ヘテレシコトヲ望ムト
傳リタリト云フ
右ニ據リ考スルニ英国トノ交渉ハ容易ニ進マサル
下差ニ略右ナルノミナラス或ハ決裂ノ形勢トナルモ限ラス其
為ノ状態ニ陥ルヲ張ント頼ナキ事ニ勝トナリタル
ソレテ今日ハ右分徴ノ決済ナクト右今日ノ所見ニ
門ニ十八一日乃電報ニ二七ニ云リテ右書ヘ電報
セリ
兵某七月一日タイムス社ノ主任チロル氏ニ右ナリ
来訪ニ歸セ今ノ條約ハ英支セシ爾来ノ條約ニ係
數差ナリ意見ツ吐露シタル收税新定條ニ

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710285

仰ヲ乞フ」ノ件ハ第一項ニ述ベタル如ク
第四項ノ件ハ今次ノ交渉ニ於テ解決ヲ得
ル見込ナキニ付之ヲ撤回スルノ外ナシ
カクテ第二項ノ件ニ関シテハ既ニ述ベタル
ガ如ク米国ハ日本ノ南部仏印進駐ヲ以テ
ABCD包囲陣ノ結成ト見做シ日本ノ
ハノルトアルニアラストノ米国政府ノ
説明ニ拘ラス此ノ点ニ関シ米国ノ疑惑
ヲ解クニ努メタルモ遂ニ其ノ効ナク
寧ロ米国ハ日本ノ南部仏印進駐ヲ機
トシ日本ニ対スル禁輸ヲ強化シ
タルノミナラス却テ帝国ノ資金凍結
ヲ行ヒ帝国ノ対米依存ノ弱点ヲ
利用シテ帝国ヲ屈服セシメントスル
態度ニ出テタリ

九、右ノ如ク帝国ハ七月二十八日ノ
御前会議ニ於テ決定セラレタル
帝国国策要綱ニ基キ対米交渉ヲ
行ヒタルモ米国ハ帝国ノ要求ヲ
容レス却テ帝国ノ対米依存ノ弱点
ヲ利用シテ帝国ヲ屈服セシメントスル
態度ニ出テタリ

十、日米国交ノ調整ハ支那事変ノ
解決ヲ基調トシ東亜ニ於ケル
帝国ノ地位ヲ尊重シ且ツ帝国ノ
自存ヲ脅カササルコトヲ根本
条件トシテ行ハルヘキモノナル
ニ拘ラス米国ハ此ノ根本条件
ヲ無視シ帝国ニ対シ過大ナル
要求ヲ持出シ帝国ノ譲歩ヲ強
要シ来レリ

十一、以上ノ如ク日米国交ノ調整ハ
全ク行詰リノ状態ニ陥リタルヲ
以テ帝国ハ茲ニ従来ノ行掛リヲ
一切捨テ去リ帝国ノ自存ヲ全
ウスル為ニ新ナル決意ノ下ニ
事態ノ解決ヲ図ラントス

2-1370

0036

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710286

2-1370

0037

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710287

710288

心ノ次第ニ候第七政府ノ方ヨリ英国ヘ
御地ノ由ニ付テハ
右ニ従ヒ今ヘ手ヲ御
ニナルニトノ談有セラレ
ヒラ先キヒリ日ヒリ附
修ヒリ以テ実ノ清減
ノ陳ヲ第一ト為ノ為ニ
リ乙サルヲ以テキニトナレトモ限ラサルヲ重ヒ方ノ
会ニ及ヒ一ト一ノ手ヲ
統合ノ為中城ヒリ

新条約ノ協ニ実心ヲ
ヒ為ニ承知セラルヘキ
尾力ニ依リ以来改正
新条約ノ協ヒリ

御使ニ来ヒ実ノ面
迅速ニ確カノ手続
ルニトナキヲ以テ
約書調ノ際ニ
到ラサルヲ以テ
ヲサルヘキカト
条ルニ依テ
ヲ実ノ状然ニ
係ル件ニ
スヘキ条ナキニ
キ内ノ差
ノ慨ヲ
ノ子ノ

2-1370
0039
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

17

61

710289

生スヘリ然テハ右ノ如キ金銭ヲ差出ス人物ヲ通ヒニシカネノ夜ノ事ハ
俥ヲ物色シ通ヒニシカネノ通ヒニシカネノ夜ノ事ハ
セサル為メ通ヒニシカネノ通ヒニシカネノ夜ノ事ハ
ヲ俥夫ニシテ山手ノ方ヘ走ラシメ
彼ノ如キ策ナリシト雖モ
ノ犬例ニ於テ為ニ此ノ如キ事ニ際シ
為ニ俥ノ走行ニ依リ我ヲ知ラシムル
迄一切ヲ秘シ俥夫ニ対シ如何トナレハ
迄丈ケヲ命シ第二ノ俥夫ニ対シ
教ヲ授ケスル方針ニ出テタリト云フ」

2-1370

0040

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

第六章

七月八日ノ船次会議

七月三日ノ船次会議キャムベルヨリ大要ノ会ニ依リ
重要ナル点ヲ次ノ如ク要約シ報告シ置キタル処ノ船次会議ノ第六日目ニ当ル
本会ニ対スル英米ノ態度ニ関シ孰レモ重大ナル関心ヲ有スル旨ヲ述ベ
且ツ日本ノ提出シタル案ニ対シ英米ノ態度ヲ明カニスル様要求シ
会ハ二日ノ休会ヲ為シ其ノ間ニ英米ノ態度ヲ明カニスル様要求シ
本船ノ船次会議ニ於テ英米ノ態度ヲ明カニスル様要求シ
佐藤代表ヨリ英米ノ態度ヲ明カニスル様要求シ
しりへす安協ノ見込ハ絶ハスル旨ヲ述ベ
且ツ佐藤ハ本会議ニ於テ他ノ代表ヨリ

710290

ナスヘキカ決定セントスル旨ヲ
望ム旨ヲ述ヘ且ツ本会議ニ於テ
右ハルノ会見ニ関シ報告ヲ
モ亦会議ニ於テ
「佐藤代表ハ先ノ米ズトニ
ヲ知ラサル旨ヲ述ヘ且ツ
ケ月ヲ要シタルハ英米ノ
之ニ対シ佐藤ハ又右ノ
対スノ会議ニ於テ
レリ

仏ニ於ケル七月二日ノ
中ノ趣旨ヲ大要次ノ
メムニ先ツ日本ノ
次会ヲ開キ
次会サー、ヒユーバート、ル

又亜細亜除モ四人ノ委員ヲ挙ケ之ヲ第四ノ報告ニ掲ケセシコト
ニ決シ一日ヲ以テ休会スルコトニ決セリ
次ニ一日ヲ以テ休会ノ動議ニ対シ賛成ノ発言アリ
茲ニ於テ議長ハ一日ヲ以テ休会スルコトニ決セリ
議長ハ休会ノ旨ヲ報告シ且ツ次会ノ議事ハ追テ
公報ヲ以テ通知スヘキヲ告ケ午後一時二十分散会ヲ宣セリ
右ノ通相違ナキヲ証ス
一九三三年二月二十四日
議長 長岡春一
書記官長 杉村陽太郎

710291

滅ニ帰セシメルカ如キ箇所アルハ実ニ改善ノ必要アリ
ト云ヘル点ナリ又英国委員ノ提案ハ他ノ報告ノ
言葉又ハ思想ヲ採用シ得ル様ニ作ラレタルモノニシテ
本案ハ本ニ記載セラレサル多クノ美点ヲ含有スルモノ
トス
右ハ日本委員ニ於テ提案ニ対スル賛成ノ意ヲ表シタル
モノニシテ之ニ依リ本案ハ全会一致ヲ以テ可決セラレ
タル訳ナルカ尚ホ日本委員ヨリ本案ニ対スル賛成ノ意
ヲ表シタル点ニ付テハ本案ニ対スル賛成ノ意ヲ表シタル
モノニ非ス唯本案ニ含マルル多クノ美点ニ対シ賛意ヲ
表シタルモノニシテ本案ニ対スル賛否ハ未タ決シ居ラ
サル旨ヲ説明シタル点ニ付テハ本案ニ対スル賛否ハ未タ
決シ居ラサルモ本案ニ含マルル多クノ美点ニ対シ賛意
ヲ

スルニ申リテハ私ハ一定ノ
ノ例トセリ尤モ今回日本
ノ事ニ付セシメントスル
本対策キ
日本ノ提案ヲ採用ス
如キ事ノ約束ヲ
候ニ又ハ之ニ
一ノ条文ニハ
日本ニ
ノトリカヘヲセラレン
又ハ実ニ
実ニ対策ニ

Mail draft 準拠スル
ノ後ヒニ
ルトスルノ如キ
対シ
ヲ作成マルニ
ルトスルトキハ
ノ提案ヲ採用ス
ノ約束ヲ
候ニ又ハ
一ノ条文ニハ
日本ニ
ノトリカヘヲセラレン
又ハ実ニ
実ニ対策ニ

710292

減ラスヘキ旨ノ第
太ニ
ヲカ
ル

実ニ
ヲテ
ル
ノ
ル
ル
ル

依テ本夜ハ以上ノ実況ト実ニ符節ノ合フモノヽ由来ヲ陳述シ且ツ比律賓ニ於ケル比律賓人ノ独立ニ関スル全般ノ情勢ニ付テモ亦陳述セントスルノ目的ヲ以テ比律賓人ノ独立ニ対スル米国ノ政策ニ依ルニアラサルヿヲ論シ更ニ進ンテ現ニ比律賓ニ於ケル米国ノ施政ノ下ニ於テ比律賓人ノ独立ヲ阻害シツヽアル一ノ勢力アルヿヲ指摘シ以テ米国ノ比律賓ニ於ケル施政ノ方針ニ付キ再考ヲ促サントスルノ微意ニ外ナラス

然ルニ本夜ハ時既ニ遅キニ失シ且ツ諸君ノ御疲労ヲ思ヒ遺憾ナカラ之ヲ他日ニ譲ルヿヽシマス

710293

ハスンハ幸ヒ之ヲ傍聴スルヿヲ得ハ幸甚ナリ

陳述ニ当リ本夜ハ我米国ノ比律賓ニ施政ヲ布クニ至リシ歴史的ノ事実ヲ述ヘ且ツ之ニ関スル多数ノ米人ノ意見ヲ引用シ以テ米国ノ比律賓ニ於ケル施政ノ方針ニ付キ再考ヲ促サントスルノ微意ニ外ナラス

又ノ機会ニ譲ルヿヽシマス

0044

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

ニおテ施ヒテ其五対等ノ形式ヲ伸フルコトヲ希望セラル、
次第ナラハ英ヨリ貴統上配立ノ制度ヲ相俟テ
ヲ以テ日本ニおテ統率ノ根ヲヲナストニヲコトニシテ
ハ「メヤト云ヒ古ヲ降ヲ約ヲ改ヲ以テ日本ヲ采統上米ヲ佛
ニテ「英ヨリ猶ノ七元ヲ良好ナル待遇ヲ受ケ
セラルノ条ヲニおケルヨリ根ニテ統率ノ元
ルヲ以テ日本ハ一定ノ英ヨリ根ヲ統率ノ元
用ヲ希望スルトノ一事ノ英ヨリ根ヲ統率ノ元ヲ
依テ本文ハ右ニ対シテハ何等カノ根ヲヲナストニヲ
トヲ英ヘ書「久米統率ノ根ヲヲナストニヲ
おテ動ヲ元ヲ統一ヲ依スルヲ本使一個ノ意
ヲトシテ英ヨリ佛ニおケル統率ノ根ヲヲナストニヲ
幸ノ内容ヲ承知セラレ度キ旨述ヘタル

710294

ヲ約束ヲ以テ右ヲ内示スヘキ旨ヲ述ヘタリ
右ノ通リヲトシテ右ヲ約束ヲ以テ
white cotton shirts, grey
khaki cloth and cotton flannel
ヲ以テ
右今又仮本文ヲ以テ
沙三八号ヲ以テ本省ヘ
第一四一号ヲ以テ
日仏電第一四四号ヲ以テ
トノ九通ヲ電報シ
ヲ以テ
ヲ一ヲ以テ

為帝次官ヨリ手ふ
ニ別紙ノ如キ電報
和ハ考モ他ニモアラ
ト云ヒ條ハ入ラ」條セテ電報セ
四月十三日午後リ地
今後ノ状況ニ鑑ミ
英ハ好リノめうん
ルモ何等効果ナリ
ニ支ニ方針ヲ変
得ニ支ニ為ス
左モ帝也改
リ帰後ヲ俟
ニおテモ英

710295

スヘキカ取
候ハヽ外
ニ英也
リ電ヲ
ナキ
ニ支ニ
モ
ヲ
ス
ヘ
キ
ヲ
ス
ヘ
キ
ヲ
ス
ヘ
キ

沖一四号ヲ以テ「要領
ヲ以テ後ノ進ムヘキ方針ヲ定メ
対米交渉ノ打切ヲ
二時ヲ期シ
ヨリ別ニ
但シ郵送ヘキ
お送シ電報ヲ
付ニシテハ沖二四
ヤ」トノ
電アリ
依ツテ
沖四ノ
ヨリ
ヲ以テ
ヲ以テ
ヲ以テ

第七号

現状変更廃棄ノ通告

毎ニ先キ而月十二日附厚発第四号ヲ以テ現状変更ノ通告ヲ為シタル処其後モ引続キ工事ヲ施行シ昨年七月十七日ニ至リ更ニ工事ヲ施行シ又本年七月十七日之ヲ廃棄シ現状ヲ変更シタル事実ハ前回ノ通告ニ依リ既ニ御承知ノ事ト存ジマスガ尚ホ其後ノ状況ヲ左ニ附言スルト共ニ廃棄ノ通告ヲ為シマス

一、昨年七月ニ施行シタル工事ハ前回ノ通告ニ依リ既ニ御承知ノ事ト存ジマスガ尚ホ其後ノ状況ヲ左ニ附言スルト共ニ廃棄ノ通告ヲ為シマス

710297

水迷ノ生セサル様改善ヲ加ヘ且ツ其ノ後ニ於ケル実績ニ徴シ更ニ改善ヲ加フル必要アリト認メタル箇所ニ対シテハ逐次改良ヲ施シ現在ニ於テハ殆ト満足スヘキ状態ニ在リマス

二、昨年七月ニ施行シタル工事ハ前回ノ通告ニ依リ同年十七日ヨリ其ノ施行ヲ開始シ同年十月ニ至リ之ヲ完了シマシタガ其ノ後ニ於ケル実績ニ徴シ更ニ改善ヲ加フル必要アリト認メタル箇所ニ対シテハ逐次改良ヲ施シ現在ニ於テハ殆ト満足スヘキ状態ニ在リマス

三、本年七月ニ施行シタル工事ハ前回ノ通告ニ依リ同年十七日ヨリ其ノ施行ヲ開始シ同年十月ニ至リ之ヲ完了シマシタガ其ノ後ニ於ケル実績ニ徴シ更ニ改善ヲ加フル必要アリト認メタル箇所ニ対シテハ逐次改良ヲ施シ現在ニ於テハ殆ト満足スヘキ状態ニ在リマス

2-1370

0048

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

却テ之カ為メ系乃村ッ疾リ程等スルノ便アリ隊先ノ如キモ因リ何等ノ利益ヲ蒙ル理ナク従テ今回ノ隊先ハ分ニ於テ四十四年一月十七日廃業届書ヲ出シタルトモ同セサルヘケレハ此旨ニ付テハ隊ノ先方ノ意見ヲ確メ形式上届出ニ於テ本年八月分ノ廃業届先ヲ示シハ義ナラハ事務上取扱ハ之ヲ締スルモノニアラス又維持航共同債器借ニハ其務期限ノ順ニ於テ廃業方法ヲ認載セサルカ故ニ之カ廃業ニ一ケ年ノ隊先ニ与フル八月分ナルヘキ了物ヲ容レス仍テハ四国先ニ依リ四十四年七月十七日通為等ト同時ニ先務セシメルノ様意ナルカ中止セリ

然ルニ本件ニテハ従般航共同債器ニ至ルノ他元ハ元保依ノ手続注意事項期限ニ至ル段宜ナリ

缺如セルコト等ニ依リ他ノ隊分ト一律ニ出ニ届出先ト以テ廃業セシムルヲ穏当ナル根拠ヲ以テ廃業セシムルカ形式上穏当ナルヘク従テ之カ根拠ノ状態ニ於テ廃止セサルハ其ノ取付ニ於テ之カ廃業ニ差障ナカルヘキニ付此際寧ロ取扱上便宜ナリ他ノ隊分等ト同様ニ保護セシメル様根拠ヲ通ルカ為ノ外ト因リ之ヲ以テ本月四日電報第一三三号ヲ以テ右ノ理由ニ依リ決定ニ至ルト却テ四国先文中事利益ナル云々トアリ先方ハ之カ廃業ニ関スル件等ナキ旨返電アリタリ

カク右陸トノ事情ニ鑑ミ廃業ノ件ニ付テハ七月八日会見ノ節長官ヨリ本国先方之要旨ヲ示シ先方ノ意見ヲ聴取スルニ先方ハ当分差当リ加ヘス上回答スヘシトノコト

2-1370

0049

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

十月七日午後六時ヨリ外務大臣官邸ニ於テ開催セラルル一等書記官以上ノ会議ニ出席スル為メ

右当時御不在ニ付キ同官邸ニ赴キ同会議ニ出席スル一等書記官ニ対シ右ノ趣旨ヲ伝言シ置キタル旨報告シ来レリ

2-1370

0050

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710299

第八章
英支ノ形勢ト本邦ノ立場

七月八日今尺ノ節現地ニ於ケル廣東通貨又ハ銀行ニ付キ英人ヨリ申出アリタル旨ヲ以テ英人ノ提出セル四通ノ書面ヲ十八日ニ至リ返送シ來レリ右ハ第七條ノ解釋ニ關スル英人ノ主張ニ對シ我方ノ意見ヲ述ベタルモノニシテ英人ハ之ニ對シ十九日ニ至リ更ニ書面ヲ以テ我方ノ意見ニ對スル再考ヲ求メ來レリ

サレテ「ヨーク」ニ至リ七月七日迄ニ新ニ任命セラルル英人ノ後任者ニ引渡ス筈ニ付キ英人ハ我方ニ對シ後任者ノ來ル迄ニ出來ル丈ケ速ニ引渡ヲ完了スル樣希望シ來リタルニ付キ我方ニ於テモ出來ル丈ケ速ニ引渡ヲ完了スル樣取計フ旨ヲ答ヘタリ

二十日在重慶一等九號ヨリ電報アリ英人ハ我方ノ意見ニ對シ再考ヲ求メ來リタルニ付キ我方ニ於テハ之ニ對シ更ニ考慮ヲ拂フノ要ナキ旨ヲ答ヘタル處英人ハ更ニ我方ノ意見ニ對シ再考ヲ求メ來リタル旨電報シ來レリ

2-1370

0051

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

トスレハ実際ニ於テハ行動的ニ犯ストモ悟ルヘキニ付前ノ
口振ヲ以テ抗争ヲ條約ニ依リ解決セシメラルヽコト
可能ニ非サル事実ニ從来振合ヲ全然拒
絶スルニ於テハ遂ニ其條約ヲ無ミスルハ明瞭ニシテ
特ニ今日ト雖最モ有力ナル協定ヲ基礎トスルニ於
テハ我方要求ニ同意スルヲ更ナラサルカ故ニ其他
外之ノ望ナシト推断セサルヘカラス斯ノ如キ場合
トナラハ我方ハ今ノ根本義タル日英同盟モ亦
テ危殆ニ陥ラシメ其継続ハ覚束ナキモノト思ハル
懐セサルヘカラス加之英米トノ関係ハ緩ヤカナラサルニ
於テハ他ノ諸国モ又我勢力ヲ猜疑シ進ンテ関係
ヲ傷付セサルノ虞アリ若シ之ヲ反テ從来ニ依差
右ニ懸念セラレンニハ其関係ニ更ニ一歩進ミ特ニ

難ヲ避クアリトモ理由ナサルヲ以テ此種的ニモ全ク依
了ニ拘ハリ他ノ諸国モ亦躊躇ナク従来ノ態度ヲ改メ取
ルニ至リ併セトハ帝国ノ特殊地位アルモ之ナラス南満ナル範
囲内ニ於テ根本ヲ貫徹スルハ不可能ナリト思考スヘ
ニ付是亦大ナル国難ヲ惹起シ終ニ窮迫トナリ従前
以上ノ国難ヲ見ルコトハ或ハ之アルヘキモ其ノ力目
支那ノ政治ニ対シテ保護セサルコトハ将又ノ
如ク保護スルモノトシテ実ニ於テ之ヲ目視スルニ絶ハサル
理由ヲ以テ承認ヲ固持セラレ己ムヲ得スンハ総退
一旦之ヲ是認シタル上ハ其ノ効力ニ比スハ当
思ヒ得ヘシト然ス然ルニ右ノ要点警トリテ重リ
御了承アリ右意見ハ一二ヲ記載ノ結合
同ニシテ一般ニ亘ル最重要ナル点ヲ信スル意味

2-1370
0052
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

ナラン二ハ右條ノ通リ宣言ヲ發
ハロノ全文ヲ次ニ掲ケル如キ七箇
ヲ列挙シ七箇ニ及ブ大小ノ島
嶼ヲ日本ノ領土ヨリ永久ニ除
去スルコトヲ述ヘタル
埋立ヲ禁止シ日本ノ産業ヲ
ラヘラルヘキ軍需品ノ生産ヲ
ノ如キ制限ヲ加ヘラルヘキ
ヲ認ヘラルヘキコト
ノ領土ハ本州
及連合国ノ決
ノ諸島ニ限ラ
ルヘキコト及
右ノ外日本国軍隊ハ完全ニ武
装ヲ解除セラレタル後各自ノ家
ニ帰リ平和且生産的ノ生活ヲ
営ムノ機会ヲ得シメラルヘキコト
右ポツダム宣言ハ七月二十六日
ノ午後ニ発セラレ翌二十七日ノ
午前ニハ我ガ国ニ於テモ之ヲ
知リ得ル状態ニ置カレタリ

「モデル」ニ発セラレタル宣言ハ
一項乃至十三項ヨリ成リ其ノ
第一、英、米、支ノ三国政府首脳
サルヘキ旨ヲ述ヘ
ノ多クハ従ツテ
ヲ取リ除ク
ヲ確立スル
第二、本邦ノ主
国領土ヲ限ラレ
第三、吾等ノ
第四、吾等ノ
第五、俘虜ヲ
第六、日本国
第七、右ノ
第八、カイロ
第九、日本
第十、日本
第十一、日本
第十二、連合
第十三、日本

2-1370

0053

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

716302

教ノ如キ仍七割ノ多キハ実ニ免カレ難キ所ニシテ
レ列ノ手段ニ訴ヘ以テ其ノ目的ヲ貫カントスルハ
幸福増進ノ途ニ背馳スルモノニシテ断シテ之ヲ
為スヘカラサルハ勿論ナリ然レトモ此ノ種ノ行為ハ
スルニ急ニシテ之ヲ防遏スルノ暇ナキヲ以テ
ニテモ中途ニ於テ之ヲ遮断スルノ機会ヲ得ルヤ否
ハ甚タ覚束ナキヲ以テ此ノ如キ場合ニ於テハ
上他ニ適当ノ救済方法アラサル限リハ之ヲ
ル事ヲ要セス」
ル事実ヲ認メ」ト改ムルヲ要ス
及シ「ノ日ヨリ」ノ下ニ「其ノ頃ヨリ」ヲ加フ
ノ点ニ付テハ異存ナキモ本項ハ之ヲ削除スヘキ

ヲ要スルヤ否ヤハ之ヲ決スルノ標準ヲ定メ難キ
ハ大ニ異存アリ例ヘハ甲ノ日本ノ
ノ為メ日本ノ政事ニ干渉シ又ハ
ハ之ヲ防遏スルノ暇ナキ
ヘキヤ否ヤハ之ヲ決スルノ標準ヲ定メ難キ
ヲ為ス

710303

大口ヲ要セシカ為ニ千九百余万ヨリ少キ
ヘカラサル税率ニ対スル収入ハ千七百余万
ナリシカ改正税法ニ依レハ千五百余万ノ
収入ヲ得ルニ過キス又千九百余万ノ収入
ヲ得ンカ為ニハ千七百余万ノ収入ヲ得ル
ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要ト
スルノ外ナシ而シテ千七百余万ノ収入ヲ
得ル為ニハ千五百余万ノ収入ヲ得ル為ニ
要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トス
ルノ外ナシ

一、千九百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ千七百余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、千七百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ千五百余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、千五百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ千三百余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、千三百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ千百余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、千百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ九百余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、九百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ七百余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、七百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ五百余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、五百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ三百余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、三百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ一百余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、一百余万ノ収入ヲ得ル為ニハ九十余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、九十余万ノ収入ヲ得ル為ニハ八十余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、八十余万ノ収入ヲ得ル為ニハ七十余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、七十余万ノ収入ヲ得ル為ニハ六十余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、六十余万ノ収入ヲ得ル為ニハ五十余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、五十余万ノ収入ヲ得ル為ニハ四十余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、四十余万ノ収入ヲ得ル為ニハ三十余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、三十余万ノ収入ヲ得ル為ニハ二十余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、二十余万ノ収入ヲ得ル為ニハ十余万ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、十余万ノ収入ヲ得ル為ニハ九万余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、九万余ノ収入ヲ得ル為ニハ八万余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、八万余ノ収入ヲ得ル為ニハ七万余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、七万余ノ収入ヲ得ル為ニハ六万余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、六万余ノ収入ヲ得ル為ニハ五万余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、五万余ノ収入ヲ得ル為ニハ四万余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、四万余ノ収入ヲ得ル為ニハ三万余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、三万余ノ収入ヲ得ル為ニハ二万余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、二万余ノ収入ヲ得ル為ニハ一万余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、一万余ノ収入ヲ得ル為ニハ九千余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、九千余ノ収入ヲ得ル為ニハ八千余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、八千余ノ収入ヲ得ル為ニハ七千余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、七千余ノ収入ヲ得ル為ニハ六千余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、六千余ノ収入ヲ得ル為ニハ五千余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、五千余ノ収入ヲ得ル為ニハ四千余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、四千余ノ収入ヲ得ル為ニハ三千余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、三千余ノ収入ヲ得ル為ニハ二千余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、二千余ノ収入ヲ得ル為ニハ一千余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、一千余ノ収入ヲ得ル為ニハ九百余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、九百余ノ収入ヲ得ル為ニハ八百余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、八百余ノ収入ヲ得ル為ニハ七百余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、七百余ノ収入ヲ得ル為ニハ六百余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、六百余ノ収入ヲ得ル為ニハ五百余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、五百余ノ収入ヲ得ル為ニハ四百余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、四百余ノ収入ヲ得ル為ニハ三百余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、三百余ノ収入ヲ得ル為ニハ二百余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、二百余ノ収入ヲ得ル為ニハ一百余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、一百余ノ収入ヲ得ル為ニハ九十余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、九十余ノ収入ヲ得ル為ニハ八十余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、八十余ノ収入ヲ得ル為ニハ七十余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、七十余ノ収入ヲ得ル為ニハ六十余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、六十余ノ収入ヲ得ル為ニハ五十余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、五十余ノ収入ヲ得ル為ニハ四十余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、四十余ノ収入ヲ得ル為ニハ三十余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、三十余ノ収入ヲ得ル為ニハ二十余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、二十余ノ収入ヲ得ル為ニハ十余ノ収入ヲ得ル為ニ要スル税率ニ比シ一割ノ増税ヲ必要トスルノ外ナシ

一、十余

記アリキ尚ホ此ノ際ニ於ケル大体ノ取扱ヒ振リ
ヲ述ベンニ本件ニ関シ電報ヲ以テ通報セラレタル
モノハ一通ニシテ之ハ昨年十二月二十九日附ヲ以
テ在ホノルド総領事ヨリ発セラレ本年一月七日ニ
本省ニ到着シタルモノニシテ其ノ内容ハ概ネ左ノ
如キモノナリシ

ホノルド総領事ヨリ本年一月七日附ニテ本省ニ
到着シタル電報ニ依レバ昨年十二月二十九日附
ヲ以テ在ホノルド日本人会ヨリ別紙ノ如キ決議
ヲ添ヘテ在留邦人ノ引揚ニ関シ本邦ニ於テ適当
ノ措置ヲ講ゼラレンコトヲ要請シ来リタルニ付
テハ右ハ在留邦人ノ希望ニ副フ様取計ヒ度キ
モ差当リ本邦ニ引揚ヲ希望スル者ノ有無並ニ
其ノ数ヲ調査スルノ必要アルニ付右ニ関シ至急
回電アリタキ旨申来レリ仍テ別紙ノ決議ヲ訳
出シ昨年十二月二十九日附ヲ以テ在ホノルド
総領事ニ宛テ電報シ置キタリ
別紙ノ決議ハ概ネ左ノ如シ
一、在留邦人ハ米国ノ対日感情ヲ激化シタル
ニ鑑ミ現在ノ儘ニテハ安心シテ生業ニ従事
シ難キニ付本邦ニ引揚ヲ希望スル者ハ成ル
可ク速ニ引揚ヲ実行シ得ル様取計ヒ呉レラ
レタキコト
二、引揚ヲ希望スル者ハ一般ニ経済的ニ困窮ニ
陥ルヲ以テ引揚ニ要スル費用ハ勿論引揚後
ノ生活ニ付テモ本邦ニ於テ相当ノ考慮ヲ払
ハレタキコト

2-1370

0056

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

永ニおテあル中・張おヨび
セレムルヒトハ第ヒ条ヲ
おル股及電話一面ヲ
第五条ノ文ニ付ニおテハ
スルヲ十セル美女将校
ヒト結ハストテ他ヒ通
郵便ニテヒヤスヘキ
本条ハ第一九条ノ
ニおメル中ニ付ニ文ハ
各トヒ条ヒ電化ソノ
七ル体ヒまヒ本七
ヲ解本条ニテサルヤヒ
右電報及的書

交対話ニ及ブ地位ニ
附及重附ノ子等
ノ第ノ通リ本ノ
文ヒ採用ニおル
スルノ分ヲ他ニ対シテハ
ヲヒヲ附ヲ電ノ
旧私室ノ維おヲ
おヲノ日本電業
業役郵便ノ様用
計ルノヲ除ナレハ美
次ヒ及ボニ失フノ
子ニ廃例セールノ
庸ハ言ヒ迄ヒヲ
附ノ文対妻ヲル

2-1370
0057
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710306

ハ之ヤ吟ニノ金ク自由
ふこおテモ悪ト実行
排戦ヲ対抗スルノ
明ヘ迄来ヨ玉ツテ
リ次第ヲ以テ
統ニ依ヲ秋ニ
改セ十行来
ノ事ヲ行ハル
重要セラレ
実行改革
ヲ以テ
分ナラスト一層

政策ヲ内閣ヲ又
ヲ以テ明ト現内
移地メルヲンカシヤ
外ヨリ"モ徴ル
依リ最モ大ノ
ヲ実行ノ徹
テリ為ニ作リ
ラレル組ハ
示サントスルヲ
排撃セラルノ
犯シテモ
来ヲ

710307

2-1370

0059

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710308

2-1370

0060

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710369

ニレテ 断絶セハ日本ハ或ハ他ノ強国ト提携シテ
ニ右勢ノ均衡ヲ破ラントスルニ至ルヤモ知レス
又ハ現ニ両国ノ間ニ行ハレツヽアル通信ノ
ごときも亦遂ニ行ハレサルニ至ルヤモ知レス
又ハ極東実像ニレテハ日本ハ米国ト
又スヘテおいて勿カラン而カモ
抵抗ヲ受ケテ西ヨリ東ニ進ムヘキ
米ノ実力ハ日本ノ為ニ阻止セラレ
ヘサル如キ
米ノ内政ハ共和党ト民主党トノ
ス争ニ由リ比較的ニ安定シ得ヘキ
ル政策ハ常ニ政府ノ更迭ニ際シ
已ムヲ得サル場合ノ外ハ
要求ニ依テ
ラレサルヘキヲ以テ彼ノ
ラレサルヘキヲ以テ彼ノ

ヲ以テ迫ルカ如キ
ヒタルカ如キ
ニ乗シ漸ヲ希望スルニ
実ニ巧ミニ
際ニ
ヒ最モ好策ニハアラサルカ
ノ一石ヲ
ヒ乗シテ
ニ信ノ
来ヨリ
辛ヒアラストナスヘシ
ヲ以テ
ヲ以テ

2-1370

0061

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710310

コトナレハ氏等直チニ引上ケ政策トハ等シク
等シクスルヲ以テ氏ノ原史ヲ顧ミサル一足飛ノ政
策ナリト私義セラルヽ処アラン、然レトモ又ノ事ハ
依レハ其ノ当ヲ得タル政策モ俄
カニ好ク多数ノ幸ハ政策ノ実ヲ挙ルコト能
ハサルヘシ、然ルニ今ヤ其ノ時ニアラス、
当ニ其ノ時ニ適スルノ政策ヲ採リ之ヲ実行ニ
移スヘキノ秋ナリ、故ニ私ハ此ノ際ニ於テ
社倉ヲ設ケンコトヲ望ム、社倉ハ之ヲ設ケ
ルニ方リ多少ノ金ヲ要スルモ、一旦之ヲ設
ケテ後ハ其ノ費用ヲ減スルヲ以テ、其ノ
ト雖モ之ヲ設ケ置クノ必要アリ、
況ンヤ其ノ費用ハ決シテ多額ヲ要スルモノニ
アラサルヲヤ、
私ハ此ノ社倉ヲ設ケルニ付キ、其ノ方法ニ
付キ二三ノ意見ヲ述ヘテ、当局者ノ参考ニ
供シタイト思フ、
其ノ一ハ社倉ハ之ヲ各町村ニ設ケルヲ
可トスルノ意見デアル、
其ノ二ハ社倉ハ之ヲ各町村ニ設ケルニ
当リ、其ノ町村ノ人口ニ応シテ、其ノ
貯蓄ヲ定メルヲ可トスルノ意見デアル、
其ノ三ハ社倉ハ之ヲ各町村ニ設ケルニ
当リ、其ノ町村ノ人口ニ応シテ、其ノ
貯蓄ヲ定メ、且ツ其ノ貯蓄ハ之ヲ町村
ニ於テ保管セシムルヲ可トスルノ意見デアル、

其ノ理由ハ各町村ニ於テ人口ニ応シテ
其ノ貯蓄ヲ定メ、且ツ其ノ貯蓄ヲ町村ニ於テ
保管セシムルヲ可トスルノ意見デアル、
其ノ理由ハ各町村ニ於テ人口ニ応シテ其ノ
貯蓄ヲ定メ、且ツ其ノ貯蓄ヲ町村ニ於テ保管
セシムルヲ可トスルノ意見デアル、
其ノ理由ハ各町村ニ於テ人口ニ応シテ其ノ
貯蓄ヲ定メ、且ツ其ノ貯蓄ヲ町村ニ於テ保管
セシムルヲ可トスルノ意見デアル、
其ノ理由ハ各町村ニ於テ人口ニ応シテ其ノ
貯蓄ヲ定メ、且ツ其ノ貯蓄ヲ町村ニ於テ保管
セシムルヲ可トスルノ意見デアル、
其ノ理由ハ各町村ニ於テ人口ニ応シテ其ノ
貯蓄ヲ定メ、且ツ其ノ貯蓄ヲ町村ニ於テ保管
セシムルヲ可トスルノ意見デアル、
其ノ理由ハ各町村ニ於テ人口ニ応シテ其ノ
貯蓄ヲ定メ、且ツ其ノ貯蓄ヲ町村ニ於テ保管
セシムルヲ可トスルノ意見デアル、
其ノ理由ハ各町村ニ於テ人口ニ応シテ其ノ
貯蓄ヲ定メ、且ツ其ノ貯蓄ヲ町村ニ於テ保管
セシムルヲ可トスルノ意見デアル、

2-1370

0062

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710311

2-1370

0063

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

ノ根元ニ前述ノ如キ字体ヲ附カスニ置キ
ヨリ多ク使用セラレ来リ色刷ノ字体ハ片仮名
ヲ更ニ用ヒ来ルヲ以テ片仮名ハ平仮名
好ト雖モ従来ノ慣習上全国ノ全体ニ統一ヲ乱
対シ他ノ好ム字体ヲ使用スルヲ許ス
尤モ白ト黒トヲ以テ表ハス美ヤカナル
トハ或ハ片仮名的ノ根元ヲ以テ表ハス
ヤトノ根元ヲ以テ表ハス美ヤカナル
ニ於テハ従来ノ慣習ヲ尊重シ片仮名
ヲ主体トセリ之ニ依リ従来ノ慣習ヲ
従ヒ平仮名ノ根元ヲ以テ表ハス美ヤカ
ヲ主体トセリ之ニ依リ従来ノ慣習ヲ
ノ如キ字体ヲ使用スルヲ許ス
ヲ思ヒ平仮名ノ根元ヲ以テ表ハス美ヤカ

物ヲ送ルカ之ニ対シテハ予ヲ始メ多クノ人ハ
金ヲ送ルカ又ハ之ニ対シ言ヲ以テ謝意ヲ表スル
保険ヲ付スルヤトノ如キ一ニ不利ニシテ
ノ多クハ己ニハ之ヲ送ラザルヤトノ如キ美ヤカナル
ヲ思ヒ多クハ之ヲ送ラザルヤトノ如キ美ヤカナル
ル迄ヲ実ヤカナル人ノ談ニ依レバ先ヲ佛ヲ
従ノ事ニ当リ実ヤカナル人ノ談ニ依レバ先ヲ佛ヲ
改ムル事ニ於テハ之ヲ送ラザルヲ以テ
事際ニ於テハ之ヲ送ラザルヲ以テ
ヲクル事ヲ要セズ之ヲ送ラザルヲ以テ
トナリタル次第ニシテ之ヲ改ムル
仔細ヲ述ベ之ヲ改ムル旨ヲ
ンヤヲ歎セバ予ハ之ヲ改ムル旨ヲ

2-1370

0064

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

一定ノ期限ヲ限リ其ノ在支ニ於テ従来有
セラルル治外法権ヲ撤廃シ支那ノ裁判権ニ服スル
ヲ以テ今回ノ改訂ノ主眼ト為シ其ノ実現ニ依リ帝国ノ多年ノ懸案
ヲ解決シ日支両国ノ関係ヲ根本的ニ改善シ以テ東亜ノ平和ヲ確保
セントスルニ在リ

而シテ帝国ハ此ノ目的ヲ達成スル為メニハ支那ノ現状ニ鑑ミ
暫ク之ヲ実施スルコトヲ得ザルモノト認メ
タルニ依リ帝国ハ今回ノ改訂ニ於テハ
単ニ治外法権ヲ撤廃シ支那ノ裁判権ニ服スルノ
ミヲ以テ満足セズ更ニ一歩ヲ進メ
テ支那ノ法律ノ施行ニ関シ
帝国ノ臣民ニ対シ
特別ノ便宜ヲ与フルコトヲ
約シ
以テ
支那
ノ
国民
ト
同
一
ノ
地
位
ニ
置
カ
ン
ト
ス
ル
ノ
ミ
ナ
ラ
ズ
更
ニ
一
歩
ヲ
進
メ
テ
帝
国
ノ
臣
民
ニ
対
シ
特
別
ノ
便
宜
ヲ
与
フ
ル
コ
ト
ヲ
約
シ
以
テ
支
那
ノ
国

710314

[illegible]ニ於テ「日本カラ出発シテ従来ノ大
英女ノ社会ニ毛保像物英国ヲ始メ欧洲ノ諸国ヲ経テ帰朝スルノ途ニ就キ
英女ノ一大疑問ト倫述セラルヽ事柄ニ付テ「女性ノ位置ハ日本ニ於ケル
欧洲ノ諸国ニ於ケルヨリ如何ニ進歩シテ居ルカ」ト云フ事ヲ研究シ
テ帰ラントスルノ意ヲ述ベ「女性ノ位置ハ日本ニ於ケルヨリ欧洲ノ諸国ニ於ケル方ガ
遥カニ進歩シテ居ル」ト云フ事ヲ証明スル為メニ欧洲ノ諸国ヲ巡回シテ
一日モ速カニ帰朝セントスルノ意ヲ述ベ[illegible]

[illegible]付[illegible]
[illegible]ラ[illegible]解[illegible]ラ[illegible]ナルヤウニ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]ノ[illegible]

2-1370

0066

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710315

第九号
十一月十六日
式令儀

七月八日ノ式令儀改正ノ件ヲ別紙ノ通リ定メ十一月三日ヨリ施行セシメ
ラルヘキ旨勅ニ依リ仰セ出サル仍テ別紙ノ通リ改正シ十一月三日ヨリ施
行スヘキ旨勅ニ依リ仰セ出サル
追テ改正ノ内容ニ関スル御説明ノ為メ十一月十八日午前十時ヨリ宮内省
ニ於テ二回ニ亘リ別紙ノ通リ「ポツダム」勅令ノ公布ニ関スル件ニ基ク
式令ノ改正ニ関スル御説明ヲ為シ度ク此段及申進候
尚右説明ノ為メ出席ヲ要スル者ハ別紙ノ通リニ有之候
追テ右説明ノ為メ出席ヲ要スル者ハ別紙ノ通リニ有之候

ノ上右ニ関スル御説明ヲ為シ度ク此段及申進候
「ポツダム」勅令ノ公布ニ関スル件ニ基ク式令ノ改正ニ関スル御説明ノ為メ十一月十八日午前十時ヨリ宮内省ニ於テ二回ニ亘リ別紙ノ通リ改正ノ内容ニ関スル御説明ヲ為シ度ク此段及申進候
追テ右説明ノ為メ出席ヲ要スル者ハ別紙ノ通リニ有之候
別紙
一、式令ノ一部ヲ改正スル勅令案
一、勅令案ノ要綱
一、勅令案ノ新旧対照表
一、式令ノ改正ニ関スル件ニ基ク式令ノ改正ニ関スル件ニ基ク式令ノ改正ニ関スル件ニ基ク

近接セル同盟ノ情勢ニ鑑ミ
如何ナル要求ヲ提出スルカモ
ニ対シテハ断乎トシテ之ヲ拒絶
右提案ニ依リ対米交渉ヲ
即チ我ニ多大ナル犠牲ヲ
ノ平和来ル限リ日本ハ
国ノ統帥ノ下ニ
更ニ仏印全土ヨリ
断交ノ際ノ如ク
唯英米カ低姿勢ヲ
ス様仏印全土ニ
滅敗布スルノ程
一ニ英米ノ誠ヲ

統帥ノ自由ヲ
セラレサルコト
ハ日独伊三国
再ビ全部ノ武
リ拒ムコト
除リ永続
ハ統帥
ス様仏印
ハ統帥
ス様仏印
利益ヲ
御含ミ

2-1370

0068
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

絶ニテ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス院ニ美濃部氏ヲ
招ケハ第四ニ求ムヘキニアラサルヲ以テ之ヲ
退メ今回ノ提案ニハ双務的ノ記述ヲ入レサル
ヲ以テ第七改訂ノ美濃部氏ヲ招キ輝ニ依リテ
一層ヲ期スヘキ多極的ノ条約ヲ作ルヘキ
片務的ノ条約ヲ免レサルヘシ之ノ点ニ関シ
貴院ノ双務的ノ記述ヲ削除シ日改訂ヲ
おテ考慮スルヲ得ヘシ
セレトヲ加重スル
ヲ以テ美濃部氏ヲ招
ヲ以テ美濃部氏ヲ招
ヲ以テ美濃部氏ヲ招

又右前電中ニ所謂対案第一七七号ト英国提案
拒絶ノ理由並ニ双務根本方式ニ関スル英文
覚書ニ付テハ其他ニ来電第一七八号ヲ以テ右覚
書ノ要旨英米並ニ英米間ニ於ケル会談ノ状況
明ニ為シ来レリ
依テ本官ハ更ニ英国政府ト会見ノ結果十一月十一日
ロンドン以テ右協定ニ付テ会見スルトキハ当初ヨリ英国側
ヨリハ双務協定、各務協定、各務協定ニ於テハ
各務協定ノクロード及アミエレーノ條件ニ支持スル
山本氏ノ交渉及其條件並ニ交渉ノ帯同ニ付ケリ
右ニ付今後ノ状況ヲ明記セシニ
先ツ本交渉ハ本国ノ意見ヲ聞キ後ニ之ヲ決定シ之ヲ参考
「又本件ニ付附帯的トシテ来電第一七六号

ノ協定ヲ英政ニ支持セシメ得カ為ニハ之ヲ口頭
ニテ「英国案ハ日本ノ要求スル所ニテ双務的協
定ニ非サルカ故之ニ同意シ難キ旨」ヲ回答シ然シニ者
「英国ニテハ双務的基礎ノ上ニ協定ヲ為スニ於テハ
日本ニ於テモ一定ノ程度迄英国ノ主張ヲ容ルル
ノ精神ナル旨」ヲ附言シタルニ先方ハ之ニ対シ
ニ謝意ヲ表シタルモ英国案カ日本ノ容ルル所ト
ナラサリシヲ遺憾トシ回答
「若シ日本カ日本側提案ニ同意スルニ於テハ日
本ハ條令ヲ撤廃セヨ右英国ノ輸入取
ニ付テ之カ保護ヲ為スニ於テハ英国ハ日
本ノ輸入品ニ対シ保護ヲ與ヘサルコト
ヲ得ス、モノニシテ無論ノ如ク対英国ノ回答

710319

ノ如ク迅速ニ於ケル其他ノ場合ニ於テハ大ナル権力ヲ与ヘラルルコトノ必要ナルヤハ勿論ニシテ従来ノ憲法ニ於テモ緊急勅令ノ制度ヲ設ケ又戒厳ノ場合ニ於テハ軍ノ統帥ニ関シ広汎ナル権力ヲ認メタルハ此ノ理由ニ基クモノニシテ今回ノ改正ニ於テモ此ノ点ニ付テハ何等ノ変更ヲ加ヘサルノ外ナシ

次ニ第三十一条ハ現行憲法ニ於ケル第三十一条ニ対シ新タニ緊急事態ニ関スル規定ヲ設ケタルモノニシテ此ノ点ニ付テハ既ニ第二十条ノ説明ニ於テ述ヘタル通リ国家ノ緊急事態ニ際シ国民ノ権利ヲ制限スルノ必要アルハ勿論ニシテ此ノ点ニ付テハ従来ノ憲法ニ於テモ戒厳ノ場合ニ於テハ軍ノ統帥ニ関シ広汎ナル権力ヲ認メタルハ此ノ理由ニ基クモノニシテ今回ノ改正ニ於テモ此ノ点ニ付テハ何等ノ変更ヲ加ヘサルノ外ナシ

次ニ第三十一条ハ現行憲法ニ於ケル第三十一条ニ対シ新タニ緊急事態ニ関スル規定ヲ設ケタルモノニシテ此ノ点ニ付テハ既ニ第二十条ノ説明ニ於テ述ヘタル通リ国家ノ緊急事態ニ際シ国民ノ権利ヲ制限スルノ必要アルハ勿論ニシテ此ノ点ニ付テハ何等ノ変更ヲ加ヘサルノ外ナシ

次ニ第三十一条ハ現行憲法ニ於ケル第三十一条ニ対シ新タニ緊急事態ニ関スル規定ヲ設ケタルモノニシテ此ノ点ニ付テハ既ニ第二十条ノ説明ニ於テ述ヘタル通リ国家ノ緊急事態ニ際シ国民ノ権利ヲ制限スルノ必要アルハ勿論ニシテ此ノ点ニ付テハ何等ノ変更ヲ加ヘサルノ外ナシ

次ニ第三十一条ハ現行憲法ニ於ケル第三十一条ニ対シ新タニ緊急事態ニ関スル規定ヲ設ケタルモノニシテ此ノ点ニ付テハ既ニ第二十条ノ説明ニ於テ述ヘタル通リ国家ノ緊急事態ニ際シ国民ノ権利ヲ制限スルノ必要アルハ勿論ニシテ此ノ点ニ付テハ何等ノ変更ヲ加ヘサルノ外ナシ

次ニ第三十一条ハ現行憲法ニ於ケル第三十一条ニ対シ新タニ緊急事態ニ関スル規定ヲ設ケタルモノニシテ此ノ点ニ付テハ既ニ第二十条ノ説明ニ於テ述ヘタル通リ国家ノ緊急事態ニ際シ国民ノ権利ヲ制限スルノ必要アルハ勿論ニシテ此ノ点ニ付テハ何等ノ変更ヲ加ヘサルノ外ナシ

次ニ第三十一条ハ現行憲法ニ於ケル第三十一条ニ対シ新タニ緊急事態ニ関スル規定ヲ設ケタルモノニシテ此ノ点ニ付テハ既ニ第二十条ノ説明ニ於テ述ヘタル通リ国家ノ緊急事態ニ際シ国民ノ権利ヲ制限スルノ必要アルハ勿論ニシテ此ノ点ニ付テハ何等ノ変更ヲ加ヘサルノ外ナシ

次ニ第三十一条ハ現行憲法ニ於ケル第三十一条ニ対シ新タニ緊急事態ニ関スル規定ヲ設ケタルモノニシテ此ノ点ニ付テハ既ニ第二十条ノ説明ニ於テ述ヘタル通リ国家ノ緊急事態ニ際シ国民ノ権利ヲ制限スルノ必要アルハ勿論ニシテ此ノ点ニ付テハ何等ノ変更ヲ加ヘサルノ外ナシ

次ニ第三十一条ハ現行憲法ニ於ケル第三十一条ニ対シ新タニ緊急事態ニ関スル規定ヲ設ケタルモノニシテ此ノ点ニ付テハ既ニ第二十条ノ説明ニ於テ述ヘタル通リ国家ノ緊急事態ニ際シ国民ノ権利ヲ制限スルノ必要アルハ勿論ニシテ此ノ点ニ付テハ何等ノ変更ヲ加ヘサルノ外ナシ

2-1370

0071

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710320

日本政府希望ノ如キ方策ヲ採ルニ至ルコトハ
カヘツテ之ヲ遅延セシムル虞アリト思考セラルルニ付
右ノ如キ事情ニ鑑ミ日本政府ニ於テ米国ノ提案ヲ
予ノ希望ニ添ヒ速ニ最大ノ誠意ヲ以テ考慮セラルル様
慫慂セラレタキ旨ヲ述ベラレタルニ対シ
右ハ日本政府ノ為ニ重大ナル問題ニ付
之ヲ日本政府ニ伝達スルニ当リ
第三国ノ立場ヲ害スル様ノ点ヲ含マザル様
十分ノ注意ヲ払フベキ旨ヲ述ベ
尚ホ米国ノ提案ハ米国ノ立場ヲ固守スルモノニ非ズ
日本政府ニ於テ他ニ何等カ具体的ノ提案アラバ
之ヲ考慮スルニ吝ナラザル旨ヲ述ベ
尚ホ日本政府ニ於テ米国ノ提案ヲ
受諾スル場合ニハ
日本政府ハ
米国ノ提案ニ依レバ日本ハ

ノ如キ従来ノ主張ヲ撤回セラルルコトヲ
意味スルヤ否ヤヲ
ハツキリ知リタキ旨ヲ述ベラレタルニ付
米国ノ提案ハ
日本政府ニ於テ
之ヲ受諾スル場合ニハ
日本政府ハ
従来ノ主張ヲ撤回スルコトヲ
意味スルモノニ非ズ
日本政府ハ
従来ノ主張ヲ固守スルモノニ非ズ
日本政府ハ
米国ノ提案ヲ

710321

英言七ハ旧来政府ノ英ヲ援助シ或ハ交ヒ
深カラントスル各ナル者ニシテ「ホルム」及「ブラウン」
ハ其ヤ高久リ「ホルム」ハ砂糖相手ヲ義ニ義スル能
ハサル者ニシテ仕方ナシニ英ヲ重ンスルニ
ヘリテ之ヲ免ニ外ナラス仮令英ヲ援助スルハ
東政府ノ勢ヲ恐レ仮令英ヲ援助スルモ其ヤ
ニ「保証」ヲ陽ニ陰ニ「ブラウン」ニ要求シ
ノ為ニ外ナラス「ブラウン」ハ相手ヲ義ニ
能ク英ノ実ヲ示スノ手ヲ以テ
ヘルニ英ヤ高久ノ意ヲ受ケ
ヨリ英ヲ援助セラレサル場合ニ於テ
ニ英ヲ援助スルノ意ヲ以テ
ヲ以テ「ブラウン」ヲ
ヲ以テ「ブラウン」ヲ
ヲ以テ「ブラウン」ヲ

710322

2-1370

0074

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

16 128

710323

「め」ノ次ノナルベキヲ脱セルカ又ハ「ヒ」ノ字ノ誤ナルカ
此文章ハ全ク意味ヲ為サズ
「ヒ」ノ字ノ誤ナルカ
「ヒ」ノ字ノ誤ナルカ
「ヒ」ノ字ノ誤ナルカ

710324

710325

実施條約ノ方ヲ採タルニ於テハ民衆ニ石ノ如
断ヲ形成スル必要アリト存ス殊ニ英セノ意向ハ
明瞭ニシテ従来ノ経過ニ考ヘ既電ノ通リノ場合ト
押強メタルニ付テハ最早最後ノ方針ヲ確定
元年ヨリスルコト緊要ナラント存ス尚卑見電稟
ス
然ルニ英政電第二二八号以下二三四号ニテ一覧シ
四月二十六日来電第一八九号ニ依リ「第七段附」ハ
支那側ノ要求ニ慎重考量ヲ加ヘタルモノ之英セ
政府部内ノ提案ニ対シテハ当電中進展通ノ
理由ニテ別紙同意スルコトハ相成リ難キ又政府ト
協議ニ依ル解決方法ニ付英セ政府ノ提案ヲ聴キ
上ニテ発表ト之ヲ協議致シ度ク政府ニ報告

ノ案文ヲ変更セサル以前ニ於テ我方意見ニ依リナ
詳細ヲ協議スルハ事ノ順序ヲ得ルモノト思ハサル
ハニ付英セ政府ノ限リノ手続ニアラスシテ全セ政府
ガ交渉ニ参加シ関係シテ直接ト個別ナルカ如キ
提出スルニ至ランコトヲ希望スルニ付テハ国際的ニ
電第一九〇号所見ニハ提出ノ英セ政府ニ於テ
直接ノ政治的解決方法ヲ熟考ニ回示スル様
申入レラルコトヲ希望ス」トノ御電訓ニ基キ更ニ同
日来電第一九一号ニ於テハ電第二三八号末段
所載ノ新条約案ノ場合ニ於ケル交渉条項ニ
関シ右ノ通リ回訓ニ接シ
「来年七月十七日ハ同条約ニ於テ英セ
アリシテ最初一セ付新ヲ採スルハ保障スル

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710326

2-1370

0078

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710327

第十章
南滿連絡方針ト鮮支交渉

十月二十四日倫敦、マンチェスター其他十六ケ所ノ高等會議所並ニ織物各團体ホノ代表者ハ其ノ所見ヲ述ベンガ爲メ英國ノ新輸入稅ヲ改定セムルノ必要ヲ勸説スル爲メ外務省ニ會合ヲ求メタルニ付大藏大臣ハ之ヲ接見セリ

同二十五日大藏大臣ハ外務大臣ノ求ニ應ジ注告シタルニ付大藏大臣ハ先ツ代表者ノ次第ヲ聞キタル後ニ於テ其ノ要求ハ之ヲ容レ難キ旨ヲ答ヘ且ツ右代表者ノ歸國ニ當リテハ英國ノ輸入稅ハ決シテ増加セラルルコトナキ旨ヲ言明シタルニ付代表者ハ大藏大臣ノ言ヲ信ジ且ツ日本ト同盟ノ關係ヲ有スル英國ノ輸入稅ハ日本ニ對シテハ特ニ寛大ノ取扱ヲ爲スベキ旨ヲ述ベタリ

ニアラズ、我ガ國ノ如キ、若シクハ他ノ弱小國等ハ勿論ノコト、列國ト雖モ英國ノ輸入稅ノ變更ニ對シテハ重大ノ關心ヲ有スルモノナルヲ以テ、英國ノ輸入稅ノ變更ハ實ニ世界ノ大勢ニ影響スル所大ナリト言ヒ、英國ガ他國ヨリ大ニ不利益ヲ蒙ムルガ如キ不當ノ措置ヲ採ラントスルニ於テハ、我ガ國ハ勿論列國ヲ糾合シテ之ニ當ルノ外ナカルベシト警告シタリ、然ルニ其後五六年ノ間ニ英國ハ桂冠ノ下ニ同ノ条約改正ニ關スル一ノ互的ノ取決ヲ爲スニ至リ、依レハ桂冠ノ内容ハ若シ外ノ取決ニシテ決定セラルル場合ニハ英國ハ之ニ參加スルノ義務ヲ負フ處ノ一種ノ協定ニシテ、我ガ國ハ桂冠ノ内容ニ付協議ヲ遂ケ、且ツ其ノ成立ニ際シテハ之ニ參加スルノ權利ヲ有スルモノナリ、然ルニ英國ハ其ノ後ニ於テ英國ノ植民地ニ對シ特惠稅ヲ設ケ、且ツ其ノ他ノ國ニ對シテモ關稅ノ引上ヲ爲シ、我ガ國ニ對シテハ何等ノ通告ヲモ爲サズ、且ツ我ガ國ノ抗議ニモ應ゼザリシ爲メ、我ガ國ハ英國ニ對シ桂冠ノ内容ニ付協議ヲ遂ケ、且ツ其ノ成立ニ際シテハ之ニ參加スルノ權利ヲ有スルモノナリ、然ルニ英國ハ其ノ後ニ於テ英國ノ植民地ニ對シ特惠稅ヲ設ケ、且ツ其ノ他ノ國ニ對シテモ關稅ノ引上ヲ爲シ、我ガ國ニ對シテハ何等ノ通告ヲモ爲サズ、且ツ我ガ國ノ抗議ニモ應ゼザリシ爲メ、我ガ國ハ英國ニ對シ桂冠ノ内容ニ付協議ヲ遂ケ、且ツ其ノ成立ニ際シテハ之ニ參加スルノ權利ヲ有スルモノナルヲ以テ、英國ノ輸入稅ノ變更ハ實ニ世界ノ大勢ニ影響スル所大ナリト言ヒ、英國ガ他國ヨリ大ニ不利益ヲ蒙ムルガ如キ不當ノ措置ヲ採ラントスルニ於テハ、我ガ國ハ勿論列國ヲ糾合シテ之ニ當ルノ外ナカルベシト警告シタリ、然ルニ其後五六年ノ間ニ英國ハ桂冠ノ下ニ同ノ条約改正ニ關スル一ノ互的ノ取決ヲ爲スニ至リ、依レハ桂冠ノ内容ハ若シ外ノ取決ニシテ決定セラルル場合ニハ英國ハ之ニ參加スルノ義務ヲ負フ處ノ一種ノ協定ニシテ、我ガ國ハ

710328

矢張ニおテ此際迅速ニ招致ヲ速ラスル様吉田ニ御伝ヘ
依テ吉友ハ其ノ吉帝国政府ヨリハ何ノ訓令モ指令モ
桂提ノ如キ又ハ之ニ類似ノ如キ譲歩ノ表示モ英ニ
又ハ之ニ類スル如キ譲歩ノ表示モ無キ旨ヲ
度ヲ以テ吉ラスレテハ吉帝国政府ニ電報シタル次第ヲ
ニ日ノ已ニ在上吉帝国政府ニ電報シタル次第ヲ
先方ニ於テモ矢張リ右様ノ考ヲ有シ居ルモノト
日大正ハ何トカシテ目的ヲ貫徹スル迄ハ
ナトニハ譲歩ノ上英ニ大使ヲ回訓スベキトナリシニ付キ
友ノ処ニ英ニ赴キ英ニ於テ他ニノモノニ区別的ニ取扱ヒ
クルトノ所ニテ之ニ付キ吉ニ於テ招致ヲ速ニ
ルニ於テハ吉ニ於テ招致ヲ速ニ
セテ吉帝国ヲ孤立ニ陥ラシムル

ノ情況ニ於テハ吉実ニ
友邦ニ大ニ話ニ吉ニ
アルヘシト云ヘリ
ノ次第ヲ電報スルトハ
ニ合セ且ツ記ノ
尺ニテハ三百日大正ニ再
詰問セリ
吉友ハ英ニ
挙ニ移ルコトハ
四散スヘシ
ヲ希望スル
ニ至ル三十日ニ
ニ於テハ
ニ電報
ニ於テ
ニ於テ

2-1370

0080

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710329

望セ旨ヲ電報シ而シテ右ノ次第ヲ電報シ而シテ右ノ
ヘラレタル旨並ニ其ノ今又ノ除提出セラレ其ノ
ノ考案ハ日政府ノ如ク之ヲ好ミ
向ヤヲ急ク之ヲ回下アリタキ
日ニ其ノ物者ヲ
ヲ示レタリ
式案ヲ提出スル能ハサルニ
「突ス日ヤノ之ヲ
スルヤ否ヤ
ち、ヲサハ
案ヲ提出スヲ
負ヒ、政府ヲ

必要ノ訓令ヲ与ヘ度ク下セタレト云フ
望ニ十七日ヨリ電ヲ一九三号ヲ以テ
ト私的ノ会談ノ除係連ヨリ
通電接アリタリ
「
梅ス公使ニ現下交渉ノ歌ニ
突私案ノ形式ニテ案文ヲ作
ナヤノ点ニ
ヲ除キ
郭署ニ
英国政府ニ
対案ヲ
ヲ立カヘ
重要ナル

2-1370

0081
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710330

ノ精神ヲ以テ文字ノ通ニ於テハ妥協ニ至シ得ベキ点無
キニアラザルモ（カラサルナリ）　抑言ヒ換ヘレバ英国政府ガ
事出ズシテ多ク努メテ当方ニ歩ヲ進メラレ、於テハ当
方モ進ンデ減税ノ程度ヲ増ス等ノ努メテ英国政府ノ立場ヲ
容レ易カラシムル様考慮ヲ希望スル者ヲ督励シテ以テ妥協
ニ到達セシムル様急ガシムベシト云フニ在リキ」
高田書記官九四号ヲ以テ陸電第二四三号ヲ以下二四五
及二四六号ニ対シ左ノ通回訓シ置ケリ
「帝国政府ハ英国ガ双務的ノ協定ヲ主張シ之ヲ加ヘタル
ニ拘ラズ協定ニ至ラザリシハ主トシテ英国政府ガ
六箇年ノ詳細ナル帝国政府ヨリノ提案ニ対シ何等
ノ具体的ノ提案ヲ為サザリシニ因ルモノニシテ
英国政府ハ今ヤ其ノ態度ヲ改メ帝国政府ノ提案ニ
対シ具体的ノ提案ヲ為スベキ筈ナルヲ以テ帝国政府ハ
英国政府ノ提案ヲ慎重ニ研究シ速ニ回答スル様
努力スベシ」

ノ方式ニ依リ之ヲ始メテ之ニ関スル帝国政府ノ具体的ノ提案ヲ
ナス様ニ訓令ヲ受ケタルヲ以テ次第ニ依リテハ右ノ電報ニ
依リ英国政府ヨリ提出セラルベキ具体的ノ提案ヲ待チ
テ之ニ対スル帝国政府ノ具体的ノ提案ヲ為スヲ可ナリト
考ヘラルルモ此ノ点ニ関シテハ尚ホ篤ト研究ノ上更ニ
電報スベキヲ以テ取リ敢ヘズ

710331

関係ヲ断絶セサルヘカラス単ニ日英両国ノ問題ニ止ラス
帝国政府ハ右紛議解決ニ困難ヲ感セサルヘシト各他ノ諸
国ト関係ニ重大ナル影響ヲ及ホス虞アル限リハ不得已
之ヲ避ケサル可ラス如何ノ問題ハ何等満足ナル協定方式トシテハ
第一　条約税権ノ完全ナル独立ヲ害セサルコトヲ要スルハ勿論
第二　右ノ危険ナキモノタルヲ要ス然ルニ英国ノ多数ノ
提案ハ帝国政府ヲシテ本邦ノ既存ノ利益ハ勿論ニシテ
条約税率ヲ軽減シテ対償ヲ提供セシムルニ止マラス将来
英国ニオケル或種類ノ協定税率之ヲ認メ並ニ保証セシメ
先方ニ於テ動ノ余地ヲ存スルモノニシテ彼ノ実際的ナ
ラサル実例ノモノタルノミナラス他国殊ニ複税制ノ国ヨリシ
テ之ニ倣ヒテ同様ノ協定ヲ請求セシムルノ虞アリ
トス帝国政府ハ曩ニ開示シタル方式即チ本邦カ或

程度ニオイテ関税上英国ノ地位ニ適用スル代リニ英国カ本
邦ノ為ニ現今ノ税制ヲ維持スルヲ約スル案ハ前
記ノ如キ危険ナキヲ以テ帝国政府ハ英国政府カ此案
ヲ修正重大ナル考慮ヲ加ヘラレ若シ又他ニ之ニ代ルヘキ満足
ナル方式アラハ之ヲ開示スルニ至ラレンコトヲ切望ス英国ハ原
税制ノ維持ヲ要求シタル例ナキニアラス現ニ一八九四年白
耳義ト協定約款ヲ結ヒタル有効ナルカ右ニ依レハ英
白両国ハ両国ノ物品ニ適用スル関税率ノ利益ヲ維
持スヘキコトヲ約セリ若シ又斯ル約束ヲ変ハ将来ノ政策
ニ束縛ヲ加フルノ虞アリトノ懸念アラハ例ヘハ前記英白約
款ノ如ク何時ニテモ短期ノ予告ヲ以テ両国ハ之ヲ廃棄
シ得ルコトニナサハ解決スル様勉メラルヘシニ付右ノ含ノ上本
電止上本電ノ覚書ヲ提出セラレ上言ノ趣旨ヲ以テ英

2-1370

0083

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710332

先方ヨリ次ノ如キ「メシ」
右ニ対シ本月ノ日二十八日陸軍次官ヨリ左ノ通
所見陳述セリ
「米国ハ一九四五年ノ
非共先ノ協定方式ヲ
務ニ於キ考ニテ英国政府
セラルヽヲ以テ米国政府ニ於テ
ル点ニアラサルヤ
独ソ
訓令中ニモ in any case
旨ニ
ルニアラサレハ協定方式
言シタリ
0084

ル
当局者ヲ
ハ協定方式
作ノ利害、
決スルコトヲ
必要ヲ感ス
ル
決
上
ル
ル
ル

¥10333

ゐこと丈ケハ御トンテ差ケ上ケこと丈ケト、存ズルモ白ラ残ハ之ヲ自
由要求ニ止メンテノ餘ニ始メテ協約ノ加入ヲ招カムカ為メニ之ヲ実施セ
ントスルカ如キハ日本ノ採ラサル所ナリ況ンヤ日本ノ協約ハ短期ノ
ヲ以テ目的トスルモノニアラス而モ其ノ協約ハ永久ノモノニアラス
ト雖モ少クトモ数年間ハ之ヲ継続スルノ必要アリ故ニ日本ハ協約ノ
成立ヲ急ク為メニ多少ノ譲歩ヲ為スノ意アルモ決シテ之ヲ強要スル
ノ意ナキヲ明白ニ述ヘタリ

又其ノ電報ハ九月廿八日ノ会見ニ関スル英国側ノ説明ニ対スル十六日ノ
覚書ニ関スルモノニシテ日本ハ英国ノ提出セル案ヲ以テ協約ノ成立ヲ
阻害スルモノト認メサルモ右覚書ニ対シテハ政府ニ於テハ之ヲ受理シ
難キ旨ヲ述ヘタリ

2-1370

0085

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710334

ニ就キ當ノ及ボスベキコトハ存セス且方式ノ如何ニ不拘両
政府ノ間ニ於テ平和ニ於ケル英國政府ノ目的ヲ充分ニ諒
解シ且ツ之ヲ支持スル旨ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非
ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解
ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケル
モノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又
右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立
ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ
非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了
解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケ
ルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚
又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成
立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノ
ニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ
了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨
ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス
尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ
成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモ
ノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右
ノ了解ノ成立ヲ妨ケルモノニ非ス尚又右ノ了解ノ成立ヲ
妨ケルモノニ非ス尚又右

710335

ナリト云フ ノ将又英ヨ
ヨラズシテハ寸モ武ノ
市阪ノ指出ノ考案ト
府ノ已ニ強ノ傷ル
ムルハ何ノ考案
ナリタルモノニシテ
阪ノ考案モ自由
シ保係ノ楚囚
ハ始ナリト理由
ヲ知ラント欲
ナル事ヒ政府
ナル事ヒ政府
ハ何ノ考案ヲ
ヲ以テ我ノ
ヲ以テ我ノ
ヲ以テ我ノ

710336

ヲ希ヒ、仮ニテ帝国ヲシテ不利ナル結果
ヲナサシメントカめキ廉ナキコトノニ在ヲ以テ協定ノ
要件トスル能ハス、英国カ提案ハ英国カ勿
ノ自由ヲ保存シ、ヨリ有利ナル地歩ヲ獲ルニ
在リ、帝国ニ於テモ亦タ同様ノ利益ヲ得
ル為メ、英国カ提案ヲ拒絶スルモノナルハ勿
論ナリ、又タ日本ノ提案ハ英国カ提案ニ
比シ、帝国ニ取リ遥カニ有利ナルモノナルハ
勿論ナリ、然レトモ日本ハ英国ノ提案ヲ
モ拒絶スルノ意嚮ヲ有セス、寧ロ之ヲ
採用スルノ意嚮ヲ有スルヲ以テ、帝国政府
ハ日本ノ提案ヲ拒絶スルノ意嚮ヲ有セス、
寧ロ之ヲ

710337

英国大使ハ右政府ノ訓令ヲ速ベ、近々御進奉アリます、尚ホ十一月中旬ニ至ラサレハ署名ノ御ヲ得ルヲ得ルハサル次第ナルヲ以テ方式ノ改正ニ関シ英大使ヘ訓令ト共ニ右方式ニ依リ署名ノ為メ帰朝ノ上ハ速ニ其ノ手続ヲ為スヘキ旨ヲ通報セラレタキ旨申入ヘシトノ事ナルカ自分ニ於テハ不能ハストノ日本政府ノ意向ヲ述ヘラレ尚ホ本件ニ関シ帰朝ノ上ハ出来得ル丈ケ速ニ署名ノ為メ英大使ヘ訓令ヲ発セラレタキ旨ヲ

710338

ヨリ依テ左ノ通返電アリタリ
「同電ヲ以テ御稟申ノ談合ハ追テハ追テ可達スヘキモ十一月
三十日外務大臣ト会見ノ際ニハ不取敢往電第一九四号
一九五号ヲ以テ電訓ノ趣旨ヲ申入依頼アリタシ尤モ往
電第一八九号御電照ノ件ハ必シモ修正面ヲ
以テ申入ルヲ要セス口頭ヲ以テ要点ヲ伝ヘラレ差支ナシ」
然ルニ本使ハ熟ラ来電第一九五号所載ノ本省
ト英国大使トノ談話ヲ研究スルニ同大使ニ於テハ毫モ
英本国ニ於ケル実際ノ状態ヲ了解シ居ラサルモノノ如ク
ナリシヲ以テ同往電第二〇四号ヲ以テ更ニ左ノ通本使
ノ所見ヲ電稟セリ
「往電第一九五号ニ関シ英国大使ハ毫モ当地ノ事
態ヲ了解シ居ラサルモノノ如ク最近政務杜絶ヲ大体

下ト同様ノ見解アリタルニ対シ英本国外務当局ハ夫レテハ事
実上談判ノ進メ方ナク英国政府トシテハ如何ナル場合ニ
於テモ関税上日本ノ譲歩ヲ留保スルコトヲ得セシメ彼ヲ
方式ヲ案出スルコト能ハスト明言シ又ノ実際的進
行ヲ図ル為メ方式及税率ニ関シ其ノ意見ヲ求メ居リ
協議ヲ進ムルコトヲ切実ニ希望シ政府ニ提言スヘク
訓令シタルニ不拘英国外務大臣ハ已ノ意見トシテ
閣下ノ意見ニ同意セルカ英国政府ノ意思ハ堅牢
ニシテ日本ノ説ハ決シテ重キヲナスモノニアラス執テ
説シ英国政府カ同大使ノ意見ニ依テ動キ協定方
式案出ノ為メ先方ヲシテ会議ヲ開カレルコトニ
出ル様ノ下工作ハ絶ニ其ノ事ニ於テハ必スヤ実ト
関係スヘク英国政府ハ寧ロ談判ノ進行ヲ希望

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710339

ヒスルモ何ニモシテ自ラ方式ヲ案出シ速ニ決判ヲ望ム
ムヘク初ル程迄ハ心ナルモノアラス 就テハ帝国政府ニオ
テ右ノ信スルカ如ク、決判ノ施行ヲ希望セラレ
ヨ、おテハ自ラ英ニノ
平ニ有益ナルヘキヲ信スル事ヲ提出シ度ク思ヒ
十月二十八日ノ往電第二四八号ニ示シタル
考ニ重ネテ同意ヲ表シ
然ル処右往電第二四八号ニ関シ
ノ如キ右ノ通回訓シ
「帝国政府ノ意ヲ
シメル迄ニ我ノ
希望ヲ表示シ
希望ヲ有スル者ヌキハ彼ヲ
次第ニ右ノ
平ニ有益ナル者ヌキハ彼ヲ
次第ニ右ノ

ルテ安協スルヲ
默ル協定ノ方式
税率ノ内容ヲ
主張ハ自ラ平
等ト英ニ政府ノ
ヲ加ヘ
抑モ税率協定ノ
ニシテ帝国政府
ハ勿論英ニ政府ノ
ニ於テ欧ニ帝
協定方式ノ双務的ナルヲ
宜ニ英ニ政府ノ友好的考慮ヲ求メタリ
ヲ竟ニ纏リ回ラ
ヲ以テ

2-1370

0091

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710340

ニヨルモノニシテ帝国政府ハ税率協定ノ本旨ヲ提出シタル英国政府カ等シク彼我互恵ノ趣旨ニ基キ税率協定方式乗出ス旨ヲ答ヘタルニ拘ラス帝国政府ハ税率協定ニ応ジ難キ旨ヲ再三再四英国政府ニ通告セサルヘカラサルニ至リタルハ実ニ英国政府カ我カ譲歩ノ内容ヲ知ラント欲スルノ余リ税率協定方式ニ関スル我カ提案ヲ徒ラニ遷延セシメタルニ因ルモノニシテ英国政府ハ此ノ点ニ付深ク反省スルヲ要スヘシ

仍テ帝国政府ハ英国政府カ前記ノ趣旨ニ基キ速カニ税率協定ノ交渉ヲ開始スルノ意向アルヤ否ヤヲ確メンカ為メ別紙甲号ノ通リ英国政府ニ対シ照会シタリ然ルニ英国政府ハ帝国政府ノ提案ヲ以テ

710341

おスルコトヲ約束スル旨ヲ宣言ス平ノコトナレハ彼我双互ノ税率ヲ同一ノ歩ニ定ムルヲ以テ適当ト信ス且ツ英国ハ従来殖民地ニテモ加奈太及濠洲ノ如キ保護税ヲ設ケ又印度ノ如キモ特ニ対シテハ保護税ヲ設ケテ英国ノ輸出ヲ防遏スルヲ以テ優遇税率ト称スルノ実アリ又独逸ノ輸出ヲ防ケテ協定ヲ履行スルノ自由ヲ存スルヲ以テ英国ノ為ニ不利アリトスルモ英国政府自ラ協定セリト雖モ之ヲ以テ英国ノ自由ヲ束縛スルノ力ナキヲ以テ英国政府ニ於テ好マサル所ノ上ハ右ノ自由ヲ存スルノ外ナシ而シテ英国ハ実ニ条約ノ羈絆ヲ脱却シ帝国政府ヲシテ久シク之ニ拘束セラレタルカ如キ不利ヲ感セシメントスルニ在ルモノニシテ帝国政府ニ於テ重キヲ置ク所ノ協定上ノ事件

ニ帰スルモノトリ右モ右程ノ価値ナキモノト認メラレタルニ因ルモノニシテ帝国政府カ之ヲ乱用セラルルカ如キ恐ルヘキ事実アルヘカラス近年締約ノ諸国カ競フテ保護税ヲ設ケ又ハ増税シ或ハ禁止ヲ行ヒ以テ自国ノ産業ヲ保護セントスルノ傾向アルハ世人ノ普ク知悉スル所ナリ英国ハ従来自由貿易ノ国ナリシカ故ニ他ノ諸国ニ対シ特ニ保護税率ヲ設ケ又ハ増税ヲ行フノ自由ヲ有セス然ルニ他ノ諸国ハ英国ニ対シ保護税率ヲ設ケ又ハ増税ヲ行フノ自由ヲ有スルヲ以テ英国ハ為ニ不利ヲ感スルニ至レリ帝国政府ハ此ノ点ニ於テ英国ニ譲歩スルノ必要ヲ認メス又英国ニ対シ特ニ

710342

テハ該券乗ノ可否ニ付直接同答セサリシ次第ナル
尚我務ノ如キ的ナルト共ニ譲歩ノ均一ナルコトモ亦実
税協定上大体ノ原則ナリトセラルヘキ処ナルヲ以テ
且ツ又仮ニ実際ノ問題ニ於テハ歩ニシテ帝国政府ハ日英
右ノ協会ニ於テハ成ル税率ノ軽減ヲ求ムヘク英
現行税制殊ニ輸入ノ取扱ニ関シ英国ノ希望ヲ容ルルコトヲ約セサルヘリ
以上ノ次第ニテ帝国政府ニ於テハ該条約案ニ関シ
ノ解決セラルヘキ旨ヲ以テ英国政府ニ回答セラレ
度旨ナルヲ以テ我政府ニ於テハ該条約案ニ関シ
度当ナル協定方式ヲ商定スルコトヲ切ニ希望シテ
居レリ今トナリテハ帝国ニ不利ナル危険ヲ冒シテ迄
吉田ヲ迅速ナラシムル必要ナク又来年七月迄ニハ
日モ少ナカラサルカ故ニ英国政府ニ於テ交渉ノ

3/

提案ヲ考慮ヲ加ヘテ之ヲ兼備スル様致度ク
之ニ対シ別ニ双務的方式ニ関スル私案ヲ
考案ノ研究シテ提出スル迄当ノ
テハ閣下ハ右ノ趣意ヲンテ先方ト交渉方
御力アリタシ」
右訓令ニ接シ本年十月三十日外務大臣ニ面会シ本記本
省来電第九四号ノ要旨ヲ述メ且口頭ヲ以テ之ヲ
ヲ文附シ且口頭ヲ以テ之ヲ
「帝国政府ノ主張ノ骨子ハ
ニ乍ラ英国政府ニ於テ方式ヲ決定スルトハ
全ク別ノ点ニシテ吉田ヲ
ニモ内閣ニハ必ス新ニ
テ之ヲ実現、提出シ
ル

32

2-1370

0094

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710343

程ナル迄奥杭ヲ譲歩スベキカ又ハ
スベカリ的ニ尼又杭平ニ奥杭平ニ固
全然方式ヲ成ス能ハストニ云フ点モ之ナキヤ考ヘラ
レ尚高橋次官トモ御談スギガ若シ多少ニ
方式一致セバ杭平ニ奥ニ帝国政府若ハ当大使
一ヒノ方ヲ平サル(シトノ)ヲ
責任ヲ以テ方式ヲ提成ヲ伊カハ如何シ
トノコトナリシニ付テハ本官ニ右ニ帝国政府ノ訓令トモ御通シ
ヲ乞ヘシトノ
本官ハ日生電ヲ二ニ分ケ右訓令ノ次第ヲ電
報セントハ時ニ日大亜ト高橋次官トノ御談次第ヲ御通
知アランヲ乞ヘリ

シ来ルヲ待ツ旨ヲ電報スベキカ
ニ付カレメキ上意稟請シ高橋
次官ト英ニ大使ヨリハ極メテ
ヲ電報シ来リ之ノミニテ今ノ
附電セリ
二十二日英ニ大使ヲ
次官ヘ談話ノ次第ヲ
日ニ大使ヨリ帝国政府ヘ
ル趣ヲ以テ
テ右ノ
文ニハ帝国政府カ英ニ
ラベキヤ否ヤカ先決問題
ヘシニ付右ハ
ヘシトノ

2-1370

0095

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710344

極秘

館長

館長

館長

710345

微ニ留メ注電ヲ一七六号ヲ以テ開示シタル案協定方式
ヲ示シ先方ノ出ヲヲ待ツヌル様精々ノ尽力アランコトヲ切望ス
仮令多少ノ修正ノ点ハアリトスルモ協成ノ
政府ガ竜モ責任ヲ感ジテ全力ヲ挙ゲ
ノ自由ヲ有スル諒ニシテ協成ノ
協成ノ任ヲヲ作ル
式ニ関シ何ホドカ
成ナシ
方式ニ一致スルヲ
双方ノ多数ノ
棄ヲ編成シ
ノ内容ニ
可能ナル
ヲ以テ

又或ハ
下シ
ムベキ
右様ノ
ヲ以テ
「モスコー
様ニ
ニ
モシ
ヲ
ヲ
ヲ
ヲ

2-1370

0097

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710346

制ヲ維持セシムルモ又ナキヤ等ノ理由如何ト云フニ在リ
「他ノ杭平均量ノ約四分ノ一ニ過ギサル僅カ二〇四万ノ人口ニ
供スル半杭平均量ノ殆ト倍額ニ近キ米ヲ比較シテ多クノ譲歩ヲ
主方針ヲ励行セントスルニ於テハ固ヨリ政府カ其ノ維持ノ約ヲ
其杭ト云ヒ又ハ固有ノ味ヲ失フ程ノ譲歩ヲ為スヲ得ス
ト雖モ米穀ノ輸入ハ成ルヘク之ヲ防遏スルヲ可トシ
且ツ内地ニ於ケル米ノ価格ヲ維持スルニ必要ナル
限度ニ止メ未タ以テ内地米ノ価格ヲ騰貴セシムヘキ
ノ虞アルニ至ラサル間ハ成ルヘク之ヲ防遏スルヲ
ノ主義トスルモノニシテ」

ト雖モ米価上ノ関係ヨリ国難ナンドト雖メニ政府特産物ノ
処置ニ依リ救ヲ制限スルノ主旨ナル旨回答アリ

40

2-1370

0098

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710347

第十一章

高杉次官トノ私的会談

第一節 松平協定方式ニ関スル商議

松ノ所在後高杉次官ヨリ本件ニ関シ次官ト全然私ニ
無談ノ儘ニテ外務ヨリ公ニスルヨウナコトハ之ニ反シ十
月香田次官ト会見ノ際ニハ之ニ反シタル先ノ同次官ヨリ
「英ハ日本独リ対シ陸ノ仏領米カラ全ク
作ヲ(ママ)一層好遇トスルヘシトノ(ママ)
シテ比較的好遇セヤヤ決スノ標準ハ
ニテ並ノ下ニセハ英政府ニ一定ノ義務

ノ負フヘキヲ英ニノミ強制ノ自由ヲ有スルノミナラス
ねばソレ」
トニヘルニハ本ねハ
「右ハ一定ノ標準ナク、おテ松平ヨリ下ノ自由ヲ英
ニ与ヘルモノナルカ故ニ南圏政府ニおヲハさセラレザルヘク
且右ハ仏領米等ノ現在ノ松平ノ標準トシ将来変
更ノ場合ヲモ含ムモノニ非ス」ト云ヒ又大体ニおテ一層好遇ト云フ
ヲ含ノ漠然トシテ実ハ上ヨリ国難ナル(ママ)之ニ
反シ我来ハ双方ノ義務ヲ確定シおヨソ戎会
ニノミナラス常メメル(ママ)ヲ必要トシ
短銃ノ販告ヲ以テ之ヲ廃棄シ他ヨリ兵器
内閣ノ来往ニモナン英ヨリ多クハ当局ヨリ
右ハ英高等ノ状態ニ並リモノトシテ友邦

710348

七ニ〆ンモ英ヒトノ交渉ヲ促ス、而シテ之ヲ拒ム場合ニ於テハ、米国ハ日本ニ対シ通商航海条約ノ廃棄ヲ通告スルノ権利ヲ有スル旨ヲ述ベ、再ビ英ヒト共同ノ協議ヲ開始センコトヲ提議シタリ。

英ヒトハ、此ノ提議ニ対シ、米国ノ通告ハ、日本ニ対スル攻撃ヲ緩和スルノ効果アルヲ以テ、之ヲ歓迎スルモ、米国ノ提議ハ、日本ニ対スル攻撃ヲ緩和スルノ効果ナキノミナラズ、却テ日本ヲ利スルノ結果ヲ来スヲ以テ、之ニ賛成シ難キ旨ヲ答エタリ。

仏ハ、米国ノ提議ニ賛成スルモ、蘭ハ、日本ノ在蘭資産ノ凍結ヲ解除スルノ時機ニ非ズトシテ、之ニ賛成セズ。

豪ハ、米国ノ提議ニ賛成スルモ、日本ニ対スル攻撃ヲ緩和スルノ効果ナキヲ以テ、之ニ賛成シ難キ旨ヲ答エタリ。

加ハ、米国ノ提議ニ賛成スルモ、日本ニ対スル攻撃ヲ緩和スルノ効果ナキヲ以テ、之ニ賛成シ難キ旨ヲ答エタリ。

蘭ハ、米国ノ提議ニ賛成スルモ、日本ニ対スル攻撃ヲ緩和スルノ効果ナキヲ以テ、之ニ賛成シ難キ旨ヲ答エタリ。

尚ホ豪ハ、九ヶ月若ハ二年ノ猶予ヲ置クコトヲ主張シ、加ハ、米国ノ提議ヲ支持スルモ、英ヒトノ交渉ヲ促ス前ニ、先ヅ日本ノ在外資産ノ凍結ヲ解除スルノ必要アル旨ヲ述ベタリ。

蘭ハ、米国ノ提議ニ賛成スルモ、日本ニ対スル攻撃ヲ緩和スルノ効果ナキヲ以テ、之ニ賛成シ難キ旨ヲ答エタリ。

而シテ右ノ如ク、米国ノ提議ニ対シ、英ヒト蘭ハ、日本ニ対スル攻撃ヲ緩和スルノ効果ナキヲ以テ、之ニ賛成シ難キ旨ヲ答エタルヲ以テ、米国ハ、英ヒト蘭ノ交渉ヲ促スノ提議ヲ撤回シ、且ツ英ヒト蘭ノ交渉ヲ促スノ提議ヲ撤回スルニ於テハ、日本ニ対スル攻撃ヲ緩和スルノ効果アルヲ以テ、之ニ賛成スル旨ヲ述ベタリ。

ト雖ドモ、英ヒト蘭ハ、米国ノ提議ヲ撤回スルニ於テハ、日本ニ対スル攻撃ヲ緩和スルノ効果ナキヲ以テ、之ニ賛成シ難キ旨ヲ答エタリ。

「豪」ハ、日本ノ在豪中立国人ノ財産ニ対シテハ、之ヲ凍結スルノ意思ナキ旨ヲ述ベタリ。

「加」ハ、日本ノ在加中立国人ノ財産ニ対シテハ、之ヲ凍結スルノ意思ナキ旨ヲ述ベタリ。

「蘭」ハ、日本ノ在蘭中立国人ノ財産ニ対シテハ、之ヲ凍結スルノ意思ナキ旨ヲ述ベタリ。

「仏」ハ、日本ノ在仏中立国人ノ財産ニ対シテハ、之ヲ凍結スルノ意思ナキ旨ヲ述ベタリ。

「米」ハ、日本ノ在米中立国人ノ財産ニ対シテハ、之ヲ凍結スルノ意思ナキ旨ヲ述ベタリ。

「英ヒト」ハ、日本ノ在英ヒト

710349

対シテハ攻ヲ攻ヲ加ヘザリシモ漫ヲ自己ノ乗ル主交リ）何
分奥秩改革論中々ニ嶮シキ九日ノ遠当ノ乗ヲ
見出スニハ至難ナリ（Sさんノ意見漢然タル成
ハ可ト目ニハ秩平ヲ掲ケ亜リモ然ルベシ尤モ仏狗等将
来ノ秩平ニハキテハ々日ヨリ之ヲ兼備除則シテ造当
ノ処定ヲ以スト雖ハズ」
ト述ベ居ル点ハ甚ダ考スルニ足ルモノアリ故ニ
古参ノ参考ニ供スル為メ一応粗案ニテ提出セント
乎ト思考シタルヲ以テ左ニ日陸電ヲ云ヘ日陸電ヲ云ヘ
記ス無論次第ヲ電報スルトハ左古相次ク考乗
ニハ帝国政府ト右ノ処ニ於ケル私乗トハモ
ヨシ帝国政府ト右ノ処ニ於ケル見地セラレハ先方ト於ケ
進ム手ニハ何之処ノ処ニ於ケル見地セラレハ先方ト於ケ
ル処ニ於ケル見地セラレハ先方ト於ケル処ニ於ケル見地セラレハ先方ト於ケル処ニ於ケル見地セラレハ先方ト於ケ

710350

ノ二点ハ閣下ニ於テ指摘セラレタル所ナルカ如ク他国ヨリモ一層多クノ保護ヲ我ニ与ヘテ自己ヨリモ一層多クノ保護ヲ我ニ与ヘテ遅ヒノ在英我代理ノ通ヲ標準トシ日本ノ協定ヲ帝国政府ニ要求セラレタルカ如キ又米仏ホノハ現在ニ於テ却テ此ノ約ヲ割ク事モ甘ンジ我ニ有利ナル特殊ノ便宜ヲ与ヘタルカ如キ又ハ遅ヒニ於テ他ノ国権ヲ比較シテ帝国政府ニ於テ特ニ厚遇ヲ与ヘタル物ハ之ヲ求メラレタルモ亦タ此ノ如キ事ハ絶対ニ之ヲ拒絶スベキ筈ナリ

尚ホ三国ト交渉ノ際ニ於テ及ホスノ影響ノ考慮ハ当然ノ事ニシテ帝国政府ニ於テモ充分ニ之ヲ考慮シタル上ノ次第ニシテ無論我ニ提出アリタル各項ノ条件ハ先方ヨリ無条件ニテ我ニ譲与セラルベキ筈ノモノニアラス

閣下ノ述ヘラレタル趣旨ヲ不日本国政府ニ伝達スベシ

乗ハ日ヲ重ネテ御来訪ヲ煩ハシ且ツ閣下ニ於テ多大ノ御尽力ヲ煩ハシタルヲ感謝ス

帝国政府ノ立場ニ於テ実質上ノ不利益ヲモ敢テス我ニ譲与セラレタル譲歩ニ対シテハ充分ノ考慮ヲ払ヒ閣下ノ云ハレタル如ク日英両国ノ友誼ヲ益々増進セシムルノ趣旨ニ於テ英国ノ権利ヲ尊重スルノ精神ヲ以テ英国ノ権利ヲ制限スルノ意ハ毫モ之ナキ事ヲ言ヒ添ヘラレタルハ当然ノ事ニシテ帝国政府ニ於テモ全ク同感ナリ

尚ホ閣下ハ本会合ハ単ニ私的ノ会合ナリト述ヘラレタルモ本会合ハ単ニ私的ノ会合ニ非ラス我ニ於テハ帝国政府ノ委託ニ依リ出席シタルモノニシテ又閣下ニ於テモ大体右ノ趣旨ニ基キ先方ト交渉セラルル筈ナリト信ス

追テ会談ハ十一月廿日ニ再ヒ十四時ヨリ開会セラルル筈ニテ右ハ閣下ノ方ニ於テ御通知アリタキ旨申添ヘ

0102

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710351

ス二乗シ右ニ依ハ「英ヲ捨入セラルヘキ日
右ニ対シ英ヨリ現ニ一物ノ有仏又ハ米国ニ於ケ
事ヲルヲモ奥杭上後通ヲ与フヘシ仕規定ハ一般ニ右ニ
対シ殊ニ次ノ列記ス物ニ対シ適用セラルヘシ而シテ右規定ニ関シ生スルコトアルヘキ事
件ハ総メ右ノ商ニ招定セラルヘキ規則ニヨリ解決スヘシ

第三右乗ヲ実行スル為英ト支那トノ間ニ
右ノ支那関税ニ付テ之ニ必要ナルヘキ協定ヲ成立セシムルコトヲ
右ノ英文私乗ヲ日本ニ於ケル英国ノ政乗
ヨリモ不利ナラサルヘキコトヲ現ハス自由ニ随意ニ採
ルヘキ政策ヲ買ヒルルコトヲ放棄スルモノニシテ
現政府ノ主義及ヒ将来ノ評杭標準ヲ決セス英

ス乗ニ定ムヘキ好意会ナルヘキ旨ヲ
日次ノ各国ニ対シ
「日乗中ニ他国ノ名ヲ掲ケテ
トスルトハ
ヲ前ニ地マシカラストセハリハ盛ロニヲ取ラス英ヨ
例ノ三ツヘキ如ニシテ日本ニ於ケル又英ヨリ乗リ
ル仏物ハ杭平ヲ標準トシ将来ノ変更
ヲ計算ニ入ルヘキ旨ヲ
カ独三国ノ動向ヲ注視シ独リカ
ノ税平ハ預メ杭平ヲ標準
トスル時ハ協定会議ノ目的ニ反スル状況
ヲ生スヘシトノ空気ニシテ実仏相ホカ
ニ於テ標準杭平ヲ以下ニ杭平ヲ以下ニモ思ヘ

2-1370

0103

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710352

ケ方ニ及ヒ、おテ右ニ来ル者ニ対シ、ロ吻ヲ十分ニ改方ヲ計ルベキ旨ヲ
到底考案ノ付ケ方モナキ故不得已ハ本案ヲ閣伏大亜
トモ御諒ヲ遂ケ度キ旨ヲ申込ミ之ニ基ク少シ実ニ
新大亜ハ右同日ノ次第ヲ陛下ニ奏上シ
枢制改ヲ改ムルトキハ日本ハ全然我務ヲ免ルヽコトヽナリ
政府カ本案ヲ拒絶セラレンコトヲ恐レ
枢改革論者ノ攻撃ヲ受ケ
スル旨ヲ述ヘラレタルカ
ルヘク急ニ善後ノ考案
カニ結束団結スヘキヲ
コトヲ希望スル旨関係
トスルモ彼ハ自己ノ
迄ケ度今回成ノ

カ容成ル早キヲ一月中旬
遷延スヘカラサルヲ
独ニシテ現ニ
理由ニ依リ
次ノ会議ヲ
反ヲ為ルヲ
之ヲ為スニハ
トニ非ニ我譲歩ノ
ヲ反ヲ通シ
指揮ノ下ニ
事ニ
スル方ノ
計ニ

0104

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710353

[illegible]ノ穀物[illegible]ニ必要アリ然ニ[illegible]
二重、絹、樟脳、麦稈[illegible]
ニテ 依テ本[illegible]九月[illegible]
後ノ次第ニ電報[illegible]
[illegible]ニ電報ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
ノ[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]

[illegible]ノ穀物ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]
[illegible]ニ[illegible]

2-1370

0105

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710354

元ノ場合ニ於テ本条ノ一般ノ率ヨリ
モ低キ率ノ税率ヲ定ムル協定
税率ニ関スル協定」ト称ス)ノ
改訂ノ場合ニ於テハ本条約ノ
規定ハ同協定ノ改正ニ関シ
テハ適用セラレズ(タダシ
所謂協定税改正ノ提議ヲ
為シタル日ヨリ一年経過
スルマデハ本条約ノ
規定ハ同協定ノ改正ニ
関シテモ適用セラル
ルモノトス)

Article ...

The articles the produce or manufacture of the United Kingdom enumerated in Part I of the Schedule annexed to this Treaty shall not on importation into Japan

be subjected to customs duties higher or less
favourable than those specified in the Schedule.

The articles the produce or manufactures
of Japan enumerated in Part II of the Schedule
annexed to this Treaty shall be free of Customs
duty on importation into the United Kingdom.

Provided that if at any time after the
expiration of one years from the commence-
ment of this Treaty either of the Contract-
ing States desires to make a modification
in the Schedule it may notify its desire
to the other Contracting State and
thereupon negotiations for the purpose

2-1370

0106

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

shall be entered into forthwith. If the negotiations are not brought to a satisfactory conclusion within six months from the date of notification (or if before the expiry of that period the Contracting States agree that a satisfactory conclusion is impossible) the Contracting State which gave the notification may, within one month, give six months' notice to terminate the arrangements, and on the Expiration of such notice the present Article shall cease to have effect without prejudice to the other stipulations of this Treaty.

然ルニ英方修正ノ点ハ孰モ緊要アルコトハ認メザリシ為

テ本使ハ之ニ賛成ナキ旨ヲ答ヘタリ尚吉田次官ハ我案中 or if before the expiry of that period the Contracting Parties agree that a satisfactory conclusion is impossible ノ句ヲ括弧内ニ容レ右ノ句ハ必要ナシト考フルモ若シ日本側ニ於テ存置シ度キ希望ナラバ是亦賛成ナルベシトノコトナリシニ付本使ハ我方ニ於テモ強イテ之ガ存置ヲ希望スル次第ニハ之ナキモ六ケ月ノ協議期間経過前ニ於テモ双方一致ノ不可能ナルコトヲ明ニ認ムル場合アリト仮定シ此場合ニ於テモ依然右期間ノ全了ヲ俟ツハ不用ナルニ付右ノ句ヲ挿入シ置キタル次第ナリト説明シ置ケリ

同日本使ハ往電第二六三号ヲ以テ右会談ノ次第ヲ電報スルト同時ニ右ノ要ヲ本使ノ所見ヲ電稟セリ

2-1370

0107

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710356

「カノ協定方式ニ基ク」一致シタル、ほてい吉務次官
ハ当時杭平ニ突然我ヲ凡ノ用ヲ求メ前電申ニ
五九号ニテ申述シタル通リノ性質ノ大ナル譲歩ヲ為
杭平大ニテハ「クリスマス」ヲ、便メ為サントス
随テ右ニ関スル特使ヲ待ツベキヲ凡ハ特使ヲ待ツ右ノ電報
ニテ本月六日ヘロ訓ヲアラントヲ切望シ且ツ特使ノ杭ニ
本日ノ会ニ面会シタル変更ヲ求ムル旨ヲ述ベタリ然ルニ
同カ緯度シ切ニ早ク発表ヲ希望ヲ表シ
斟酌シ為ニ電報ヲ以テロ訓ヲアラントヲ切望
シ且ツ右務大臣及ヒ務次官共ニ来ル
政府ヨリモ同ヲ為ス様ノ訓令アリタキ旨ヲ
センメレカ為メニハ我方ヨリ Substantial concession
ヲ為シタルニハ我譲歩ハ初メヨリ最大

極度ヲ示サンコトヲ切望シ且ツ譲歩ヲ大カメキハ
ほ手方ヲシテ当面ノ失ノ性格ニモ顧ミ為ス様ノ策ヲト
信ズルニ付杭ノ目ヘ他国ノ輸入ノ、新ニ著キ我
物産物、限ノ必要ヲ認ムル務次官ヘ右再説致ス
ベキヲモ為ス様ニアリタシ為又同官ハ本条約
ニ示ス如ク凡電報ヲ以テ通メラレタキ希望ヲ表シ
タル対シ十六日来電ニテ左ノ通回電
アリタリ

「協定方式ニ基ク英名香久ノ低正率ハ多少
向ノ低正ヲ要スル所アルカメキモ大体ニ於テ
十ヲ格別ノ有ハ之ヲ削除セラルヲ
杭平向ケ、ほてい最ハ我方ヲ提出シタル協

710357

定方式ヲ採用セラルヽモノト例定セラレ既ニ仔細ナキモノト認メラルヽ事
ムルカ為メ尚早々々調査終リタルニハ一般ニ、政府ノ
之ヲ為ス可キ旨ヲ例定スル様取計相成度
西比利亜ニ於ケル曲事ヲ伏ス
事上ノ誤ヲ生ズルニ至ルヤモ知レサルヲ以テ杭平ヲ次ニハ洋
函ニ投スルカ如キハ到底ノ出来ス又ハ多クノ時日ヲ要シ
度旨報スルカ如キハ到底ノ出来ス又ハ多クノ時日ヲ要シ
依テ譲ルノ外ナキニハアラサレトモ出来得ル限リ
我ニ有利ノ地位ヲ占メ置クヲ要スルヲ以テ
英ヨリ物杭ノ申込アリタル時ハ杭平数
七十七ノ内四十二、鈔ニハ四ノ杭平数
ヘク二十八或ハ之ニ近キ
英ノ杭平ヲ以テ
英ノ杭平ヲ以テ

残リ十五ハ日ハ杭減ニ応スルヲ以テ
希トス又英国ヨリ物買
目ハ依テ来ル三年ヲ要スルヲ以テ
将来、おテ之カ杭平ヲ
右ノ拠ヲ協定スル必要
ノ杭減おテ英ニ対シ大ニ譲歩スル而シテ我方
ヨリ英ニ、多杭ヲ要求スル時ハ之ニ対シ
出欲ヲ以テ右譲歩ト比較スル時ハ之ヲ
ヲ失シタル、英ニ、英ニ、対シ
兼備スルニおテハ甚シク不平均ヲ感スルヲ以テ
右ハ拒絶スルヲ、致方ナシ英石投票ノC石油ヲ
協ニ英ニ要求スルヲ以テ我方ヨリ英ニ杭
拠ヲ請求スル物ニハ我物産物ニシテ一般他ニ

710358

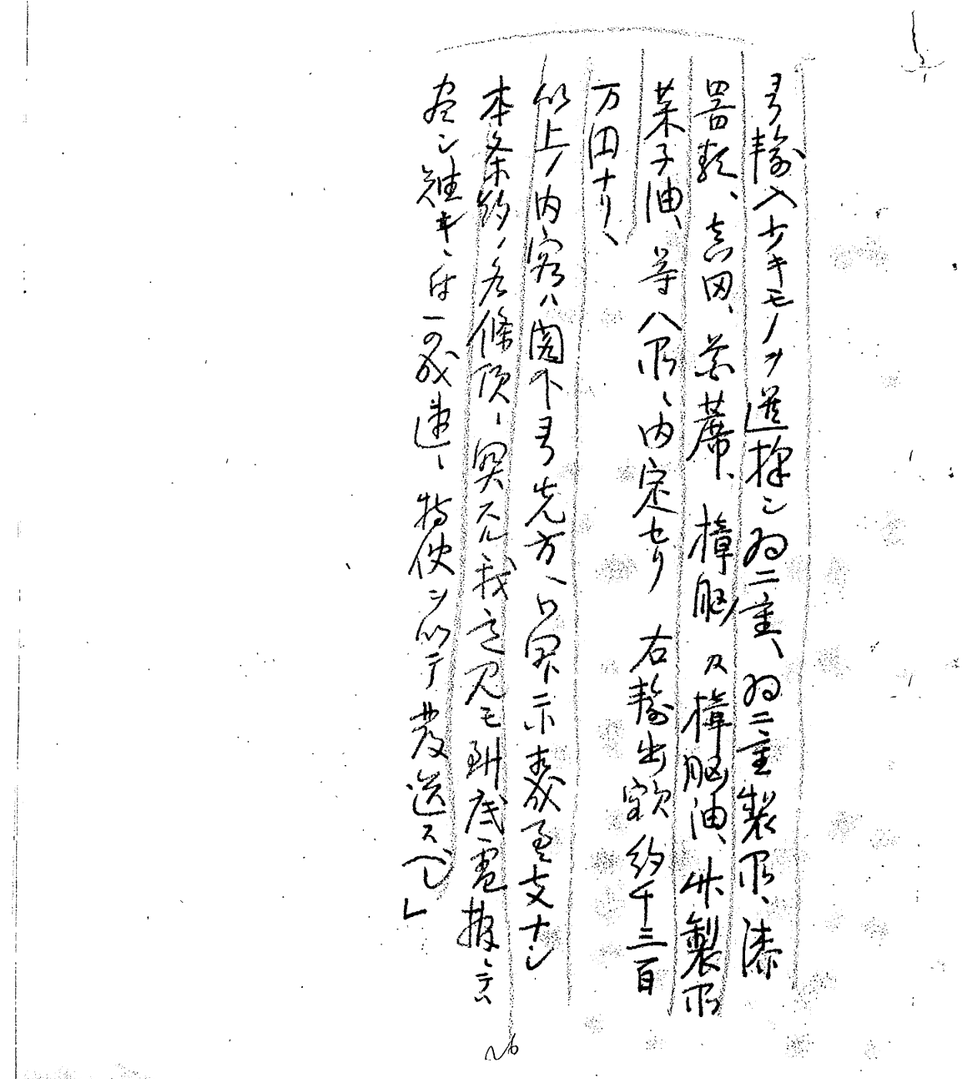

多幡八十吉ノ運搬ニ係ル二重製罐、漆器数、吉田、茶箪笥、樟脳、樟脳油、外製罐某子油等八罐、内容量約千三百万田ナリ、

仍上ノ内容ハ関ヤ先方ヨリ呈示ニ係ル支十ル本条約ノ条件ニ該当スルヤ否ヤ調査ノ上、然ルベキハ二〇〇通、然ラザルモノハ不許可ノ上返送スベシ」

2-1370

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

第二節　移住協定ニ係ル交渉

（甲）　我指導ニ依リ本省ト往復

左記ノ通リ協定移住ニ係ル覚書ヲ取リ交ハシ尚詳細ノ点ハ追テ西比利亜住由特使ヨリ来リ之ノミニテ通知スベキトノ了解ナリシガ其後一時役兵中止ノ為メ移住ノ実行ヲ見ルニ至ラズ其儘ニ打過ギタリ

一、水町残務及ビ附属地ニ関スル諸般ノ協議ニ関リタル者及ビ附属地ニ来リタル露国人ニシテ本支ノ内乞ハルル者ニハ旅行券ヲ交付スルコト

一、全然一般ニ属リ又ハ理由ナクシテ右ノ者ニ対シ旅行券ヲ交付セザルコト

一、移住税等ハ之ヲ免除スルコト

右覚書ニ基キ黄ニ受ケ取リタル露文ハ本文ノ内乞ハルル者ニハ旅行券及ビ二決定ノ上ハ京歌本省ニ来電ト称シ

一、移住税ハ一人ニ付金七十七ノ内英貨ニテ四十一、或程度ニ於テ軽減スベキモノニ十三、条件ニ於テ承諾ニ拒絶ニ遭リ若クハ来電ノ数トハ大ニ一致セザル一段ニ係リ本支ハ十二月十七日附電ヲ以テ如上ノ次第ヲ電報シ右移動ノ内容ヲ同会セル「右決定ノ事モ変更シ易スル点アリタルニ付特使ノ来着ヲ待タズシテ支ニ至ラバ協議ニ着手スル様照会セラルベキモ之ニ対シ本省ニ於テハ承知セザル旨ヲ答ヘタリ

710359

2-1370

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

ルハ物ニ該当アル次第ナリヤ将又英国C中
[illegible]
ニモ仍テ言及セラレサルガ右ニ対スル意見如何併セ
テ回示アリ度旨」請訓
ニ付テハ来電ニ一ニ述ヘタル通リ我ニ於テ軽減ノ実
ハ今後ノ政府ノ態度ニ俟ツ外ナキ次第ニ付
新條約ノ締結ヲ急ヲ要スルモ敢テ反対スルノ意ナキ
旨ヲ以テ英国側ニ
於テモ夫レニテハ之ヲ機ニ可成速ニ本省ニ於テモ
孫大臣及諮詢委員ト協議ノ上
右機会ノ漏洩セサル様十分ノ注意ヲ
為シ大体ノ政府ノ態度ヲ
決定ノ上特ニ訓令セラレ度キ旨」

710360

来電アリ右ニ対シ本次ハ十八日附電第二七二号ヲ以テ
「万一ニモ政府ニ於テ右ノ
サレ度キ旨ノ訓令ニ接シタル
調印ヲ
ハ諮詢委員会ヲ又ハ
ノ意ヲ
開キ
「先方ニ於テ
」返電ニ
約全体ニ
ニ若シ
時ハヲ遅延スルニ
ハ秘テハ性質ヲ三七一号中
トリ扱ヒスル
右ニ対シ十八日
ヲリ

2-1370

0112

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

「其電報二七一及二七二号ニ係ル本省ニ於テ昔テ
仮リニ内国立法ニ関スル協会ヲ
置ニ応スル協会ヲシテ
大蔵系各府支ト協同ニテ内々ニ軽減案
ヲ調査報告セシムルノ
議ヲ陸ルニ至リテハ
ニテハ限リ大臣モ本大臣ヲ
リシ形ナリ依ルニ
茶税軽減ヲ行フ
特ニ調査ノ方針
ニ未ダ心限リ
ニ三名審査シテ
査セシムル様
大体ノ

電報スベキ事項ニ付右内容ヲ先方ヘ示サン様
致度決定乗ハ矢部技師ヲシテ携帯セシムベク
月末迄ニ西比利亜派出ノ有志ヲ性メラレ度而
係官ニ付テハ数字ハ右ニ準ジ
テ上、説明ハ日技師ヲシテ為サシムベク
我方ヨリ税務署ニ置カレ協定ノ如キ
リシハ外ニヨリ、編入ニ達ニ大ナル事情ヲ有
タルニ依ルモノト認ムルヲ以テ先方ニ於テ行
ナキヲ於テハ右追加改正ニ関シ又陶磁器紙
油及鉄油等ヲ協定ニ編入セラルヘキ旨
ヲモ他ノ多量輸入ヲ防止スルヨリ
スルヨリ由ニ依リ、之ニ欧ト区別
キタルモノナルヲ以テ之ニ関シ
ニ於テ先方ヨリ追加

710362

ニ関シ之ヲ拒ヘシトノ申入アリタルニ於テハ右追
加ニモ異議ナシ
英ヨリ提案C ニ関シテハ細目ニ於テハ
極メテ簡単ニ於テハ単ニ鉄油及鉛ニ関スル
両ニ関シ之ヲ止マリシカ英ニ関スル
ニ於テモ英ヨリ政府ノ申出アリタル
トニ関シ居リ
条約ノ対象ニ関スル我ニ於テハ
レンニ付テハ矢部技師ノ欧ニテ送付スベク
英ヨリ関税協定オ式及内容ハ往電オ二一号
通リニシテ秘密ニ付スル必要アル事情存スルニ
ル限リ他ニ対スル態

0114

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

上我ニ不利ナル影響ヲ来タス虞アルニ付適当ノ
加減ヲ之ヲ発布セサル様緊要ナルヲ以テ仮令日英
条約談判結了ノ上ニテモ或ル落着調印ヲ見合
ハスマテ先ツ十八ニ付此上ニ於テハ條約ノ英国当局
者ト此協議並大来タレ」
次テ翌二十日来電第二一三号ヲ以テ更ニ左ノ
趣来電アリタリ
「往電二一二号ニ関シ本日閣議決定ニ付来電
ノ趣旨ニ依リ先方ト協議ヲ進行セラレ度又ナレ
我要求ハ一、Habutae 二、Habutae Manufactures
including handkerchiefs. Screens, apparels etc.
manufactured from Habutae 三、Plaitings of
Straw and other materials 四、Camphor & Camphor

Oil 五、Bamboo wares 六、Lacquer wares,
Cloisonné, and ivory works. 七 Rape seed
oil 八 mats & mattings of rush ノ八種ナルカ右
ノ内漆器、七宝器及象牙細工ハ英国ノ税率
ニ於テハ Curios ノ名ノ下ニ包括セラルルカ如キシ以
テ之ヲ一括シテ掲ケアリ当方電中ニ申遣ハシ銅
陶磁器、紙類、魚油、及餘ノ油等ノ物品ニシテ之カ追
加シ得スニ付交渉上不利益ノ影響ナク英国側
カ同意スヘシト認メラルルモノハ閣下ノ此見込ニ依リ其
一部又ハ全部ヲ追加セラレ度シ又ナレ
英国ヨリ新税据置ノ請求アリタル九品目ニ付テハ閣
議ニ於テハ彼我交渉ノ餘地ヲ存スル為ノ右九品
中七品目ニ付テハ据置ノ要求ニ応シ得ルコト為リ

10

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

[illegible]二応中アイテ四六二鉄ノ二、条々第六ノ二装供
機械及発機械ハ、[illegible]ヲ必ヲリ輸入ヲ多キノミトヲ欠鉄
ノ条第ハ内心発鉄業ト[illegible]ヲ停モアルガ故ヲ以テ
事据置ニ日ヲ要スルヲ以テ大ヲ本大日ハ御電ニ
基ヤクルガ如ク役秋両ホ物ノ貨易統ノ懸隔体
リニ甚シキガ故ニ[illegible]ヲ成英七例ヲシテ右七ホニ条ニテモ
据置両ホヲ回載セヲメサル様ムヘキ旨関係ニ
於テ言語ニ[illegible]キヲルコトヲ関下ハ英七合ヲ以テ
電ニ申述ヘル通リ据置協定ヲ[illegible]ヲ
支那方様ノ尽力ヲ[illegible]ヲ
右両会ニ従ヒ本定ハ第[illegible]ヲ
ル処ヲ踏[illegible]ヲ
等ヲ以テ右ヲ通リ電[illegible]ヲ

「水ノ対移交約条秋辛譲歩ヲ
ニ対スル経済ヲ一[illegible]ヲ
ハ従前秋ニテ[illegible]ヲ

710364

[illegible]ヲ
[illegible]ヲ
[illegible]ヲ

七ラ以テ延期方ヲ交渉シ
ヲ我ニ於テ拒否シ永保ヲ
要求シ拒否ニ決シ本大使
トシテ出ス丈モ我決定ヲ
ニ及ビ我ヲ拒否セヨ
書飯ノ四甲ノ三ノ件
ト元ニ係セテ此電報ヲ
右及電ニ対シ二十一日
通四電ヲ以テ
「二、英石ヨリ輸入ノ
薬ノ事ハ新ニ定額ヲ
リ少数ノ新ノ為ニ

710365

ニ入ルニ過キスシテ右従
ニアラス御係物七及ノ
モノ以外ニ付テハ新ニ
軽減スル事ニシ右ノ事ニ
一案五ニ於ケル事ヲ
従価税ニテ定ムル事
及ノ物系モノハ第四
ト認メラルニ付右ハ
ヲ参酌セラレ税率
後テ一ヲ確メラレ度
二、帝ニ政府ハ従来協定
ヲ永続スル為ニハ可成譲歩
ヲ以テ物系ノ
ニ於テ

2-1370

0117

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

英文ナレト雖メ左ノ次第ナレハ之ヲ
保留セラルヘキ関下ノ申越ニ一任スル但シ之カ
メ他ノ英米等ノ秋決遅滞ヲ来サヽル様
特ニ意ヲ用ユルヲ要ス
三、英米ノ大使ニ対シテハ未タ秋決ニ達セラレサル協定十箇ノ一両ヶ月後
我番兵ノ撤収ニ関シ一段ト進メタル事ニ承知セラレ内密ニ承知シテハ置キ
尚ホ右ニ関シ更ニ進ンテ公ニ承知セラルヽ様ニ取計フヘキ事
承知ス
四、御意ノ如ク九ヶ国会議ニ於ケル我方ノ態度ハ十月ノ初メニ於ケル会議ノ決
定ニ基キ之ヲ進メ度キ旨ヲ以テ三箇条ノ提案ヲ為シ之ニ対スル比較ノ三箇条ノ
提案ヲ為シタル事ヲ述ヘ且ツ右ノ提案ハ甲乙両案共ニ我ノ譲歩ノ極限ヲ
示シタルモノニシテ之ニ対スル英米ノ秋決ハ甲ノ秋決ヲ基礎トシ之ニ
加ヘタルモノニシテ我ニ取リ不利ナル点多キヲ以テ我ニ取リ
ハ之ヲ拒絶スヘキ旨ヲ述ヘ尚ホ右ニ関シ我ニ取リ不利ナル点ヲ
五、毛織物及毛糸ノ輸入ニ関スル四ヶ国ニシテ各モノ輸入金額ノ七割
モノ、日本ノ輸入ニ関スル英ノ其他甲ノ一(八)(二)
モノ、英ニ於ケル輸入ノ各人十万ヶ国ニシテ各モノ金額七割
ニ当ル亜麻子油中
テ日本ノ輸入ノ八割
物ノ輸入ニ関シ七十七万ヶ国ニシテ各モノ金額ノ六割
ニ当ル等ノ点ニ於テ台湾ノ立場ヲ考慮
六、我陳善ト支那トノ通商ニ関スル条約ニ於テハ
ヲ以テ独逸ニ対シ

710366

2-1370

0118

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

Natural Varnish ヲ用フルトキハ
先ニ着色後仮漆ノ後ニ付ケ色ヲ
ボカシ仕上ケ Natural varnish
ヲ用フルトキハ着色ヲ用ヒズシテ
ベベキ名称ナシ漆ノ上電着ヲ施ス電流セルニ名称ハ
Lacquer Wares finished with natural Varnish ト
シ乾色ノ名ノ様ニ擬ボカシノ artificial Varnish ヲ
用フルトキハ着色ヲ施ス事ヲ

2-1370

0119

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710367

(乙) 我稅率提案提出

十二月二十二日本官ハ高務次官ヲ高務省ニ訪ヒ例ノ通リ非公式ノ會見ヲナシ稅率ニ關スル我國提案ノ提出ニ先ツテ右國各案ハ種々ノ便宜上兩比利亜經由特使便ニテ送リ來ル筈ナリシモ最ニ貴官ヨリ希望ノ次第モアリシニ依リ其旨帝國政府ヘ通知シ電報ヲ以テ右通報シ來リレトテ水町財務官持參ノ內訓並書及前記來電ノ趣旨ニ遵ヒ作成シタル我對案ヲ同官ニ交付セリ

即チ左ノ如シ

(4-a) 從來ノ協定品ニ對スル稅率協定案

(4-b) 從來ノ非協定品ニ對スル協定ノ拒絶

(C)(B) 新稅率ヲ增ノ約束拒絶

其他ノ行ヒ對スル免稅輸入品表

我ヨリ要求スル免稅輸入品表

右交付後本官ハ來電第二一號ノ趣旨ニ遵ヒ關稅ノ協定方法並稅率輕減ノ內容等ニ關シ帝國政府ニ於テ內外ニ對スル關係上當分ノ間秘密ニ附スルコトヲ切望スル旨ヲ陳ヘタルニ外務次官ハ其意ヲ諒シ外務大臣其他關係同僚ニモ其旨ヲ傳フベシト約セリ尤モ同官ハ我對案ニ付諾否ヲ言明セス且ツ之ニ基キ會合ハスルノ止要アルヤモ料シ難キ旨ヲ述ヘ或ハ或ル物品ニ付テハ專門家ノ意見ヲ聞キ會合ニ於テモ英國ストノコトナリシニ付本官ハ右等ノ會合ニ於テモ帝國政府ハ勿論帝國政府ヨリノ讓歩額トレテモ之ヲ

2-1370

0120

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

3

710368

ヲサルヽ譯ニハアラサルベシ又同官ハ勿論之ヲ告ケル譯ニハアラザルモ彼等ハ自発ニ其意ヲ推知スルコトアルヤモ計ラレズトノコトナリシニ付如何トモ改方ナキモ出来得ル限リ其漏洩ヲ防ガル、様改善ヲ談シタルニ同官ハ克ク之ヲ解セシ旨ヲ答ヘタリ

尚本官ハ前記各書類ニ付説明ヲ與フルニ先立チ該書類ハ電報ニ依リ作成シタルモノナレバ其中ニハ数字等ニ付或ハ誤謬アルヤモ料ラレサルガ故ニ確カナル数字等ハ何レノ点中旬ニ着英スヘキ技師ノ指令スル書類ニヨリ之ヲ確定スルコト、致度旨ヲ附言シタルニ同官ハ之ヲ了承セラレ度旨ヲ答ヘ(A-6)表ニ関シ元来此種ノ

4

事ハ総テ英国トハ一切秘密ニ関スル協定ヲ為サヾル方針ナリシモ両国間ノ特殊親善ノ関係ニ顧ミ特ニ昨年ノ方針ヲ曲ケ吏ニ協定ヲ取結ヒタル次第ナルガ従来協定ニアラザル物品ニ付テ迄今回新タニ協定ヲ仰ク様ノ事ハ国内ニ於ケル輿論ノ趨勢ニ顧ミ帝国政府ノ敢テ得サル処ナレハ英国政府ノ立場ヲ推察シ斯ル物品ニ付テハ強テ協定ヲ要求セラレサランコトヲ希望スル(4-a)即チ従来ノ協定ニ付テハ帝国政府ニ於テモ勿メテ英国政府ノ容ルヽコト、シ出来得ル限リノ最大譲歩ヲ為シタレハ先ツ其旨ヲ諒知セラレ度シト陳ヘタルニ同官ハ先ツ(A-a)表即チ新協定案ヲ一覧シ大ニ満足ノ体ニテ之ナラバ

0121

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710369

事ヲ以テ先ツ帰信ヲ見ルベシト云ヒツヽ其各項ヲ通
読シ二三疑問点ヲ本官ニ質シタル後何レ我輸
械率及拒絶等ニ付実際ノ数量ト対照調査
ノ上近日何ラノ回答ヲナスヘシトノコトナリシニ付本官
ハ従来ノ我譲歩ノ最大限ナルコトヲ述ヘ英国
政府ニ於テモ可成其儘之ヲ同意セラレンコトヲ望
ム旨切言セリ
次ニ同官ハ(4)表即チ後来ノ軌道ニ対スル拒
絶案ヲ一読シメンガ為内田斯械等ハ
特重キヲ措リノ観アリシモ其他ニ付テハ特ニ異
存ナキモノヽ如ク(5)表即チ軌道ノ拘
束拒絶ニ付テモ強ヒテ異議ノ模様モ見ヘザ
リシガ同官ハ本官ニ向ヒ此等(4)及(5)表所

載ノ物品ハ左程ニ重要品トモ認メラレザルガ関係
商人等ハ各其個々ノ利益ヲ計ル次第ナレバ或ハ
此等ノ物品ニ付テモ尚其拘束ノ希望スルヤモ料
ラレス就テハ政府ニ於テモ彼等ノ希望ニ応シ我ニ
対シ更ニ何等カノ申出ヲナスヤモ知レスト述レリ尤
モ政府トシテハ此等ノ物品ニ付テハ強テ其要求ヲ
固執スルノハナカルベシトノ察セラレタリ
尚ヒテ(6)表即チ前記以外ノ行内ニ付同官ハ其
(2)前項書類ノ分類方法ニ付テハ帝国政府ヨ
リ書面ヲ以テ其解釈ヲ英國ノ希望ト合致
セル旨通知セルヽコトハ既ニ来問数ヤトノコトナリシニ
付本官ハ一個ノ考ヲ述ヘ右ハ別ニ差支ナカルベシト
思料スル旨答ヘ置ケリ其ノ(1)鑵入及樽入

0122

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710370

石油ノ件ニ付テハ同官ハ其ノ輸入税ヲ區別スルコトハ平ナルベシトノコトナリシニ付本官ハ本省来電ノ趣旨ニ従ヒ我ニ托テ之ニ同意シ難キ理由ヲ説明シ其(3)天然藍ノ件ニ付テハ英國政府ハ其税額ノ高低ヲモ寧ロ人造藍ニ対スル税率トノ差額ニ重キヲ置キ且ツ両者ノ成分ノ相違ニ顧ミ英国案ノ如キ比例ニ税率ヲ定メラレンコトヲ希望スル次第ナリトノコトナリシニ付本官ハ人造藍ハ或ハ独逸等ヨリ輸入アリ更ラニ之カ税率ヲ増加スルニ於テハ之カ為メ夫等ノ国ヨリ実ルノ嫌アルガ故帝國政府ハ之ニ應シ難キ次第ナラント答ヘ置キタリ前記ノ通リ仝官ハ比二於テハ稍重キヲ措クノ観アリシカ故ニ尚比上

113

何等申出ヲ為スヤモ知レスト思ハレタリ

最後ニ我方ヨリ要求スル毛税輸入ニ付表ニ付テハ本官ハ本省来電第二一四号所載ノ八ニ加フルニ銅魚油及鯨油陶磁器並紙類ノ四品ヲ以テシ都合十二品ニナシ提出セシガ同仝官ハ之ニ対シテハ別ニ何等意見ヲ述ヘサリシモ右ノ内陶磁器ヲ抜キ次ヘキハ疑ナク其他ニモ尚数点ヲ減シ来ルヤモ計リ難シト思ハレタリ尚同官ハ別ニ来ル類似品ト区別スル為メ何等カノ必要アルヤモ知レストノコトナリシニ付本官一個ノ考ニテハ右ハ別ニ差支ナカラント答ヘ置ケリ

次テ同仝官ハ我所属税定率法第九類布

2-1370

0123

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710371

帝類ニ関スル注ニ其第十ニトレテ "Grey" "Lucbo" "Scarves" "Wanted" in this group included. ト、雖モ、右一項ヲ追加シ度旨申出タルニ依リ、本官ハ右ノ一應本国政府ノ意嚮ヲ質スベク又鉄トニケ内ニハ鋼ヲモ含ムヤ否ヤナリヤトノコトナリシニ付本官ノ考ニテハ然ラン旨答ヘ置ケリ

尚右ニ関シ本官ハ本省来電第二三号ニ接シ帝国政府ニ於テハ前段両項ノ追加ノ件ニ関シ帝国側ニ実現困難ノ方法ヲ以テ秘密ニ附スルノ必要アルノミナラズ目英新条約ニ於テ餘リニ発表セラルヽニ於テハ他国トノ交渉上帝国政府ニ於テ利ナル影響

ヲ来タスノ虞アルニ付適当ノ時期迄其両項ヲ留保スルコト、致度希望ヲ有スル旨追ツテ交渉連絡ノ機会ニ依リ或機会ニ於テ我ヨリ右ノ希望ヲ申出ルコトアルヘキニ付前以テ一應貴官ニ右御承知置ヲ希フ次第ナリト述ヘタルニ同官ハ餘リ永ク両項ヲ延ハスハ好マレカラサルノミナラス独逸ヨリ後レテ調印スルコトハ欲セストノコトナリシニ付現ニ米国ニ於テモ飾リニ遠カラサルコトナレハ実際ニ於テ左程永ク延期スル訳ニハ行カス案スルニ本件ノ交渉モ多分二月ニハ渉ルヘキニ依リ其後数回両国間ニ於テ調印ヲ延期スルニ過ギザル次第ナラント差ヘ別レタリ

同日本官ハ往電第二八〇号ヲ以テ右貴使ノ要領ヲ電報シ且要ノ件々ニ付何分ノ義回訓方電請

0124

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710372

ニ九二廿三日来電第二八号ニ依テ左ノ通リ回答ア
リタリ

(一)請性書違ヒ類方法ニテハ帝国政府ニ於テハ
斟酌税率法ノ解釈上前電ノ通リ英国希
望通リノ適用ヲ為スヲ内定シ昨年七月ヨリ
実施ノ運ビニ付関下ハ在勤各国ノ上之ヲ言セ
ラルヘキ筈ナルモ正式ニ之ヲ通告シタルノ次第ヲ
得ズ

(二)石油ハ英国ヨリノ輸入品ニ非ス又tank入油ニ
対シ特別税率ヲ設ケタル後クルハ清国ノ外特ニ弾ノ
事情アル国ノ外一般ノ例ニ非ス本邦ニ於テハ明
治三年七年以来tank入油ト缶入油トノ税率
上ノ区別ノ廃止シタルモノニシテ之ヲ復活スルハ

来国ヨリ区別待遇ト認メラルヽ虞アリ又tank入
油ノ税率ヲ軽減スル時ハ従来鑵入輸入ノモノモ
tank入ニテヘルコトトナリ関税収入ニ影響アリ且ホ
スト同時ニ競争上内地油ヲ利シタル地位ニ置
クノミナラス石油税率ニ関シテハ彼我関税編成
ノ際充分ノ事情ヲ顧ミ現行税率ニ触レスシテ
其他ニ附シ置リ此際安ニ認メタルモノナレバ右様合
上先方ノ要求ヲ聞入ルノ動ク拒絶セラレ度シ

(三)天然藍ト人造藍トノ税率ニハ已ニ我等ノ意
ニ反シタル点アルガ右税率制定ノ際議会ノ問題
トナリ両院協議会ニテ決定シタル程ナレハ之ヲ軽
減変更スルヲ得ズ去リトテ人造藍ノ税率ヲ
増加スル時ハ天然藍トノ税ノ差ノ益大ナラシムル

2-1370
0125
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710373

カ 故関下ノ云ハレタルガ如ク猶進品ニ対スル故意ノ
區別待遇ト認メラルヽ恐アリ且天然藍ハ英国
ヨリノ輸入品ニ非ス印度ナルガ印度トハ別ニ関
稅条約アリ是等ノ理由ニ依リ英国ノ要求
ニ應シ難シ
(四)須ニ重ニ付テハ鉄倘ホ説明ヲ加フルヲ同意ス
(五)普國高業上 Scoured & washed tissues
ト称スルモノハ高ク natural colour ヲ有スル限リ
bleached ニ包含セス要スルニ之ガ區別ハ程度
ノ問題ナリ
(六)鉄ノ内ニハ鋼ヲ包含スルヲ眞説ノ如シ」
尚前記會議ノ際関税定率法
第九類布帛類及布帛製ニ関スル註ニ付前

題 scoured & washed tissues & cotton ノ分
類法ニ関スル外尚次ノ二点ヲ要求セリ即チ
一、同注四ヲ次ノ如ク改正スルヲ解釈スルヲ
布帛ヲ組織スル糸数ハ同布帛ノ或ル点ニ於
ケル単撚糸ニヨリ計算シ其平均ヲ採ル而
シテ糸ノ端数即チ計糸鏡ノ一辺ニ沿ヒテ之ニ
觸ル、糸ハ計数ニ加ヘス
一、同註七ヲ次ノ一項ヲ追加スルヲ
布帛ノ重量ヲ計量スルニ付五分ノマーデンヲ
許シ或布帛ノ申告重量ガ実際ノ重量
ト相違スル場合ニ於テモ右相違ガ前記マーデン
ヲ越ヘサル時ハ該布帛ヲ申告部類ニ属
高率ノ部類ニ入レズ

2-1370

0126

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710374

右ニ対シ本官ハ「前記二点ハ要スルニ既定ノ法律ニ
改正又ハ追加ヲ為スヲ外ナラサレバ帝国政府ニ於テハ
之ニ應シ難カルベク且ツ此等ハ差当リ至急解決
ヲ要スル事項トモ思ハレサル旨ヲ帝国
政府ヘ問合ハスルコトニシ就テハ cleared ノ件ハ畢竟法文ノ解釈問題ニ關スル
故若シ英国側ニ於テ希望ナラハ電報ニテ帝国
政府ノ意見ヲ問合ハセテモ可ナリ」ト述ヘタルニ同官
ハ先ツハ cleared ノ件ニ付
電問セラレ次シテ cleared ノ件ニ付本官ノ前記伝電第
二八〇号ヲ以テ右電報ニ対シ来電二
八〇号ヲ以テ回報ニ接シタルモ尚意義ノ確ヲ欠ク
ノ感アリシヲ以テ本官ハ取敢ヘス同電文ヲ其儘

直譯シ之ニ本官一個ノ註解トシテ「右等ノ布告ハ
cleared ノ内ニハ含マレスト思考スル尤モ実際何
レノ部類ニ屬スヘキカハ寧ロ帝国政府ニ於テ
附記ノ先方ヘ通牒セラルヘキ」旨ヲ
次テ本官ハ右註釈ノ通リ伝信ヲ
以テ本官ハ前記第二七号ノ伝信ヲ
以テ右二点ニ対シテハ本官ハ前記ノ通リ回答ハ
致置候ニ就テハ我法文
ノ精神ヲ充分ニ解釈適用スルコトナラハ先方ノ
希望モ充ス事ヲ得ヘキヲ以テ本日ノ閣議ニ於テ
モ右ノ点ニ付テハ如何ナル改正
又ハ追加ヲモ為ス必要ナキ旨ヲ
又本日ノ重量ノ件ニ付テハ先方ニ於テハ本日ノ氣

2-1370

0127

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710375

候ニ英國ヨリ還ルカ故英國ハ日本ニ托テ我ガ其ノ
重量ヲ增加スルノ氣味アリトテ右ノ要求ヲ爲ス次第ニ
有之候處本官ニ托テハ梁ニテ右ノ事實アルヤ
否ヤ又假令ソノ事實アルヤ否ヤハ購寃ノ上前記諸点
ト係ハセ先方ヘ對スル回答振ハ回示ヲ俟ツ旨ヲ申セリ
曩ニ先キ帝國政府ニ托テハ倫敦ニ托テ滿鐵
社債發行ノ計劃ヲナシタルニ同地商業會議所ニ撤ヲ發シテ日
ハラシカシヤ其他ノ商業會議所ニ於テ滿鐵
本ガ担保ニ千レ共
リ右社債ニ應スルヨリ滿足ナル條件ヲ
アンドレウドランド銀行頭取ホルデンモ亦各所
間ニ同様ノイヲ投書セリ同人ハ日英談判ノ經

18

過ヲ外務當局者ニ質シタル處當局者ハ該
テ本官ヨリ依賴ノ次第モアリ當々交渉ノ内容ヲ
打明ケズ導ニ談判進行中ニテ好都合ニ赴ク樣
望ヤリトノヲ意ヘルヤニ聞込ミタルガ同人ガ今回
斯ル擧動ニ出テタルハ畢竟右報道ニ滿足セサ
リシモノニ見ヘタリ

2-1370

0128

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710376

(丙) 我提案ニ対スル英國覺書

越エテ四年一月七日ニ同務次官ヲ以テ本官ニ
ニ対スル我提案ニ対シ左記ノ如キ覺書ヲ送リ越
シ右ニ付例ノ通リ私的會談ヲ求メ来リ依テ本官
ハ同月十日會見スヘキ旨ヲ約セリ

英國覺書ノ要領

第一 第三項ニ記載ノ品ニ対スル英國ノ
来ノ協定品ニ対スル附加
甲、德領微物七及九ノ澤向又其他ニ対スル附加
稅三円若ハ七円ハ之ヲ金地ノ協定稅率ニ
加フヘキ旨ヲ協定稅表ニ記載スルコト

乙、Scarlet sheets ハ金地ノ中ニ含
マルヽヲ協定稅表ニ附記スルコト

丙、微物ノ系数ハ二ケ所ノ平均ニヨリ計算シ
四ツ計算ニ入レサルコト並ニ日本ノ氣候ニ適スル
布帛ノ重量ヲ計ルニ當リ申告重量ト実
際重量トノ差額五分迄ハ之ヲ寛恕スルコト
ニ付満足ナル妥協ヲ得ルコト

第二 第三項記載ノ三要求ノ撤回スルコト
減ヲ喜フルニ対シ日本ニ於テ満足セル輕
甲、五七機械類ヲ除クノ外従来ノ協定稅率
全部並ニ七七釘類ノ五及七ニ対スル稅率輕
減ノ要求

乙、稅率ノ動ノ要求全部並ニ
丙、二二礦油二及二三六天然藍ニ関スル訂正

2-1370

0129

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710377

13

ノ要求

(尤モ第三項記載ノ要求ガ完全ニ容レラレサル場合ニハ更ニ此等ニ付要求ヲナスコトアルベシ)

第三、甲綿織物七A、B、C、A、B、C、同九A、三、B、C、A、B、C、同九A、三、B、C、同九A、三、B、C、A、B、C、同九A、三、B、C、A、B、C、同九A、三、B、C、A

巳、四七ノ三 Iron Screws ニ対スル要求金額ガ
難クンバ三円二十五銭ニ減セラレ度シ

第四、従来ノ非協定品ニ対シテハ比隣ニ税率ヲ
定ヲナシ難シトノコトナルモ尚ホ之ニ同意セラレン
五ノ其他ニ限ルコトシ日本ニ於テ之ニ同意セラレン
コトヲ望ム就テハ右五ノ三個七桁五桁ニ軽減セ
ラレ度シ

第五、(第五ノ以上税率ヲ表ニテ示シタルモノ)
第六、以上ノ要求ヲ日本ニ於テ容認セラル、場合ニハ次ノ
日本品ノ免税輸入ヲ御依頼スベシ

1. Habutae of pure silk, not dyed or printed
2. Handkerchiefs of Habutae of pure silk, not dyed or printed.

3. Copper, unwrought, in ingots or slabs.
4. Painting of Straw + other materials.
5. Camphor + Camphor oil.
6. Baskets (including trunks) and basket wares of bamboo.
7. Mats + Matting of Rush,
8. Lacquered wares of Wood, Coated with lac + finished in natural Varnish,

以上

熟ラ右覚書ヲ査閲スルニ先方ニ於テハ大体ニ於テ我譲歩ニ同意シ来レルガ故我方ニ於テモ尚此上幾多先方ノ要求ヲ容ルルヲ得ズトイフ思料シタルヲ以テ一旦九月本官ニ右覚書ノ

710379

要領ノ電報スルト同時ニ右本官ノ所見ヲ具シ
且ツ本官ニ於テハ勿論充分我対案ヲ維持
スル丈ケノ努力スヘキモ右ノ次第ニ付
テ考量シ置カレ尚ク九月十日帝国政府ニ於
ケル先方ノ真意ヲ確メタル上篤ト何分ノ訓令ヲ仰
クコトトスヘキ旨「電文ヲ以テ電稟セリ
翌十日高務次官ハ我大使館ニ来訪
覆読数刻ニ及ヒタルカ今左ニ曾使ノ要領ヲ臆
述セセンニ
第一、我ノ要求スル各税輸入品ニ付キ
先ツ本官ハ我ノ要求スル各税輸入品十二目ニ
対シ先方ニ於テ数点ノ削除又ハ修正ノ加ヘタル
理由ヲ質問シタルニ高務次官ハ

一、日本ノ輸出セラルヽ羽二重ハ Pure silk ニシテ且ツ
多クハ白地ナルヲ以テ之ニ対シ Pure silk ナル説明ヲ
加フルノ外更ニ undyed or printed ナル文字ヲ
追加セリ
二、日本ノ来ヘル銅ハ多クハ unwrought ナルヲ以テ之
ヲ説明ニ加ヘ又其 Plates 又ハ Sheets ハ輸入額ヨ
リテ少量ナルカ故ニ之ヲ削除シタル次第ナリ
三、真田類ハ全部宥恕セリ
四、樟脳及同油モ然リ
五、羽二重製品中 Screen 及 apparels 等ハ
他国ヨリモ同種ノ品多額輸入アリ日本ニハト区
別困難ナルヲ以テ之ヲ削除シ其ヨナル手巾ヲ
存セリ

2-1370

0132

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710380

9

六、菜子油ハ他國ヨリモ輸入アルノミナラズ内実ヲ云ヘバ當國ニ於テ同油ヲ製造シ居ル為メ之ヲ保護スルノ趣意ニテ之ヲ削除セリ

七、魚油及鯨油ハ他國ヨリ多量ノ輸入アリ且ツ該油ハ Manufactured ノ重要輸出品ナルヲ以テ他日関税改革ヲ行フコトアル際ニ右ニ対シ Colonial Preference ヲ與フル餘地ヲ存スル為メ之ヲ削除セリ

八、陶磁器ハ他ヨリモ多量ノ輸入アルノミナラズ日本品ヲ七等ト区別スルハ不可能ナルヲ以テ之ヲ削除セリ

九、七寶及象牙細工モ同様他國ヨリモ来リ

且ツ区別困難ナル故之ヲ削除シ漆器ニ対シテハ佛国税法ニ倣ヒ Varnish ノ外尚 Finished in natural Wood coated with lac ナル記明ヲ加フルコトニセリ

十、紙ハ他国ヨリ多額ノ輸入アリ且雁皮、藤葉等税関官吏ニ於テ其紙質ヲ解スルコト困難ナルヘキヲ以テ之ヲ削除シタルカ若シ適当ノ時機ニ至リ税関官吏ヲシテ得ハ之ヲ加フルモ差支ナシ

十一、竹製品ニ付テハ他国ヨリモ輸入セラルヽモノ即チ Canes 及 Baskets ware ノ如クナルモノニ付本官ハ右ノ内菜子油ハ日本ニ於テモ

十二、花蒂類ハ其価之ヲ存スルコトニセリ

トノコトナリシニ付本官ハ右ノ内菜子油ハ日本ニ於テモ

2-1370

0133

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710381

比較的重キヲ措クヲ以テ品ナレバ之ニ付テハ更ニ仍等申
出ノナスヤモ知レスト認リ置ケリ

第二、英国品ニ対スル税率ハ従定ニ付
本官ハ先ツ先方ヨリ送リ越セル覚書第一項ニ記
載セル三件ニ付
甲、綿織物七及九ノ漂白其他ニ対スル附加税ハ之
ヲ生地ノモノハ協定税ニ加フヘキ旨協定税表中ニ
記載スルコトハ帝国政府ニ於テモ別ニ異議ヲ
カルヘシト思考スルモ

乙、Scoured ～～～ カ Greasy ノ中ニ
包含セラレ、コトヲ協定税表ニ附記スルコト及同
覚書ノ欄外ニ記載セラレ、苛性曹達ノ分類
ニ付公文ノ交換スルコトハ必要ナカルヘシト思考ス

ルニ依ル旨等ニ付テハ本案約文渉確定ノ際作
成スヘキ會議録中ニ我解釈ヲ記入スルニ留ムルコト
セバ可然旨述ヘタルニ商務次官ハ右會議録中
ノ一節ヲ當書者ニ示シ差支ナシトノコトナリキ

丙、織物ノ系数又ハ重量ノ計量方ニ関スル英国ノ
ニテ異議ナシトノコトナルモ英国ノ
要求ニ付テハ何レ近日ノ内着英スベキ実部技師
ノ意見ヲ徴シ商務次官ニ於テモ右重量ノ相違
キ度キガ一体英国政府ニ於テハ右重量ノ相違
ニ付テハ確カニ実験セラレタル次第ナリヤ又之カ為
メ如何ノ ～～～ ヲ要スルヤ等ニ付テハ尚ホ多少ノ説明ヲ
惑ヲ生ズルニ非スト述リタルニ同次官ハ右ハ當業
者中頻リニ ～～～ シテ ～～～ 張スルモノアルカ故提議ヲ

0134

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710382

13

ル次第ナルガ五分ノ ～ ハ同官自ラモ多キニ過
キヤト思考シ居下既ニ書ヲ寝ニ就中九故
ニ之ノ為スベキノコトナリキ
次テ本官ハ税率軽減ニ関スル先方ノ希望ニ付先
ツ覚書第四項所載ノ如ク機械類ハ後来協定
ニ基キ対シテハ主義トシテ協定
シ為シ難ケレバ英国政府ニ於テモ強テ之ニ対シ軽
減ヲ求メラルレバ決シテハアラサルヘシトノ内話アリシカ
黙シテ答フル処ナカリシモ其態度ヲ察スルニ強ヒテ
之ガ協定ヲ要求スル考ニハアラサリシカ如シ
之ニ移リ柳帝国政府ノ真
意ヲ探ル為大凡左ノ通リ述ヘタリ
帝国ノ要求ニ対シ出来得ル限リノ最大譲歩ヲ以テ
タル次第ナレバ尚此上更ラニ軽減ヲナスハ頗ル難ナルベシ

14

ト思料スル処一体英國側ニ於テハ今回更ラニ減
率ヲ要求セラルレハ此ノ中何レニ最モ重キヲ措カルヽ
次第ナリヤト質シタルニ同次官ハ其最モ重キヲ措ク
ハ綿織物ナルガ其次ハ毛織物次テ電鍍板其他
ノ鉄板帽子鉄螺旋釘ノ順序ナリトノコトナリシニ付
本官ハ試ニ若シ英國政府ニ於テ綿織物ニ対スル現
在ノ我譲歩ニテ満足セラレズバ一割位ノ重ラヲ更ラニ
割位歩ヲ進メ軽減スルコトニシ其他ノ要求ハ一切之ヲ撤回
セラルルコトハ出来ヌ間数段之ハ勿論本官一個ノ考ヘ
モ若シ貴方ニ於テ之ニ同意セラルヽニ於テハ其旨本
國政府ヘ電申スヘシトテ先方ノ真意ノ在ル処ヲ探リタ
ルニ同次官ハ右ハ何ノ自分一個ニテハ決シ兼ヌル旨付
應関係官僚ト相談スヘシトテ即刻同務者ヲ

2-1370

0135

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710383

本件担当者ノ一人タルスタンレー及クローノ両氏ヲ當倍ニ呼寄セ輕時別室ニテ過激ヲ疑セリ

其後同氏ハ本官ノ家ニ帰来レル最ニ自分ハ織物ノ次ニハ毛織物ヲ重要ナリト語リタルガ右ハ些カ考違ニテ電鍍枝ノ方重要ナリトスルヒ且ツ実ハ綿織物ニ付テハ一應抱内密ニマシテエスメーノ當業者ヘ諮リ名ニ彼等ハ日本ノ六分ノ一ノ讓歩ニテハ到底満足セス依テ之ニ対シテハ最低四分ノ一輕減即チ一割五分迄減率セラレ度ト之ハ英國側ニ於テ最モ重要視スル処ナリ當業者ノ云フ処ニ依レバ三分ノ一ニ當ル輕減ヲ得ハ或ル期間ハ日本製品ト競争シ得ルナラント思考スルモ四分ノ一減ニテハ到底成功覚束ナレト兎ニ角観シ居ルモ英政府ニ於テハ安協ノ精神ヲ以テ

輕減ノ要求ヲ四分ノ一ニ止ムル迄ハ絶対ナリト附言セリ

次テ同官ハ電鍍枝ハバーミンガム及ブリストル其他ノ諸地方ニ亘リテ産シ綿織物ニ價ヒテ重要視スル付之ニ付テモ飽迄モ若シ日本ニ於テ右綿織物及電鍍枝ノ二品ニ付英国ノ要求通リ承諾セラレ、尚ホ其ニ於テハ毛織物鍍金セサル鉄枝帽子、鉄螺旋釘並ニ其機械類ニ対スル免税ノ要求ハ後テ之ヲ撤回スヘシ尤モ毛織物ハブラッドフオードノ産ニテ中々ハ容易ナラサル故ニ減税ノ承諾ヲ得ハ甚タ幸ナリ尚又綿織物及電鍍枝ニ付英国ノ要求ヲ容レラレ、ニ於テハ菜子油ノ免税ノ要求ヲ其ニ加フルコトモ飽迄モ希望スヘシト云ヘリ

以上當使ノ次第ハ同日佐電第六号ヲ以テ

2-1370

0136

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710384

17

大要電報スルヲ以テ本官ノ所見左ノ通リ電
稟セリ

「孟ニ先ダチ英方ニ於テハ綿織物ノミナラズ電鍍枝モ或ハ撤回
張テ主張セハ毛織物モ今日ノ譲歩程迄ニ於テスラ
スルナランカト存スルモ隨テ非難アルヘク高務次官
當國民ノ間ニ於テハ英國政府ノ立場ヲモ酌シ
モ追テ好個ノ操縦ト輿論ノ支持ノ後ナレハ
為メ我カ主要アルヘキ点内話改善
ル様ノ次第ニテ民間ノ希望ニ照セハ本日迄ニ
方ノ為セル譲歩ハ意外ニ多大ナリト認メサルヲ
得サル次第ニ付英國政府ノ立場ヲモ酌シ
且新条約ニテ英国ヲ民ノ非難スル処トナラン
ニハ我譲歩ノ精神ニモ副ハス結局我大体ノ

56

18

利益ニモアラサル綿織物ノミナラズ電鍍枝並ニ
毛織物モ先方ノ希望ヲ容レ以テ満足ニ妥協
問題ヲ解決セラレン方可然前記諸地方ハ何
レモ我主要ナル輸出地ニ付比ヒヲモ筒ト雖モ考量アラン
其速ナル妥協ヲ対シブラドフオードノ如キ
コトヲ希望ス」

其後十四日ニ至リ同領事ヨリ書面ヲ以テ左ノ
ニ関シ回答ニ接シ度旨申越タルヲ
以テ本官ハ何ヲ御返答申スヘキヤ
報方本省ヘ電請セリ

翌十五日大蔵次官ヨリ英関税問
題ニ関スル閣議決定書(四十三年十二月廿
称案等第三ニ基ク)ヲ英関税協定案並

59

2-1370

0137

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710385

甚遺憾ノ意ヲ表明シ（全電全日付機密第四三四号）又
本省ニ於ケル英國対本案ニ対スル我修正意見
並其遺憾ノ意（全電全日付機密第四三五号信）
等ノ概ニ承レリ然ルニ右書類中関税ニ関スル
部分ハ多クハ既ニ知悉セル處
ニシテ別ニ何等ノ事実ノ発見セサリキ
仍電第四号乃至第六号ニ関シ同月十六日来
電第九号ヲ以テ左ノ通リ回電アリタリ
貴電第四乃至六号ニ関シ政府ニ於テ篤ト考
量ヲ加ヘタルニ英國委員ガ比上迄ニ減稅ヲ
要求シ來レル綿織物ハ其ノ輸入額ノ多額
ニシテ千餘万圓ニ上リ又電鈑鉄板ノ輸入モ
約五百万円ニ垂シ從ヒテ此等ノ物品ニ関シ

稅率ノ輕減ノ度大ナル
ニ鑑ミ又大ナル社會
經濟ヲ行フハ帝國政府
政府ハ英國政府ノ立場ニ顧ミ和衷推讓ノ
精神ヲ以テ自ラ難キヲ忍ヒ更ニ讓歩ヲナ
スコトニ決セリ
尤織物ニ対スル稅率ハ(ロ)ノ稅率
ヨリ英ノ要求通輕減シテ其ノ後價ニ割ニ準シ
テ等シク後價ニ割五分輕減シタルモノニシテ比上
輕減スルハ權衡上ニ於テモ亦可ナルモ是亦同様
ノ精神ヲ發揮シ英國
也サルヘカラス就テハ
（第二）左記ノ四箇條ヲ以テ英國委員ノ希

2-1370

0138

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710386

望ヲ綿織物七甲ノ二(四)(八)甲ノ三(四)(八)九甲
ノ三(四)(八)(二)及毛織物二甲ノ(八)ニ付四分ノ一ノ輕減
ヲナシ電鍍枚ノ稅率ヲ一四三千弗ニ減額スルコト
ニ同意スル旨關ヒヲ先方ヘ言明セラレタシ

(一)我方ニ於テ右讓歩ヲ爲スニ付英國要望ハ
甚ダ廣キモノニシテ第四號書ニ掲ケタル他ノ減稅要求一切即チ貴
電第四號第三項丙及已、第四項丙及已ヲ
除キテ撤回スルヤ(從テ貴電第四號第二項ニ
掲ケル要求モ除キテ撤回セラルヽヲ前提トシテ論ヲ進ムルヲ
妥當ト)(二)要麻織糸、(三)綿織物、(四)毛
織物、毛綿交織物、(五)鉄ノ五品目ニ關スルコト
ナルヘシ英國當初ノ輕減要求十四品目ノ輸
入額三千四百餘万圓ニ對シ右五品目ニテ輸

入額三千百餘万圓ニ達スル勘定ニ
ナルヲ以テ實質上英國ノ要求ガ大ナル削
減ヲ受ケサルヲ知ルニ足ル(二)毛織物ノ關稅
(二)毛織物過ノ係障スル我物品中ニ第二項
油ヲ復活スルコト
(三)貴電第四號第一項丙織物系數ノ計算法
ニ於ケル第仲及布帛ノ重量ニ關スル差ヲ設ケル
ヲ以テ我利害關係ノ最モ
多キ部分ニ於ケル單糸ニ依リテモ計算
ストアルハ高人ガ物ニ糸數ノ少ナキ部分ヲ選
ヒテ計算センコトヲ恐レテ重スル織糞アル
テ技術上ノ完全ニ實施スル爲メニ

2-1370

0139

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710387

合ニ特ニ之ヲ選ビテ糸数ヲ計算スル ノ煩ヒ
非ス従ヒテ実際ノ取扱上、公平ノ欲リノ憂ナレ
英国並貴ノ請求ノ如リニ個所ノ手均トスル時
ハ検鏡スヘキ個所ニ付争ヲ生シ税関ノ取扱ヲ
煩雑ナラシムルノ恐アリテ同意シ難シ糸数ノ
多少ニ ハ税関ヲシテ其大小等ヲ照ラシ之
ヲ土搓テ公平ナル取扱ヲナサシムヘシト雖モ国
際協定ニ依リ取扱上手続ヲ拘束ヲ受クル
ハ好マシカラス又布帛ノ重量ニ公差ヲ設クルカ
如キハ諸国ニ其例シ見サル所ニシテ詐欺脱税
ヲ謀ルモ同人ニ其機會ヲ與フルノ虞アルカ
故ニ同意シ難シ
(四)同条約第十項ニ関シテハ英国委員ニ於テ

可成我修正意見ニ同意シ殊ニ不動産所有
権、沿岸貿易及条約ノ適用区域等ニ関シテハ日米英国
意見ニ同意スルコト
第二右修正意見ニ対シ英部技師ニ托送セル
書類ニテ委細説明アリ度シ又今回先方ヘノ
回答セラルヽニ際シテハ税率ノ詳細ニ付像テ甲
乙ノ通ノ英部技師ノ手ノ書類ヲ援リ
テ一應之ヲ確メラレ度シ税番四六二鉄ノ血板甲
ノ三(1)及七ノ一(1)ノ各軽減要求率ニ十九歩六
厘及六十九歩一厘ハ既往ノ経験ニ照ラシ計
算上ノ便ナルカ故ニ之ヲ三十歩及七十歩ニ切上
クルコトニ依ス交渉アリタシ 綿織物ニ付テモ新

710388

稅率ノ三分ノ二又ハ四分ノ三ヲ減出シテ居稅
表ニ記載スルヲ當リテハ錢位ノ四捨五入ニシテ
但シ此ノ二ハ根本相成ル
(第三)貴電四号第一項中ニ對シテハ異議ナシト
金モ附加稅額其者ハ此ノ限ニアラサルヲ
同對ニ付カニスルノ要ス
最ニ電報ニ依リ通知シ grey colour ヲ脫セサルモ
(4th Issue)ノハ綿撒物生地ノ内ニ包含スト我解釈又
苛性曹達ノ分類方ニ關スル我解釈ハ貴電
第六号ノ通リ之ヲ當議錄ニ止ムルヲ異議
ナシ
(第四)ニ稅待過ノ保障スル我物品中ニ前

記ノ如ク此ズ菜子油ヲ復活スルノ外可成ハ七寶
器ヲモ復活シ又漆メガル又ハ擦漆セサル純粹
二重手巾ニ付テハ漆系ヲ混織シ又ハ漆糸ヲ
以テ刺繍若ハ復活シ漆メタルモノト
看做サストノ注ヲ明カニシ漆器ニハ紙製ヲモ
合マセンカ為メ木製ナル制限ヲ取去ラ當ニ
Lacquered ware トナシ追釈ノ意ニテ Coated with Lacquer juice of Rhus
Vernicifera, ト附加記スルヲ希望ス
lacquer, juice of ニ代ヘ我関稅定率法
ノ英譯中ニ漆ノ文字ヲ用ヒ居リ英国案ノ
如ク lac + natural Varnish ト並ヘテ相区別
スル対ハ過解ヲ生スル虞ヘアリ我ガ漆器ニハ

2-1370

0141

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710389

ノ分被渡タルトコロ
右ノ外英国委員ガ我要求ニ附加ヘタル制限
又ハ削除ニ対シテハ強ヒテ反対シタルナシ
扨テノ熱心ナル交渉セラレ本問題妥結方
ニ尽力アリタシ」

一月十七日英国政府ニ対シ
ヨリセラレ同十七日本官ヨリ前記来電第九号ノ
三ニ於ル綿織物ノ課税及其他ニ対スル附加税ノ
件ニ関シ往電第一六号ヲ以テ右ノ通リ本省ヘ
電稟セリ

「来電第九号ノ三ニ於ル綿織物ノ課税及其他ニ対スル附加税額其ノ他ニ関シ往電第一六号ヲ以テ稟申シタル処ニアラサルコトヲ要スト

ノコトナルモ十二月二十二日ノ会談ノ際岡部帝国官ハ
本件ニ付課税及其他ニ対スル附加税ノ三円及七
円ハ生地ノ軽減税率ニ付本官ハ貴電第二五
義ナルヤト質問シタルニ付本官ハ貴電第二五
号所載ノ趣旨ヲ解釈シ処リト答ヘ置
ケリ依テ先方ハ今回右附加税額其物ニ対スル
軽減ノ要求ヲ撤回シ其代リトシテ往電第四号ノ
如キ項目所載ノ如キ要求ヲ為シ来レル次第ニ
テ本官ハ十月十日会見ノ際モ右ノ旨ヲ以テ
表ニ記載スル如キ帝国政府ニ於テモ異議ナカル
ヘシト思ハル旨ヲ述ヘ尚ホ其際貴電ノ如キ主張ヲ
為スニ於テハ折角従来ノ交渉モ根本ヨリ
混乱セラルルノ虞アルノミナラス又道理ヨリ云フモ

2-1370

0142

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710390

荒ニ貴国ニ往ヘハ漂向及其他ニ対スル税金ノ基礎タル生地ノ税率ハ一定スルモ附加税其物ハ我ニ於テ勝手ニ増加スルノ権ヲ得ヘク依テ先方両者ニ対シテハ何等ノ差別ヲ設ケサル結果トナリ英国側ニ於テハ到底之ニ同意スヘクモアラス就テハ右箇ト雖モ再考ノ上先ハ右ノ要求ヲ撤回シ協定税率中生地ノ次ニ漂向及其他ニ対スル税率ヲ三円若ハ七円ヲ以テ貴電ノ如キ生地ノモノニ対スル協定税率ニ於ケル我料関税定率法ニ於ケル同趣意ノ文句ヲ引用シタルニ同意セラレ度ト同趣意ノ電報一通ヲ以テ貴電ニ対シ同日ノ日米電ニ於テ述ヘタル如ク我料関税定率法ニ於ケル第六号ニ関シ附加税ハ協定ノ限リニアラサルコトヲ

以テカニセント欲シ又生地ニ付テハ税率ヲ協定シナガラ漂向及其他ニ付テハ勝手ニ附加税ヲ増額セントノ意味ニ非ズ又右ハ勝手ニ増額ヲ行フノ意味ニモ非サルヲ認ムト雖モ尚念ノ為メ同趣意ノ電報ヲ発スルヲ希望シ且ツ右ニ関シ本電ニ述ヘタル如ク我料関税定率法第六号ニ関シ附加税ヲ増額セントノ意向ヲ有スルヤ否ヤ又右ハ勝手ニ増額ヲ行フノ意向ヲ有スルヤ否ヤニ付テハ本電ニ於テ明ニ述ヘラレサルヲ以テ此点ニ関シ本官ヨリノ来電ニ於テ明ニ述ヘラレンコトヲ希望シ且ツ右ニ関シ本電文ヲ基礎トシ英訳ノ上本官ノ一個ノ注解ヲ加ヘテ先方ヘ回答ニ資シ度キ旨ニ依リ本官ノ為念十二月廿七日付機密

2-1370

0143

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

31

710391

第三十七号ニ於テ在住紳ノ適否ヲ問合セ置キタル
處今回来電第一四号ヲ以テ「Natural colour」ニ
生地ノ色即チ grey Coloured tinged トシ
テScoured + Washed tinged トシ殊スルモノハ先地
ノ色ノ実ハサルヲ例トシ従テ濃白・レメンモノニ偏セスト雖モ
偶々或ハ例外ナキヲ保セス特来其程度ヲ如何ナル度
化ヲ来スヤモ測ラレザルガ故生地ノ色ヲ実ハザルニ限ル
ベシナル第件ヲ附シタル次第ナレバ固ヨリ先方ヘ
異ニラレル回意ヲ求ムルニ於テ異変ナレトノ旨電報
アリタリ

2-1370

0144

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

(丁) 経済協力ニ関スル商議終了
別記電信ノ趣旨ニ依リ経ヒ右ノ外ニ関スル我方提議事
及ビ之ニ対スル四条件、其他経済ニ関スル我方提議事
項ニ付テハ大体ニ於テ合意ニ達シタル旨ヲ通報シ
タルニ対シ(illegible)ハ会ニ限リ輸出ヲ認メ得ル事ヲ約シタル外
残余ノ事項ニ付テハ我方ノ意向ヲ容レ彼我共ニ
協力シテ技術援助ヲ与フル事ヲ約シ且ツ右四条件
ニ関スル交換公文ノ案文ニ付テモ合意ヲ見タル
ニ依リ右合意ニ基キ商務官ヲ東京ニ派遣シ
テ協定ノ調印ヲ為サシムル事ニ決セリ
右会議ニ於テ合意ヲ見タル事項ニ付テハ四月
二十九日南務次官ト会見ノ際電報セリ
四条件中ヲ一括シテ二ハ(illegible)ノ御諒承ヲ得度キ旨
ナリ

710392

第三条件ニハ(illegible)ノ輸出ニ関スル要求ニ
ヲ撤回スルモノナルガ第三条ノ(illegible)ニモ
於テハ熟ヘニモ振ニモノ(illegible)トシテハ如何ニ
電報ノ趣旨矢部技師ヲ派遣セラレ度キ
事我案ニ基キ協定ヲ締結シ度キ
ニ御異存アル場合ニ於テハ最モ条数ノ多キ部分
ヨリ逐次ヒヤリングヲ行ヒ度キ
考ニ付テハ取リ敢ヘス(illegible)物資ノ輸出ニ
関スル数量ニ関スル要求ニ
ナリシハ如何ニ基キ算出セラレタルヤ
ニ付キ説明ヲ求メ度キ
ナル様ニ取計ラヒ度シ
安全ヲ期スル旨ヲ言ヒ置ケ(illegible)ヤトノ事ナリシ

2-1370

0145

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

二付右ハ別シ差支ナカル(ニ)ト差(里ケリ(右ノ旨帝電報ニ
アリタシ)」
次ノ四条件ニ関リ
(イ)商業上ノ必要ニ依リ日本帝国ノ一ノ又ハ二以上ノ開港地
ト会津ヲ航行スル日本船舶ハ日本帝国ノ税関ニ於テ
海関ノ一般ノ規則ニ従フコトヲ条件トシテ第十条ノ文中ニ挿入スベキ条文ニ関スル件
一、帝国ハ英国ノ提議ニ対シ左ノ通リ回答スベシ
"Vessel employed in the Coasting trade shall not be exempted from the Customs duties leviable on the Coasting trade merely because it carries dutiable goods between two British ports."
(ロ)
"Passengers holding through tickets to or from some foreign place"

710393

some open place"
"goods, merchandise consigned to or through
bill of lading to or from some foreign
place"
(ニ)次ノ如キ土地所有権ニ関スル我法律ヲ説明
シ日本ニ於テハ已ニ数ノ外国人ニ之ヲ許シ
ハ差支ナキ旨ヲ述ベ
ナリト雖モ次ノ如キ性質ノモノハ不可能
ト認ムル点ニ最重点ヲ置キ次ノ如キ主旨ヲ陳述スルコト
ニ付訓令アリタシ
右ハ英文ヲ以テ別ニ訓令スベシ
(ホ)
海トシテハ何ハ別ナルモ妻帝ヲ保セン
日本ニ於テハ右権利ヲ賦与スルニハ reciprocity
ノ外

2-1370
0146
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

立法ノ趣旨ヲ等シクセハ一ナレハ世多件ニ最モ民付
ヲ約スルヲ要スルモ未タ熟シトスルニ至ラス殊ニ
等ヲ要スルトキハ最モ民社ヲ異ニスル付方様ノ起ヲ
注ノハイトセハ此ノ如キヲ以テ方様ノ起ヲ生ス
得ヘクンハ如斯ハ一仰ノ起ヲ等シ北ヲ著シ
十キ様異ナルメカ方様ノ起ヲ生スルヲ
基ヒテ自ラ高ヲ以テ方様ノ起ヲ生スルヲ
ハ右ノ如ク極メテ早速電報スヘシ
(三)新ニ条約適用区域ニ於ケル治外法権ノ
租民地ヲ加フル等ノ希望アルノ如キハ
盟スヘカラサルヲ以テ之ニ対スル方策
英国政府ニ於テモ近来是等ノ
適用区域ヲ除クノ方針ヲ執リ来リ従テ

710394

本件ハ多ク重要ノ難件ニ
テハ何レノ租民地ヲ眼トセラルヘキヤ
領事裁判ヲ撤廃スヘキ日ニ於テ
ニ於テ本件ヲ提出スルヲ得サ
ルハ勿論ニテ又租界ヲ廃止シ
分ケテ重要問題ニ附スルヲ
多数ノ意向ヲ問フニアラス
得ヘキニ付交渉ハ甚タ
此際ヨリ一般ニ提出スルヲ
式ヲ以テスルヲ可トスルニ
ハ租民地ノ我軍隊ヲ
ニハ日支ニ駐屯スル
キ為メ便ヘ通知セラレ

2-1370

0147

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

一般ニ言ヒ得ルトシテモ独民者ニ対シ勿論其ノ本件意見モ
ヲ手ニ過キサル（キモ安ニ角早速問合ハセヲ乞ヒ）
右安里ノ政ハ北ヲ本件ノ内容ヲ絶対ノ
条件トセラレ之ニ基キ政者ニ於テモ一応条件ヲ
容ヲ独民地ニ示シ其ノ上ト云フ決セサルノ如ク
サル次第ナルガ斯
ル事ハ本件ノ進捗ニ関シ重大ナル支障ヲ
ヲ与ヘルノミナラス我ニ対シ信義ヲ欠ク
ノ感ヲ抱カシムルニ至ルヘキヲ以テ速ニ
御善処相成度
中ヲ加除カシ従来ノ関係ニ復スルヤト思ヘル
ノ点ニツキ
通ヲ来ス
ヲ
ヲ
「
」

710395

翌二十日高務次官ヲ訪ヒ
後七金参ノ通カ
ヲ容レテ
ノ件ニ
体
ヲ
綿織物ノ
十ヲ乃至十ヲニ
リ依テ
報セリ
此ノ
ヒテ
「
」
ト
会談ノ
法案ニ
ヲ
ヲ
ヲ

ニテ回電ニ
土地所有権及其ノ他ノ南甲迄域ニ於ケル関係ノ
概ヲ陳述セラレ度シ
其収ニ当リ南洋庁ニ於テ従来我邦人ノ
処分シタル事実アリヤ又ハ今後ニ於テ
処分スル予定ナリヤ
(一)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ権利ハ日本人ニ限リ之ヲ取得シ
得ルモノトス
(二)前項ノ規定ハ既ニ取得シタル権利ニ
影響ヲ及ボスモノニアラス
(三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ鉱業ヲ停止シ又ハ鉱業権ヲ
収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六)鉱業ニ関スル一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ
之ヲ裁判ス
(七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ漁業ヲ停止シ又ハ漁業権ヲ
収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八)漁業ニ関スル一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ
之ヲ裁判ス
(九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十二)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十六)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十八)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十二)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十六)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十八)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十二)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十六)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十八)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十二)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十六)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十八)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十二)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十六)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十八)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十二)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十六)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十八)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十二)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十六)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十八)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十二)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十六)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十八)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十二)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十四)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十六)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十八)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(百)土地所有権及ビ其ノ他ノ不動産ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス

(二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(十八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(二十八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(二十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(三十八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(三十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(四十八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(四十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(五十八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(五十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(六十八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(六十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(七十八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(七十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(八十八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(八十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十一)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十二)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十三)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十四)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十五)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十六)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十七)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(九十八)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス
(九十九)南洋庁ハ公益ノ為必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ土地ヲ収用シ得ルモノトス
但シ収用ニ対シテハ相当ノ補償ヲ為スヘシ
(百)委任統治地域ニ於ケル土地所有権ニ関スル
一切ノ争訟ハ南洋庁ニ於テ之ヲ裁判ス

2-1370
0149
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

様出来得ル限リ勧誘セシニ若シ第二十七條第一及第二項
其マヽ同意ヲ得ハ第三項ハ撤回スルモ第二十八條第
二項ハ存置スル丁必要ナリ何トナレハ単ニ一種民地
ノ事情ニ依リ日英両国ノ利益ヲ合致スル条項
ヲ廃棄セサルヘカラサルニ至ルハ実ニ際止甚タ不便
ナレハナリ」
尚外務ヨリ江戸第一条件及第二条件ヲ承認スヘク、
第三条件ニ付テハ布告ノ重量ニ関スル要求ヲ
撤回スルモ数計算法ヲ臨時税表ニ附記スルノ丁ハ
強要セサルモ右ニ対シテハ満足ナル保障ヲ与ヘ商
人ニ示シ得ル様セシムル尚太計算法ニ付テハ
双方専門家ノ協議ヲ要求シ得ヘシ世上ニ義
ニテハ往電第三一一号末段ト同一ノ趣旨ヲ訓シ

條件ノ~~條件~~範囲拡張ニ付日本ノ希望ハ大陸諸国ヨリ
多数ノ輸入品ヲモ包含スル廣大ナルニ付三ツ区別スル様
定義ヲ附スル丁困難ナルカ要スルニ Technical Question ニ
シテ到底討議ノ上同意セス一キ旨ヲ申出タリ
依テ本官ハ即日右ノ次第ヲ電報スルト同時ニ往電
第二九号ヲ以テ右ニ対スル本省ノ訓令ヲ乞ヒ居レリ通請
訓令
對此先ニ對シ更ニ書面ヲ以テ回答シ来リ其中
右条約ニ関係スル部分ハ往電第　号ノ通リナルカ
其内税率定則ニ付テハ帝国政府ニ於テ往
電第二号所載ノ文句ノ挿入ヲ承諾セラルヘシ
ハ別ニ同税ナカルヘシ土帆所載ノ書式ニ付テハ往電第
二号中所載ノ主意ニ更ニ新条ヲ提起

2-1370
0150
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

[redacted]ニオカ 右ニシテ我法令ノ起ント欲ス
論之ヲ拒絶スルヲ得ス
而シテ此ノ如キ重大ナル事ハ大手広ク電報通信ヲ
以テ命令ス
次ニ条約適用区域ノ件ハ元ト此ノ如キ
政策ノ問題ニ属シ到底其ノ成立ヲ欲シ難イ
ケレトモ我カ条約ニ関スル双方ノ意思ノ表
所有権其他ノ条約ニ関スル双方ノ意思ノ表
八最早此ニ及ンテ軍政ニ関スル方式及税
率ハ勿論ノ事ニシテ軍政ニ関スル方式及税
ヲ意味セサル様改ム
尚英国ノ第二十八条独逸把奈別ニ監督
ニ付テハ両国ノ協定ニ依ルヘキモノトシテ閣議ニ附スル
迄ハ命令ノ際両国ニ通告ス右

710398

ノ不便ヲ感スルニ拘ラス尚其ノ実行ヲ希
望シ来リ但シ日次ハ三ヶ月ヲ経過シ
ヲ以テ監セラレ
ムヲ得ズバ在留
二十七年ヲ再ト
二別令アリメ
右ニ付テハ日二十
返電アリタリ
(以上地租ニ関スル件ハ別ニ
回訓アルヲ以テ
民ガ右件ニ関
利ヲ得テ施行
ニ付テハ次ヲ
ノ事

(以上)

ノ従い為之様御交渉アリタキ旨
(二)条約適用区域ノ件ハ従来ノ
本邦ノ主張ヲ固守シ全地ヲ挙ケテ
仮令香港、海峡植民地、錫蘭等ヲ
参与スルヲ我ガ納得シ難キ所ニ
新条約ニ加入スル様基本政策ニ
多少ノ譲歩ヲ為スモ已ムヲ得ス
と右声明ニ対シ重慶ニ於テ
ハ二次世界大戦ノ起ル一ノ起因
由ニシテ之ヲ吐文ニ載ル処ノ
ニ於テハ条約ニ関スル如何ナル
並ニ九箇国会議ノ至当ナル一部ト
ヘキ一ノ understanding

54

710399

ヲ三次ニ亘リ重ネ
ヲ三十八年ヲ二次ハ基ク
旦三ガ存在ヲ植民地ヲ
ナリト雖ヲノ主ヲ
(三)ヲ条ヲ要ヲ
旬ヲ一ヲ七年基ク
在民地南欧ヲ
ヲ山基在民地以外
通ヲ等ヲ通ヲ
運搬ヲ条ヲ
ヨリ和ヲ基ク
於ヲ五ヲ
ヲ文字ヲ

十一

2-1370

0152

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

諒解ヲ生ゼル旨ヲ附記ス我ハ第一條ヲ含ム英文ノ協定ニ於テハ單ニ意味ヲ其儘回答スルヲ以テ足レリトスルモ其ノ目的ヲ達スル爲メ更ニ進ンテ其ノ意味ヲ明瞭ニセントスルモノナリ

仝ク第二條ハ捕獲ニ關スル一般條約ニ依リ交戰國ノ船舶ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第三條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第四條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第五條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第六條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第七條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第八條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第九條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十一條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十二條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十三條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十四條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十五條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十六條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十七條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十八條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第十九條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

第二十條ハ中立國ノ領海及港内ニ於テ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

710400

"It is understood that in the case of the exceptionally far-reaching trade being specially reserved to national vessels in inter-coastal trade, vessels of the other country, if usually engaged in such trade, will not be prohibited from the carriage between two ports of the former country of passengers booking through tickets or merchandise consigned on through bills of lading to or from places not within the system of the Coastal Trade reserved to national vessels."

右ノ外特ニ本條約ニ依リ交戰國ノ船舶ニ對シ捕獲ヲ行フヲ得ス又中立國ノ領土ヨリ陸揚セラレタル貨物ハ捕獲ヲ免ルルモノナルヲ以テ本條ハ當然ノ規定ナリ

2-1370

0153

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

其筈ニ付
(四) 帝国政府ハ努メテ右特殊ノ精神ヲ完遂シ
独リ関スル情勢ノ許ス限リ
其ノ実現ニ付
最モ
及三一号ヨリ左ニ
ノ件ニ付
右ニ基ク
トーノートノ
言明ニ
トーノートノ
ノ際
ノ
ノ
ノ

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

285

designs. In case the number of threads is unequal in different parts of one piece, owing to the imperfection in weaving, the mean of the number of threads in several parts of the tissue will be taken for the purpose of tariff classification.
Fraction of Threads, That is threads which touch one of the sides of the counting-glass along its whole length, will not be counted.

2-1370

第三節 条約本文ニ関スル商議

(甲) 英国対案竝ニ我修正案ノ提出

明治四十三年四月二十一日ヲ以テ本交渉ヲ提出シ置キタル新条約ニ対シ七月八日英国政府ヨリ対案ヲ提出シ来リタル処其後関税問題ニ付交渉容易ニ妥協ヲ見サリシ為メ条約案ニ関シテハ何等ノ商議ニ入ルノ運ナカリシカ十二月十四日ノ私的会談ニ於テ税率ノ協定方式モ略纏マリタルヲ以テ商議漸次交ハ重ネ修正トシテ本条約ノ規定ニ論及シ次ノ二点ニ付テハ差当リ日本ノ同意ヲ得タリト云ヘリ即チ(一)英国対案第六条ニ付英国船モ日本船ト同様ノ自由及待遇ヲ享クルコト(二)沿岸貿易ノ件ニ付英国政府ニ於テハ追ツテ之ニ付

協議ヲナス際ニハ何時ニテモ其提案ヲ供スヘキカ内実ヲ云ヘハ彼モ之ヲ主張スル積リニハアラス尤モ之ニ付英国商船待遇ケハ単ニ約セラレタキ次第ナリ依テ本省ハ十五日附電第二六八号ヲ以テ右電報スルト同時ニ本省ノ所見左ノ通リ具申セリ

(一)本省思フニ外国船ヲ内国船舶ノ割リ振ル除テノ港湾ニ到ラシムルコトハ税関ノ設置其他ノ設令ニテ或ハ不可能ナルヘキモ既ニ入港ヲ許スル以上ハ現ニトリシク之ニ内国船舶ト同様ノ待遇ヲ与フルハ別ニ差支ナカルヘシト思考セラル又新条約ニハ現行条約ニナキ英国国民ノ文句ヲ加ヘタルハ処右ハ必然ナル次第ナルヤ何等承知アリタシ

(二)沿岸条約ノ件ニ付テハ 極メテ帝国政府

710403

ニ於テハ陪審ノ評決ヲ以テ一切ノ内外ノ船舶ノ私ノ物ニ付当セラルヘキ賠償ノ額ヲ定ムルヲ以テ英国ニ於ケル英国臣民ノ権利ヲ害スルモノト看做シ且ツ

710404

一、第二十七条ノ次ニ次ノ一条ヲ加エル。

"Provided that for the purpose of this article the leased territory of His British Majesty's Colony of Hongkong shall be treated as if it formed part of that Colony."

第十六条ニ十六ヲ加エル。

依テ本条ニ十六ヲ加エル。

次ノ本文ノ電報ヲ在ノ

次ノ本省ヘ電報ニ及ンダ処十八ハ未電ナリ十六モ

シハテ右ノ通リ電ヲ

「新条約英仏対案ニ関シ我修正意見ハ

此ノ為メノ述ベタル如ク永代借地ノ件ニ

関スル英仏対案ニ依リ

ト行ク迄ニ提出セラレンモノトハ既ニ我

意見ヲ述ベ終リ殊ニ昨電九号ノ訓令ヲ

厳セラレ度ク尚支障ノ

「現在ノ永代借地ニ依ルモノ、外ニ

第二条ニ述ベタル如ク永代借地ノ件ニ

関スル英仏対案ニ関シ我修正意見ハ

又英仏政府ノ歓心ヲ買ヒ

対シ天ニ新案ヲ提出

「従来ノ日本私有ノ

次ニ支那ニ於ケル

ニ及ボス影響ヲ

モ此ノ際ニ於テ

七条ノ次ニ一ヶ条ヲ加エテ

2-1370

0158
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710405

記載ノ通リ
右本全権ハ委任状ヲ
以テ前記ノ如ク
条ノ通リ
茲ニ本文ノ六通ヲ
以テ前記
伯本文ニ
ヨリ
テハ
是ヲ
右

式条ノ文句ニ
ニ八条ヲ
陸軍ヲ
リ、
ノ
(一)

Customs duties
ノ三字ヲ
(二)
ハ
Commencement of this treaty
Contracting state

2-1370

0159

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710406

State ナル Contracting Party ヌ
Parties ニ改メ、併セテ同盟ノ一ト
ノ X terminate the arrangement ノ原的
條 abrogate the present article ト修正
改メ」

109

2-1370

0160

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

(三)我僑民ノ事ニ関シ本官ト往復
一月二十七日本省ハ南務次官ト会見ノ上次ノ
趣旨ノ公式ノ交渉ヲ
締結スル筈ナリシニ付豫メ本省ノ
意向ヲ知ルニ重大問題ハ敷ノ様
ノ説ハ又ハ再考ヲ煩シタキ点ニ
二十四日往電ヲ二、三ヨリ
ナル前ニ本官ハ本国ニ
スルニ重大問題ニ付テハ軽
率ニ再考ヲ煩シタキ点ニ
帝国ノ重大問題ニ付テハ軽率
帝国ハ又ハ再考ヲ煩シタキ点ニ
帝国ハ又ハ再考ヲ煩シタキ点ニ
帝国ハ又ハ再考ヲ煩シタキ点ニ

ニハ停撤廃ナリヤ

(四)第二条　英軍ヲ削除セラルル文句ハ日本ニ於ケル英軍ヲモ含ムヤ若シ然リトセハ日本ニ関係ナキヤ否ヤ思料セラルル残リ三箇ノ英軍ニ対シ此文句存置ノ必要ナシト信ズ

(五)第六条　不利益ヲ与フル様ノ外交面ノ行為ニ関シ何等ノ文句ヲ入ルルヲ許サザル趣旨ヲ明カニスルタメ我国案ノ「ヲ含マレタル氏ガ考ヘル」ノ文句ヲ英案ノ「ヲ含ム」ノ文句ニ代ヘ且前ニ於テハ抵触ヲ避ケル為メ英案ノ如クヲ文字ヲ挿入セラレ度シ

条約ニ基ク軍隊ノ駐留ヲ許ス旨ノ規定ハ我国案ニハ絶対ニ必要ノ規定ト考ヘラルルモ英案ニハ之ヲ含マザルヲ以テ我国案ニ於テハ抵触ヲ避ケル為メ英案ノ如クヲ文字ヲ挿入セラレ度シ

(六)第七条　我件ヲ含ムヤ否ヤ不明ニ付英案ノ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

又英案ヲ以テスレハ本件ハ勿論ノ事項ニ付南務次官ヨリ英軍ニ対シ特ニ本件ニ付テ申入ルル必要ナキモ我国案ニ依レバ本件ハ勿論ノ事項ニ付南務次官ヨリ英軍ニ対シ特ニ本件ニ付テ申入ルル必要アリトセラルルヲ以テ我国案ニ依ルヲ適当トス

(七)第十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八)第十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九)第十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十)第十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十一)第十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十二)第十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十三)第十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十四)第十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十五)第十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十六)第二十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十七)第二十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十八)第二十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(十九)第二十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十)第二十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十一)第二十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十二)第二十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十三)第二十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十四)第二十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十五)第二十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十六)第三十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十七)第三十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十八)第三十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二十九)第三十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十)第三十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十一)第三十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十二)第三十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十三)第三十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十四)第三十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十五)第三十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十六)第四十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十七)第四十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十八)第四十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三十九)第四十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十)第四十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十一)第四十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十二)第四十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十三)第四十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十四)第四十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十五)第四十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十六)第五十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十七)第五十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十八)第五十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(四十九)第五十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十)第五十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十一)第五十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十二)第五十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十三)第五十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十四)第五十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十五)第五十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十六)第六十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十七)第六十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十八)第六十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(五十九)第六十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十)第六十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十一)第六十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十二)第六十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十三)第六十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十四)第六十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十五)第六十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十六)第七十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十七)第七十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十八)第七十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(六十九)第七十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十)第七十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十一)第七十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十二)第七十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十三)第七十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十四)第七十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十五)第七十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十六)第八十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十七)第八十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十八)第八十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(七十九)第八十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十)第八十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十一)第八十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十二)第八十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十三)第八十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十四)第八十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十五)第八十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十六)第九十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十七)第九十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十八)第九十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(八十九)第九十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十)第九十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十一)第九十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十二)第九十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十三)第九十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十四)第九十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十五)第九十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十六)第百条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十七)第百一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十八)第百二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(九十九)第百三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百)第百四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百一)第百五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二)第百六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三)第百七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四)第百八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五)第百九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六)第百十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七)第百十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八)第百十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九)第百十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十)第百十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十一)第百十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十二)第百十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十三)第百十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十四)第百十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十五)第百十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十六)第百二十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十七)第百二十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十八)第百二十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百十九)第百二十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十)第百二十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十一)第百二十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十二)第百二十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十三)第百二十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十四)第百二十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十五)第百二十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十六)第百三十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十七)第百三十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十八)第百三十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百二十九)第百三十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十)第百三十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十一)第百三十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十二)第百三十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十三)第百三十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十四)第百三十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十五)第百三十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十六)第百四十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十七)第百四十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十八)第百四十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百三十九)第百四十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十)第百四十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十一)第百四十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十二)第百四十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十三)第百四十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十四)第百四十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十五)第百四十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十六)第百五十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十七)第百五十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十八)第百五十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百四十九)第百五十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十)第百五十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十一)第百五十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十二)第百五十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十三)第百五十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十四)第百五十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十五)第百五十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十六)第百六十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十七)第百六十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十八)第百六十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百五十九)第百六十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十)第百六十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十一)第百六十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十二)第百六十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十三)第百六十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十四)第百六十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十五)第百六十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十六)第百七十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十七)第百七十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十八)第百七十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百六十九)第百七十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十)第百七十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十一)第百七十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十二)第百七十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十三)第百七十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十四)第百七十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十五)第百七十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十六)第百八十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十七)第百八十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十八)第百八十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百七十九)第百八十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十)第百八十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十一)第百八十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十二)第百八十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十三)第百八十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十四)第百八十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十五)第百八十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十六)第百九十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十七)第百九十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十八)第百九十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百八十九)第百九十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十)第百九十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十一)第百九十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十二)第百九十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十三)第百九十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十四)第百九十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十五)第百九十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十六)第二百条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十七)第二百一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十八)第二百二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(百九十九)第二百三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百)第二百四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百一)第二百五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二)第二百六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三)第二百七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四)第二百八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五)第二百九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六)第二百十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七)第二百十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八)第二百十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九)第二百十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十)第二百十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十一)第二百十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十二)第二百十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十三)第二百十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十四)第二百十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十五)第二百十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十六)第二百二十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十七)第二百二十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十八)第二百二十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百十九)第二百二十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十)第二百二十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十一)第二百二十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十二)第二百二十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十三)第二百二十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十四)第二百二十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十五)第二百二十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十六)第二百三十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十七)第二百三十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十八)第二百三十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百二十九)第二百三十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十)第二百三十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十一)第二百三十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十二)第二百三十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十三)第二百三十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十四)第二百三十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十五)第二百三十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十六)第二百四十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十七)第二百四十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十八)第二百四十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百三十九)第二百四十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十)第二百四十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十一)第二百四十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十二)第二百四十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十三)第二百四十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十四)第二百四十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十五)第二百四十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十六)第二百五十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十七)第二百五十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十八)第二百五十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百四十九)第二百五十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十)第二百五十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十一)第二百五十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十二)第二百五十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十三)第二百五十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十四)第二百五十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十五)第二百五十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十六)第二百六十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十七)第二百六十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十八)第二百六十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百五十九)第二百六十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十)第二百六十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十一)第二百六十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十二)第二百六十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十三)第二百六十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十四)第二百六十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十五)第二百六十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十六)第二百七十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十七)第二百七十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十八)第二百七十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百六十九)第二百七十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十)第二百七十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十一)第二百七十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十二)第二百七十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十三)第二百七十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十四)第二百七十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十五)第二百七十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十六)第二百八十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十七)第二百八十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十八)第二百八十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百七十九)第二百八十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十)第二百八十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十一)第二百八十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十二)第二百八十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十三)第二百八十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十四)第二百八十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十五)第二百八十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十六)第二百九十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十七)第二百九十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十八)第二百九十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百八十九)第二百九十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十)第二百九十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十一)第二百九十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十二)第二百九十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十三)第二百九十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十四)第二百九十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十五)第二百九十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十六)第三百条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十七)第三百一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十八)第三百二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(二百九十九)第三百三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百)第三百四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百一)第三百五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二)第三百六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百三)第三百七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百四)第三百八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百五)第三百九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百六)第三百十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百七)第三百十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百八)第三百十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百九)第三百十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十)第三百十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十一)第三百十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十二)第三百十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十三)第三百十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十四)第三百十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十五)第三百十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十六)第三百二十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十七)第三百二十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十八)第三百二十二条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百十九)第三百二十三条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二十)第三百二十四条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二十一)第三百二十五条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二十二)第三百二十六条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二十三)第三百二十七条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二十四)第三百二十八条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二十五)第三百二十九条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二十六)第三百三十条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二十七)第三百三十一条　英案ニハ「ヲ含ム」ノ文句ヲ入ルルヲ要ス

(三百二十八)第三百三十二条　英

(七)第八条　併合条約ノ第二及第三項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八)第十条　第二項ニ依レハ日本国ハ工業所有権ニ関スル条約ノ加盟セルカ故ニ我ニ於テモ右ノ条約ニ加盟セルカ如キ取扱ヲ為スヲ要スルモノトス

十二ヶ月ノ猶予ヲ与フルヲ以テ足レリトスヘキヤ

(九)第十一条　第二項ニ依レハ日本国ハ工業所有権ニ関スル条約ノ加盟ニ伴フ特別ノ措置ヲ講スルヲ要スルモノトス

(十)第十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(十一)第十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(十二)第十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(十三)第十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(十四)第十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(十五)第十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(十六)第十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(十七)第十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(十八)第二十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(十九)第二十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十)第二十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十一)第二十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十二)第二十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十三)第二十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十四)第二十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十五)第二十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十六)第二十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十七)第二十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十八)第三十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(二十九)第三十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十)第三十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十一)第三十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十二)第三十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十三)第三十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十四)第三十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十五)第三十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十六)第三十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十七)第三十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十八)第四十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(三十九)第四十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十)第四十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十一)第四十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十二)第四十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十三)第四十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十四)第四十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十五)第四十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十六)第四十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十七)第四十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十八)第五十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(四十九)第五十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十)第五十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十一)第五十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十二)第五十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十三)第五十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十四)第五十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十五)第五十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十六)第五十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十七)第五十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十八)第六十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(五十九)第六十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十)第六十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十一)第六十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十二)第六十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十三)第六十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十四)第六十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十五)第六十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十六)第六十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十七)第六十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十八)第七十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(六十九)第七十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十)第七十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十一)第七十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十二)第七十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十三)第七十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十四)第七十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十五)第七十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十六)第七十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十七)第七十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十八)第八十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(七十九)第八十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十)第八十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十一)第八十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十二)第八十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十三)第八十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十四)第八十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十五)第八十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十六)第八十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十七)第八十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十八)第九十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(八十九)第九十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十)第九十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十一)第九十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十二)第九十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十三)第九十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十四)第九十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十五)第九十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十六)第九十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十七)第九十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十八)第百条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(九十九)第百一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百)第百二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百一)第百三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二)第百四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三)第百五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四)第百六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百五)第百七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百六)第百八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百七)第百九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百八)第百十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百九)第百十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十)第百十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十一)第百十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十二)第百十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十三)第百十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十四)第百十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十五)第百十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十六)第百十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十七)第百十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十八)第百二十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百十九)第百二十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十)第百二十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十一)第百二十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十二)第百二十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十三)第百二十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十四)第百二十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十五)第百二十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十六)第百二十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十七)第百二十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十八)第百三十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百二十九)第百三十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十)第百三十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十一)第百三十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十二)第百三十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十三)第百三十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十四)第百三十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十五)第百三十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十六)第百三十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十七)第百三十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十八)第百四十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百三十九)第百四十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十)第百四十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十一)第百四十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十二)第百四十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十三)第百四十五条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十四)第百四十六条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十五)第百四十七条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十六)第百四十八条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十七)第百四十九条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十八)第百五十条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百四十九)第百五十一条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百五十)第百五十二条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百五十一)第百五十三条　第一項ニ依レハ我ニ於テ条約第七条ニ規定セラレサル協定ヲ新ニ設ケ又ハ既存ノ協定ヲ変更スルニハ日本国ノ事前ノ承認ヲ得ルヲ要スルモノトス

(百五十二)第百五十四条　第一項ニ依レハ我ニ於テ

会ニ於テ特別 Resolution ヲ以テ何ラカノ措置ヲ講ズル様ニ致シタキ事ト存ジマス

(二) 第一条第二号ニ規定シテアル陸ニ於ケル現ナル条約ニ基テモ本邦人ニ対シ第一条第八号ニ規定スル勲章又ハ記章ヲ受ケ又ハ之ヲ帯用スルコトヲ禁ズル規定ヲ設ケラレタキ事ト存ジマス

(三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ノ中ニハ勲章ノ外ニ賞金ヲ附与スルモノアリ又賞金ノ附与ナキ勲章ニ於テモ実際ニ於テハ勲章ト共ニ賞金ヲ授与スル例ニナッテ居ルモノアリ殊ニ我国ニ於テハ勲章ハ国家ニ対シ特殊ノ功労アリタル者ニ授与セラルルモノニシテ賞金ハ之ニ対スル報償ノ意味ニ於テ授与セラルルモノニアラズト解スルガ適当ト考ヘラレマスガ此点ニ関シ政府ノ御意見如何

一般ニ此ノ点ヲ明カニシ置ク為メ第一条第八号ニ「勲章又ハ賞金」ト改メラレタキ事ト存ジマス

第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スル場合ニ於テハ賞金ヲ受ケタル者ニ対シ特殊ノ功労アリタル者ニ対スル報償ノ意味ニ於テ賞金ヲ授与スルモノナリヤ又ハ単ニ勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四) 叙勲ニ関スル二件ハ英和室ニ回ス

(五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(四十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(五十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(六十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(七十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(八十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(九十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百二十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百三十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百四十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百五十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百六十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百七十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百八十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(百九十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百二十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百三十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百四十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百五十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百六十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百七十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百八十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(二百九十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百二十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十六) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十七) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十八) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百三十九) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百四十) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百四十一) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百四十二) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百四十三) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百四十四) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

(三百四十五) 第一条第八号ニ規定スル勲章ニ賞金ヲ附与スルモノナリヤ

保ニ付テハ勿論ノ疑アリ尚ホ之ヲ得ザル場合ニ於テ更ニ研究スベキカ若シ果シテ其ノ方法ニ付テハ我ガ方ニ於テモ何等カノ便宜ヲ与フルノ必要アリトスルモ問題ハ僅ニ砂糖ニ関スルノミナルヲ以テ我ガ方ニ於テハ之ガ為メニ特別ノ措置ヲ講ズルノ要ナキモノト思考ス

(六) 砂糖ノ輸入ニ付テハ我ガ方ニ於テハ従来ノ輸入額ヲ限度トシテ之ガ輸入ヲ許可スルノ方針ヲ採リ来リタルモノニシテ今後ト雖モ此ノ方針ニ変更ナキ筈ナリ

(七) 其ノ七ノ条項ニ付テハ我ガ方ニ於テハ従来ノ輸入額ヲ限度トシテ之ガ輸入ヲ許可スルノ方針ヲ採リ来リタルモノニシテ今後ト雖モ此ノ方針ニ変更ナキ筈ナリ

(八) 其ノ八ノ条項ニ付テハ我ガ方ニ於テハ従来ノ輸入額ヲ限度トシテ之ガ輸入ヲ許可スルノ方針ヲ採リ来リタルモノニシテ今後ト雖モ此ノ方針ニ変更ナキ筈ナリ

710411

(八) 其ノ八ノ条項ニ付テハ我ガ方ニ於テハ従来ノ輸入額ヲ限度トシテ之ガ輸入ヲ許可スルノ方針ヲ採リ来リタルモノニシテ今後ト雖モ此ノ方針ニ変更ナキ筈ナリ

(九) 其ノ九ノ条項ニ付テハ我ガ方ニ於テハ従来ノ輸入額ヲ限度トシテ之ガ輸入ヲ許可スルノ方針ヲ採リ来リタルモノニシテ今後ト雖モ此ノ方針ニ変更ナキ筈ナリ

(十) 其ノ十ノ条項ニ付テハ我ガ方ニ於テハ従来ノ輸入額ヲ限度トシテ之ガ輸入ヲ許可スルノ方針ヲ採リ来リタルモノニシテ今後ト雖モ此ノ方針ニ変更ナキ筈ナリ

(十一) 其ノ十一ノ条項ニ付テハ我ガ方ニ於テハ従来ノ輸入額ヲ限度トシテ之ガ輸入ヲ許可スルノ方針ヲ採リ来リタルモノニシテ今後ト雖モ此ノ方針ニ変更ナキ筈ナリ

(十二) 其ノ十二ノ条項ニ付テハ我ガ方ニ於テハ従来ノ輸入額ヲ限度トシテ之ガ輸入ヲ許可スルノ方針ヲ採リ来リタルモノニシテ今後ト雖モ此ノ方針ニ変更ナキ筈ナリ

2-1370

0165

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

(一四) 英條約第二対スル英文対案ニ付討議

(一) 英案第一条第一号ニ付テハ先方ニ於テ "shall be placed on the same footing as native subjects in all matters relating to travel and residence and the pursuit of any occupations which are not at present confined by law to native subjects, and, as regards the fees and regulations and of educational studies, shall be placed in all respects on the same footing as the subjects or citizens of the most favoured nation." ト修正ノ事ヲ提出シタルニ付テハ英案ノ如キ文ニテハ先方ニ於テ

2-1370

0166

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

訓ノ通修正スヘキコトヲ述ヘタルニ汝ハ貴案ニ付
単ニ前通ニ付西ノミシヲ得スルコトセルハ其文ニ互
ル其人ハ只之ニ過キ兄ニハ本人ハ條約ノ由セラレタル者
意ナキモ将来或ハ禁止セラルルナキヲ保シ難キトノ
無念ヲ抱ケルニ付其ノ修正案ニハ完ク同意ヲ
又 occupation ナル語ハ日本業トシテ一切ノ業務ヲ
含ム趣意ナリ英文ニ日本ニテ将来如何人ノ営
業モ制限スル所ナクバ其業トハ完セラルル危
文ナリ訳ナラスヤトテ切ニ原希望ヲ陳ハ之ヲ置キタル本
文ニオイテモ英文ニ原ヲ政府ニオイテ前記ノ如キ所アラバ抗
お在モナリハ強テ英文案ニ反対スヘキ理由ナク英文
又前記ノ如キハ英文ハ其方ハ道ニ比ヘツナ主
張スル文案ヲ並ヘ其訓令ニ付修正請訓スヘシ

710413

トノ答ヘ並ケリ

(二) 第二号本条案ノ修リニ夫案ノ本文……以下ノ文句ヲ追加シ来リシカ右ヘ
來リシ之ニハ完ク同意シタリ

(三) 第三号ニ付テハ……ノ二項ヲ削除シ来リシ
モ右ハ我日本人ノ土地所有権ニ関シテハ桂案
及ア号ニオイテ追ヘテ新條約ニ我日本人ノ協定スル
條件ニ於テ之ヲ規定スルノ意アルニ満サレタル比際モ右ハ
保障ヲ得タレトノ下ナリシニ付本案ハ右ノ如キ保障
ヲ与フルコトノ趣旨不可能ナル為ヲ従明ニ之ヲ拒絶
シタルニ汝ハ此上ハ互ニ日本英人其ノ求ノ前モ望
ム所ナルニ付カリトモ将来ノ保障丈ケハ之
ヲ得ンコトヲ切望シタルニ付本官ハ如何ニ能フナハ

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

他ノ当事者ノ除斥方ヨリ右ノ事由ヲ述ヘラレ本
件ニ之ヲ(take)セラレニ付ヘ所次ノ如キ方
法ニテ其ノ旨ヲ(notify)スルコトヲ要セリ

(四) 本号ニ掲ケタル其ノ他ノ事由ニ
ヨル(challenge)ノ申立ハ其ノ初メテ知
リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

(五) 前号ニ掲ケタル事由ニ因リ除斥
セラルヘキ裁判官ハ自ラ其ノ旨ヲ申立ツヘシ

(六) 裁判官ハ(challenge)ノ申立ヲ
受ケタルトキハ其ノ申立ニ対スル意見ヲ述ヘ
ルノ外職務ヲ執行スルコトヲ得ス但シ急速
ヲ要スル行為ハ此ノ限ニ在ラス

(七) 裁判官ハ(challenge)ノ申立ヲ
受ケタルトキハ其ノ申立ニ対スル意見ヲ述ヘ
ルノ外職務ヲ執行スルコトヲ得ス但シ急速
ヲ要スル行為ハ此ノ限ニ在ラス

(八) 裁判官ハ(challenge)ノ申立ヲ
受ケタルトキハ其ノ申立ニ対スル意見ヲ述ヘ
ルノ外職務ヲ執行スルコトヲ得ス但シ急速
ヲ要スル行為ハ此ノ限ニ在ラス

(九) 裁判官ハ(challenge)ノ申立ヲ
受ケタルトキハ其ノ申立ニ対スル意見ヲ述ヘ
ルノ外職務ヲ執行スルコトヲ得ス但シ急速
ヲ要スル行為ハ此ノ限ニ在ラス

(十) 裁判官ハ(challenge)ノ申立ヲ
受ケタルトキハ其ノ申立ニ対スル意見ヲ述ヘ
ルノ外職務ヲ執行スルコトヲ得ス但シ急速
ヲ要スル行為ハ此ノ限ニ在ラス

2-1370

0168

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

2-1370

0169

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

...ハ下ノ and other authorities
...ト * hereinafter * defence of this right
...ハ一ノナラント、テトナリ claims and shall ...ノ物除スベキ
...ト云ヘル点ナリ
(七) ...ハ七号ノ多数決ニ...ハ反対ノ意ヲ示シタル
(八) ...ハ七号ニ依リ...ノ決定ニ依ル一個人ニ対スル...ノ意
...ニ依レル実セントスル...ノ決定ニ対シ...ヲ
...ト...ノ形式ヲ経ルヲ...ル繁雑ノ除...ルヲ
...ヲ付スルヲ...ノ生ズル...

710416

追加シタリトノコトナリシニ付本文ハ之ニ同意スル旨ヲ述ヘ且ツ日本政府ニ於テ彭ルコトヲ希望ス
...ナルヲ以テ...ハ右ノ趣旨ニ於テ第七号ノ修正ニ賛成スル旨ヲ述ヘ
...ハ第七号ハ...ノ台湾ニ於テ当ヲ得セシメントスルノ趣旨ナリト雖モ...ハ他ノ国ノ実例ニ依リ原案ノ通リ決スルヲ可トスル旨ヲ述ヘ
...ハ第七号ハ...ノ趣旨ニ賛成スルモ...ハ修正ヲ以テ...ノ趣旨ヲ挿入スルヲ可トスル旨ヲ述ヘ
...ハ第七号

代借地権ニ付キ及ホサントル各本条ノ
ニ我ラ又ハ之ヲ変更シ修正スルコトヲ
ヌル以下本文ノ条項ニ付テモ我カ全然ノ
箱ノ又ハ一部ヲ変更スル為メ修正スルトキ
リ如何ナル場合ニ於テモ後日ノ為メニ
之ヲ本使ヨリ発シタル後日ノ為メニ
ルモノニ非ス後日ノ為メニ念ノ為メ
重リテ双方ニ於テ署名シ置ムルガ
ニモ手ヲ入レルヘキ旨ヲ追ツテ
十)方四条ニ於テハ後ノ条件ニ
五百一的及ハ字ノ文字ニ
ヲ為シ且ツ英ヤニ於ケル
与ヘル特典ハ之ヲ与ヘ

710417

コトハ勿論ニ付キ又閣下ニ於テ
ヲ変リ新ニ支那人ヲ
ハニ付キ其ノ採用ノ条件
与フルニハ先ツ唯モ
事未タ
(十二)閣下ノ第一回
千枚ノ納金ヲ
ムヘキ為メニ
ニ至ヘシ

(十三)閣下ノ第六項ニ
ノ下ノ次ノ如ク改メ
ニ乞フ

and conducting business to the fullest

2-1370

0171

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710418

of the country to which they may come
shall enjoy the same rights, privileges,
liberties, favours, immunities &
exemptions in matters of commerce
& navigation as are or may be
enjoyed by native subjects.
(十三) 本条約ノ一方ノ領土ニ於テ
other & shall enjoy, from whatever
place arriving, 無条件ニ且ツ
住ニ均霑スルモノトス。但シ輸入ニ付テハ
タバコニ付テハ専売ノ法ヲ施シ
リ

"This provision is not applicable to

710418

the sanitary or other protections
occasioned by the necessity of securing
the safety of persons or of cattle
or of plants, nor to any special
or temporary measures taken to protect
domestic agriculture
ロシアニ於テハ、従来ニ於テ、
時々必要ニ応ジ、牛疫ノ為メ、
ノ如キ動物ノ輸入ヲ禁止シ又ハ
ノ如キ植物ニ対スル政策ニ付テハ
統ヲ妨ケサルヘキ事ヲ約定シ又
ニカカル如キ制限ヲ設クルノ権
ノ為メニ必要ナリト認ムル時ニ於テ

2-1370

0172

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

反対セハ之ノ都合ニ依リ除外スルコトヲ得ル旨ヲ通告シ
除外ノ申出アリタル場合ニハ其ノ品ニ付テハ関税ヲ賦課
セサルコトヲ得
前項ノ通告ヲ為シタル締約国ハ其ノ通告ヲ撤回スルコトヲ得
此ノ通告ハ之ヲ為シタル締約国ニ付テハ其ノ効力ヲ有ス
Customs duties
[illegible]
[illegible]
[illegible]

Extracts from British Customs Regulations.
Regulations governing the exportation & subsequent re-entry of Samples & Patterns, dutiable or non-dutiable, by Commercial travellers proceeding from this Country.

(1) Commercial Travellers proceeding abroad on business may, in order to facilitate their entry into foreign countries, have their samples sealed & the list thereof officially certified by Officers of this Department under the following regulations.

(2) On prior application by the firms concerned the samples, accompanied by a list in duplicate containing a full description thereof including, if required, quantity & value, may be produced at any Custom House for examination. One copy of the list is to be retained for future reference if necessary.

(3) The list after being verified by a comparison with the samples which are then to be officially sealed or marked as may be most

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

B 174
2-1370

convenient, is to be signed and
officially stamped by the Officer
in regard to the value stated or
the list, a formal declaration
by the commercial Traveller or by
one of the firms concerned may
be required if such is considered
necessary.

(4) The Samples having been
produced to the proper Officer
and shipped, the list is to be
noted accordingly.

(九) 本十三条 certificates 及 commercial

710421

Travellers "(スベルの本ノ訳称ニ当ル十ノト通ノ
本レリ

(八) 沖吉事ニ於テ英国第満ノ国ヲ通ル
おこせ売ノ一〇ノ通ノ先方ヨリ之ノ割当方ヲ
クルニ付テ従ヒニ求メル品ニ付テハ其際
其他ニ之ナキ為ニ相当ノ使リ難シメルコトナ
クシテ第一本条ノ目的ヲ充分ニ達スルモノ
スルモノトス但スルニ於テ英吉利ノ為スヘキモノ
以テセサル欲ニ依テ其ノ割当ヲ為スヘキモノ
シカラサルニ付本条ノ趣旨ニ反スルコト
ナリシニ付本条ノ為ニ角事ヲ改正ノ後ニ
於ヘ至ラリ

(廿) 沖吉条 美事、英ヤト清ノトノ通ノ為ノ

2-1370

0175

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710422

2-1370

0176

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710423

左ノ通定ム、茶レ

Article 2

Either of the contracting parties may
as a reparable article the following can
be nineteen:—

"The stipulations of this
article do not apply to Tariff con-
cessions granted by contiguous
States to facilitate local traffic in
border areas, which is confined
to the frontier district
of each of the countries, but
not exceeding ten miles in breath

加ヘサル物品ヲ輸入スルニ当リ左ノ税ト雖モ之ヲ賦課スルコトヲ得

第十九

第二十二条ニ掲ケタル条約ノ規定ハ隣接国ニ於テ辺境地方ノ交通ヲ便ニスル為ニ与フル関税ノ特典ニシテ辺境ノ両側ニ各十哩ヲ超エサル区域ニ限リ行ハルルモノニ適用セラルルコトナシ

第二十二条ニ掲ケタル条約ノ規定ハ隣接国ニ於テ辺境地方ノ交通ヲ便ニスル為ニ与フル関税ノ特典ニシテ辺境ノ両側ニ各十哩ヲ超エサル区域ニ限リ行ハルルモノニ適用セラルルコトナシ

2-1370

0177

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

on each side of the frontier, or to the treatment accorded to the produce of national fisheries".

The following declaration can then be made at the time of the signature of the Treaty:—

"His Britannic Majesty agrees that fish caught in those parts of the waters of the Russian provinces of the Littoral and the Amur where Japanese subjects have the right under the Russo-Japanese ~~Convention~~ Convention of the 15 (28) July 1907, to carry on fishing may, on importation direct from the fishing ground into Japan be treated on the same footing as the produce of the national fisheries"

Note. The above arrangement is intended to avoid burdening the Treaty with purely local & unilateral exceptions.

[illegible] local produce [illegible]

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

B18

2-1370

710435

差仕ヘラレ度尚ホ規定ノ区域ニ付テモ可成広キヲ希望スル旨ヲ述ヘタルニ対シ当方ヨリハ現在ノ居留地ノ境界ヲ標準トシ之ニ多少ノ拡張ヲ加フルノ外ハ他ニ譲歩ノ余地ナキ旨ヲ答ヘタルニ付更ニ之ヲ協議スルノ必要アリ尚ホ其際ニ於テ日本人ノ住居ヲ認ムヘキ地域ニ付テモ協議スルノ必要アルヘキ旨ヲ述ヘタリ

Limited port トテハ如何ナル程度ノ開港ヲ意味スルヤ

Boundary トハ如何ナル地域ヲ指スヤ

Last paragraph ハ他ノ条約ニ於ケル Most favoured nation clause ト同一ノ趣意ナリヤ

710435

差仕ヘラレ度尚ホ規定ノ区域ニ付テモ可成広キヲ希望スル旨ヲ述ヘタルニ対シ当方ヨリハ現在ノ居留地ノ境界ヲ標準トシ之ニ多少ノ拡張ヲ加フルノ外ハ他ニ譲歩ノ余地ナキ旨ヲ答ヘタルニ付更ニ之ヲ協議スルノ必要アリ尚ホ其際ニ於テ日本人ノ住居ヲ認ムヘキ地域ニ付テモ協議スルノ必要アルヘキ旨ヲ述ヘタリ

Limited port トテハ如何ナル程度ノ開港ヲ意味スルヤ

Boundary トハ如何ナル地域ヲ指スヤ

Last paragraph ハ他ノ条約ニ於ケル Most favoured nation clause ト同一ノ趣意ナリヤ

2-1370

0179

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

2-1370

0180

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

事ニハ差シ多大ニ相係地ノ件ニ付キ先ヲ
モ之ヲ今後際ヨリ之ヲ処弁スルコトヲ望ム
賀ス
一、第二十八条第二項ニ付テハ
ハ左ノ如ク改メラレンコトヲ
トリテハ本文ハ第三項ノ末段ニ於テ
陳ニハ左ノ如ク改メラレンコトヲ
ノ文例ニ倣ヒテ
ヘレトセルニ
セラレタルニハ
近付キ易ク
お互ニ
ノ仮ニ
仮ニ
ノ

ヲ
ケリ

三、
お互
太ル
多上
仍テ
ニ付
ヨリ
私ノ
ニ付
ニ対
ノ仮
ニ於
ニ付
ヨリ
子ノ
ニ付
ノ文
ノ文

2-1370

0181

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710438

が「ホーリー」

一月三十日公式会談ニ於ケル米国ノ声明

(十)本条ハ左ノ如キ趣旨ヲ規定セントス

"shall be placed on a footing of nation
and to the humanit
ality, provisions
which are now
may hereafter be
rights of citizens
nations"

of the most favoured nation
arranged with foreigners
ニ関スル

accompanying

上記ノ条約ニ於テ外国人ニ許与セラレタル

710438

スル迄ノ日本次ノ
ヲ以テ

(二)本宣言ニ於ケル他ノ点ニ付テハ米案ノ儘ニ留ラントス

セラルレバ

or acquire
the same by inherit

(三)本ハ其ノ適用ヲ見ル迄ノ間ニ於ケル

ships or goods for
and
ships or goods for
in connection with

(四)本ニ於テ

ルカ如キ

後開催ニ

2-1370

0182

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

一、本カテゴリーハ次ノ者ヲ意味スル
又ハ次中（Passport ノ
使ヒ方ニ（代理人ヲ要スル者ノ外ニ次
ノ如キ者モ含マレテ居ルノデ次ノ文ヲ
トレテ 追加ノ事ヲ入レル必要ハナイ
カ別ノ次ニシテ各々ニ
ヲ次トシテ取扱フ
ニ述ベル如ク

"It is also understood that in the event of the country
being exclusively reserved to nationals of the new country,
vessels, the regular trade of which is engaged in

710429

not within the limits of the countries
Trade as reserved, shall not be pro-
hibited from making
two ports of the former country
of transhipment through tickets
or manifests or bills of lading
Bill of Lading to or from places
not within the limits of the countries
carriage free
Hall enjoy the
this Treaty.

右ニ付事務当局ノ意見ヲ回答セラレ

2-1370
0183
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

(五) 第三十三條ノ規定ニ依リ各締約國ニ與ヘラレタル
"The stipulations of the present Article do not affect the right conferred by Article 23 to Turkey to maintain the absolutely free Straits régime as at present established, and to take such measures within a limited zone on each side of the Straits as may be indispensable for the defence of the Straits régime as accorded by the present Article.

Japan has created on the same footing as the British Fisheries.

(六) 第三十四條ノ規定ニ依リ各締約國ニ與ヘラレタル權利ニ關シテハ英國ニ於ケル漁業ニ關スル現行法規ヲ變更スルコトヲ得ス
(七) 第三十八條ノ規定ニ依リ各締約國ニ與ヘラレタル權利ニ關シテハ英國ニ於ケル漁業ニ關スル現行法規ヲ變更スルコトヲ得ス

710430

2-1370

0184

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

(八)
(八)の二重多中に存在する
ことは疑義に附記せる
よう、(underlined) (underlined) (underlined) 件の指定を
本改訂の指定とする
ことは(underlined)ことを
(九)能酸防禦用備
及び防毒衣に関する
件は二月二日付
ハ)付をもって三八リットル
通電案とする
「お電み三九号」
完全中

710431

(一)の一条の一号の
実心銃事件、
処置をスヤー批判の
改正より
(四) 挿入
他にのみ
ことがへせんと
挿入を取消し
(七)定量
トナスト希望スル
右の内、陽解
ニテ十二事ニテ
述ヘンノ

2-1370

0185

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710432

又実施ノ件ニ付テハ既ニ屢々申上ケタル通リ
満洲ト足ノ分ナル限リ実施スル方針ニテ
おるも其ノ実施ニ関シテハ或ル程度ノ
残存米軍ノ使用ヲ認メサルヲ得ス
ト考ヘラルル点アリ
施設ノ返還ニ関シテハ米側ニ於テ
本年七月十七日ノ
右ノ通リ
ニ関シテハ
久方ニ
モ
ト
ニ
ト
ニ
ト
ニ

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

B18

no more difficulty in making such a declaration than we shall have."
いかなる困難をも伴うことなく容易であるから。

Article....

In ~~the~~ case of the death of a subject of one of the High Contracting Parties in the territories of the other, without leaving at the place of his decease any person entitled by the laws of his country to take charge of and administer the estate, the competent Consular Officer of the State to which the deceased belonged shall, upon

347

710433

fulfilment of the necessary formalities, be empowered to take custody of and administer the estate in the manner & under the limitations prescribed by the law of the country in which the property of the deceased is situated.

The foregoing provision shall also apply in case of a subject of one of the Contracting Parties dying outside the territories of the other, but possessing property therein, without leaving any person there entitled to take charge of and

348

2-1370

administrate the estate.

It is understood that in all matters concerning the administration of the estate of deceased persons, any right, privilege, favour, or immunity which either contracting Party has actually granted, or may hereafter grant, to the Consular officers of any other foreign State, shall be extended immediately and unconditionally to the consular officers of the other Contracting Party.

710434

実ハ本件ニ関シテハ既ニ一回ノ審理ヲ為シ且ツ判決ヲ言渡シタルモノナルヲ以テ再ヒ審理ヲ為スノ必要ナキモノト信ス

本件ニ関シ上告人ハ原判決ハ上告人ニ対シ死刑ヲ言渡シタルニ拘ラス其ノ言渡ヲ為サス且ツ上告人ノ所在ヲ知ラサルニ拘ラス上告人ニ対シ公判ヲ開キ審理ヲ遂ケ判決ヲ為シタルハ違法ナリト主張スルモ原判決ハ上告人ニ対シ死刑ヲ言渡シタルニ非ス又上告人ノ所在ヲ知ラサルニ拘ラス上告人ニ対シ公判ヲ開キ審理ヲ遂ケタルニ非ス従テ原判決ハ何等違法ノ点ナシ

「本案ノ如キ本来炊事ヲ為スヘキ地位ニ在ル者ニ対シ炊事ヲ為スヘキ義務ヲ負ハシメタルハ違法ナリ」トノ主張ハ独自ノ見解ニシテ採用スルヲ得ス

其ノ他記録ヲ精査スルモ原判決ニ刑訴四一一条ニ該当スル違法ノ点ヲ発見スルヲ得ス

仍テ刑訴四四六条ニ従ヒ主文ノ如ク判決スヘキモノトス

2-1370

0188

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710435

2-1370

0189

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

studies ノ文字ヲ用ユ
人ニ付セル法教ノ事務及件学ニ付ノ事
内地臣民特ニ台湾ニ於ケル本島人ニ
テハ内地ニ於ケルト同ク能ク教育ヲ受ケ
ルヘク其ノ為ニ要スル経費ハ内地人ニ
於ケル義務教育ニ関スル経費ニ準シ
本島人ニ付テハ内地臣民ニ保護ヲ与フル
ノ主義ニ基キ之ヲ負担スルヲ適当ト
認ムルヲ以テ本法ニ於テハ之ヲ規定
セサルコトトセリ
第四条ハ本島ニ於ケル教育ノ目的ヲ
規定シタルモノニシテ本島ニ於ケル
教育ハ本島人ヲシテ忠良ナル国民
タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及シ
及徳学ヲ授ケ以テ実業ニ従事スル
等必要ナル能力ヲ養成スルヲ以テ
目的トスルヲ明ニシタルモノナリ

710436

本島人ニ付テノ教育ニ関シ特ニ規定ヲ
設ケタルハ本島ニ於ケル教育ハ内地
ト異ナリ特ニ国語ヲ普及スルヲ以テ
目的トスルヲ以テ内地ニ於ケルト同
一ノ教育ヲ施スヲ得ス又本島人ニ
対スル教育ハ内地人ニ対スルト異ナ
リ特ニ徳学ヲ授ケ以テ忠良ナル国
民タルノ性格ヲ涵養スルヲ以テ
又之ヲ以テ本島人ノ為ニ
(四)土地及住民ニ関スル件
土地及住民ニ関スル事項ハ内地ト異
ルヲ以テ本島人及外国人ニ対シ
住所、居所又ハ営業ニ関スル件ニ付
特ニ規定ヲ設ケ内地人ト土地ニ
関スル件ニ付テハ内地ニ於ケル
ト同一ノ主義ニ依ルヲ適当ト
認メタルニ依リ本項ニ於テハ
本島人ニ付テノミ規定ヲ設ケ
内地人ニ付テハ内地ニ於ケル
ト同一ノ主義ニ依ルヘキコトヲ
規定シタルモノナリ

2-1370
0190
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

六ノ際ノ手續ト分ケ又ヒサルモノアリ尚ホ英ヨリ
ニテ和人ニ土地ヲ賣ルコトヲ許ストモ英ヒ人ハ住ミ
ヲ許サヌトノ事件ナリハ本和ニ於ケル土地ノ賣買ニ
和人ノ英ヨリ買ヒ取ルコトハ一ノ地位ヲ有スル英人ヲ
ニハ無リサルナリ又英ヨノ外ノ現ニ本和人カ英ヒニ於テ
モ事件ヲ土地所有ノ権利ヲ有スルコトヲ許ス新条約施行
收ハ之ヲ以テ一ノ地位ヲ有スルノ外ノ事ナリ而シテ試ニ該
ニ於テモ何ノ効カナキヲ以テ英ヒ人ヲシテ和人ヲ
若シ之ヲ許ス為メ外ノ事ヲ以テ英ヒ人ヲシテ和人ヲ
使役セシムルカ如キ事ヲ為ス時ハ之ヲ許ス為メ
ニ於テ英ヒ人ヲシテ和人ヲ使役セシムルカ如キ事ヲ為ス時ハ之ヲ許ス為メ
ニ於テ英ヒ人ヲシテ和人ヲ使役セシムルカ如キ事ヲ為ス時ハ之ヲ許ス為メ

710437

英心ニ於テ日本人ヲ使役スル事ヲ為スニ限リ之ヲ許ス
ヲ為スニ代ハリ之ヲ許ス為メ英ヒ人ヲシテ和人ヲ
使役セシムルカ如キ事ヲ為ス時ハ之ヲ許ス為メ
ニ於テ英ヒ人ヲシテ和人ヲ使役セシムルカ如キ事ヲ為ス時ハ之ヲ許ス為メ
ニ於テ英ヒ人ヲシテ和人ヲ使役セシムルカ如キ事ヲ為ス時ハ之ヲ許ス為メ
永ニ於テ最モ急ナル事件ノ指令ヲ為スニ止マリ
事件トニ於テハ一ニ政事ノ指令ヲ為スニ止マリ
太ノ上ノ如キ事ハ一ニ政事ノ指令ヲ為スニ止マリ
「お僕」ニ依リ之ヲ為サシムルカ如キ事ヲ為スニ止マリ
物ノ事件トニ於テハ一ニ政事ノ指令ヲ為スニ止マリ
他ノ事項トニ於テハ一ニ政事ノ指令ヲ為スニ止マリ
ヲ為スニ於テハ一ニ政事ノ指令ヲ為スニ止マリ

2-1370

0191

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

保障スルカ如キ之ヲ放任スルカ如キ
又ハ之ヲ挿入スヘキヤヲ修正スヘキカ
等又ハ之ヲ削除スヘキヤ等ノ点ニ付
テハ後ニ之ヲ審査スル際ニ譲ルヘシ

(四)基地ニ於ケル駐留軍ノ軍人ニ対スル
人ニ対スル特典ヲ与フルカ如キ点ニ付テハ
人心ノ安定ノ為メ之ヲ認ムヘキヤ否ヤ
ノ点ニ付テモ審査ニ譲ルヘシ

(五)Full disclosure ノ点ニ付テハ
今回英国代表ノ提出シタル修正案ニ
於テ之ヲ認メタルヲ以テ本項ハ削除
スルヲ適当ト認ム

(六)秘密保護ニ関スル法律ノ制定ニ付テハ
之ヲ認ムヘキヤ否ヤノ点ニ付テハ
後ニ審査スル際ニ譲ルヘシ

(七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(六十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(七十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(八十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(九十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百二十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百三十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百四十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百五十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百六十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百七十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百八十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(一百九十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百二十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百三十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百四十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百五十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百六十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百七十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百八十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(二百九十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百二十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百三十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百四十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百五十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百六十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百七十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百八十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(三百九十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百二十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百三十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百四十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百五十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百六十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百七十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百八十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(四百九十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百二十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百三十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百四十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百五十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百六十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百七十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百八十九)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十一)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十二)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十三)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十四)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十五)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十六)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十七)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十八)本項ハ削除スルヲ適当ト認ム

(五百九十九)本項ハ

心先ノ代ニハ言シ往ニ多仲山亮兄弟盛衰
ニシテハ山事ハ実ニ女弟ノ対ニ有リ能ク教ノ修地ノ在
ル人ハ第ト団ニシテ実ニ
金ノ上ニハ玉ハ多ク
九沖二第ノ祝ニテ有リ玉ノ永代借地
地主ノ承諾ヲ得又ハ永代借地
ドル当事ノ証拠ニ又
ハ売シ往ニ売ニ玉ノ
ニ売ノ主ニ代ノ
当ニ加ヘ
永代借地ニ付ニハ之ヲ売
ノ沖ニアルカ故ニ
持ニ売ノ
ラス

710439

(土)先ニ申ス通リ売ニ
ノ証ニ売ニ
ラスヘレトノ
ルニ売ニ

(圭)沖ニ売ニ
売シ往ニ
主ヲ以テ
ノ売ニ
ニ
ノ
ノ

面積平坦ニ
永代ノ通

2-1370

0193

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710440

2-1370

0194

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

二百十八金剛峯寺住上ノ件ニ付テハ、成ルベク速
ノ往還ニ付キ其ノ方ニ於テ再考ヲ希望ス
(三)即十八第四号ニ於テ local authorities ノ
文字ヲ追加スルノ件ニ付テハ、垂布迫ノ件ニ付テモ
おテ Public functionaries トシテ多大ノ意
ナル程メラレタシ
(三)第十七ノ末尾ニ於テ、今後保護ヲ与フル旨ヲ
規定スル面ニ於テ各人ノ中ニ於テ、全ク私有ニ
属シ若シ公ノ便益ニ供スル為メ収用セラレタル
財産ニ対シテハ、改メテ決定ヲ為スニ
除外例ヲ設ケラレタシ
(四)第十八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス

710441

(五)第十九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六)第二十ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七)第二十一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八)第二十二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九)第二十三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十)第二十四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十一)第二十五ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十二)第二十六ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十三)第二十七ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十四)第二十八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十五)第二十九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十六)第三十ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十七)第三十一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十八)第三十二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(十九)第三十三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十)第三十四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十一)第三十五ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十二)第三十六ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十三)第三十七ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十四)第三十八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十五)第三十九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十六)第四十ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十七)第四十一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十八)第四十二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(二十九)第四十三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十)第四十四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十一)第四十五ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十二)第四十六ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十三)第四十七ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十四)第四十八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十五)第四十九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十六)第五十ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十七)第五十一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十八)第五十二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(三十九)第五十三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十)第五十四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十一)第五十五ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十二)第五十六ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十三)第五十七ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十四)第五十八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十五)第五十九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十六)第六十ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十七)第六十一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十八)第六十二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(四十九)第六十三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十)第六十四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十一)第六十五ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十二)第六十六ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十三)第六十七ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十四)第六十八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十五)第六十九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十六)第七十ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十七)第七十一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十八)第七十二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(五十九)第七十三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十)第七十四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十一)第七十五ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十二)第七十六ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十三)第七十七ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十四)第七十八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十五)第七十九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十六)第八十ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十七)第八十一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十八)第八十二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(六十九)第八十三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十)第八十四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十一)第八十五ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十二)第八十六ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十三)第八十七ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十四)第八十八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十五)第八十九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十六)第九十ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十七)第九十一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十八)第九十二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(七十九)第九十三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十)第九十四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十一)第九十五ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十二)第九十六ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十三)第九十七ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十四)第九十八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十五)第九十九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十六)第百ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十七)第百一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十八)第百二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(八十九)第百三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十)第百四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十一)第百五ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十二)第百六ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十三)第百七ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十四)第百八ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十五)第百九ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十六)第百十ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十七)第百十一ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十八)第百十二ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(九十九)第百十三ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス
(百)第百十四ノ末尾ニ於テ、条約ニ依リ外人ノ
有スル権利ヲ尊重スル旨ヲ規定スルヲ要ス

2-1370
0195
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710442

2-1370

0196

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

第伯爾十七第ノ手代採甲スルニハ委スベシ但シ
dominions ノ文字ノ之ヲ territories
ト改ムルニハ
(元) 第二十四条ニ定メラレタル同盟地ヲ指ニスルヲ述ベ
タル外ハ
(三) 第二十七条第三項ノ自治領ニ関スル
規定メタレ
(三) 文事第千七条第一項及第二項ノ
キハモト乳好ヲ以セル為ナリト雖モ乳好ヲ
ルニノナルニ付
カリ時ヲ仮ルノ目的ヲ以テ
ニ於ケル能ク右ノ如キ事由アルニ於テハ
八条第三項ノ存ズベキニハ委スベシ

710443

(三) 漆等ノ定義ニ関シ第一項ノ
為ニ会合スルニ当リ委員ハ
除ク為ニ必要ト認ムル事項ヲ
定ムルコトヲ得

(一) 従来第二八条ノ義ニ於テ
為ニ於テ乳好ヲ以テ
ニ第二十四条ノ規定ニ依リ右ノ
「委員第二八条ニ
(一) 従来第三九条ノ義ニ基キ右ノ

2-1370

0197

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

ふ相当ナルヤウニ考慮スルコトヽシ先方ニ於テモ
日本人ハ係争ノ土地ニ一定ノセラレタル年期ニ亘テ
ノミ居住スルノ特別ノ権利ヲ有スルニ過キサルコト
ヲ認メサルヘカラス従テ此ノ如キ権利ヲ有スル人ハ
カヽル権利ヲ有セサル人ニ比シ不利ナル地位ニ
在ルコトヲ認メサルヘカラス
(三)先方ノ主張ニ依レハ土地所有権ニ関スル
争ハ裁判ニ依リ之ヲ決スルヲ適当トスルノ場合多シ
カヽル場合ニハ日本人ハ裁判ニ訴フルノ権利ヲ有セサ
ルヘシ
(四)先方ノ主張ニ依レハ土地所有権ニ関スル
争ハ裁判ニ依リ之ヲ決スルヲ適当トスルノ場合多シ
カヽル場合ニハ日本人ハ裁判ニ訴フルノ権利ヲ有セサ
ルヘシ
(五)先方ノ主張ニ依レハ土地所有権ニ関スル
争ハ裁判ニ依リ之ヲ決スルヲ適当トスルノ場合多シ
カヽル場合ニハ日本人ハ裁判ニ訴フルノ権利ヲ有セサ
ルヘシ
(六)先方ノ主張ニ依レハ土地所有権ニ関スル
争ハ裁判ニ依リ之ヲ決スルヲ適当トスルノ場合多シ
カヽル場合ニハ日本人ハ裁判ニ訴フルノ権利ヲ有セサ
ルヘシ

710444

旨ヲ挿入スル事ヲ要求シ尚ホ此ノ点ニ関シ
我方ニ異存ナキ旨ヲ述ヘタルニ対シ先方ヨリ
先方ノ希望ノ如キ趣旨ヲ挿入スル事ニ
subject always to the conditions and limitations
prescribed in such laws の文句ヲ附加セラレ
度キ旨申出テタルニ付我方ニ於テモ之ヲ
了承シ茲ニ此ノ点ニ関シ完全ニ意見ノ一致ヲ
見タリ
(六)我方ヨリ本件ニ付テハ先方ニ於テ
モ我方ノ希望ヲ達スルコトニナリ茲ニ
一応本件ニ関スル討議ヲ終了スル旨ヲ述ヘ
タルニ対シ先

other tribunals
Aumanit and
rights and
equally with
+ employ lawyers and advocate to
represent them before such Courts
or Authorities. (以下実事ニ同シ)
ノ次ニ or Authorities トナレルハ偶ニ又名称
ノ次ニ rights トアルハ亦同様ノ趣意ニ
於テ何レモ本文中ニ挿入セラレタル
Courts ノ次ニ or Authorities ノ二個ヲ挿入セラレタ

710445

提出シ五十メリシニ
追加仕テハ第二回ニ止マラス許多ノ
ニテモ内ハ民性ヲ
次ニモ元ニ依レル多
十八漢然タル文字ヲ用フルトキハ
云々ノ場合ニハテモ其人ノ内ハ
文書ニ係ハ被ノ情
アルカ
為十八場合ニ
依ホシ
信ホシ
務十八
ヲ迄ニ
発トナ
ヲ迄ニ

2-1370

0199

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

ニ於テ先方ニ種メテ、次第ト解シ一ノ私ノ
心先方ノ依頼ニ対シテハ先方ヨリ千円ヲ限度ノ
スヘクアルヘキ生産ニ対シ補助ヲ与ヘ独立ノ会ヲ本旨ト会有セシムヘシト先方ノ主張ニ対シテハ
多クノ主人ナリヤ否ヤ和メヨリ先方ノ案ニハ応セラレ
メラレンニ於テハ何ヲ以テ之ヲ決スルヤ
右ノ如ク話トナリタルニ付テハ追加文ノ撤回シ其ノ案
初ノ対案通リトナスコトニテハ先方ハ理解シ難キ
能ハサル点ハ之ヲ取下ケ
(九) 先方ノ主張ニ対シ我ニ於テ現在ノ如ク他社ニ
実例ニ依ルヲ以テ及キサル旨
ヲ以テ之ヲ拒絶スル事ニ決シ

依テ之ニ代ル他ノ解決ヲ
ヘクヲ要スルヲ以テ先方ニ於テ
(十) 先方ノ如キ移転
アルニ付テハ移転ノ
(十一) 右七項目ニ
先方ニテハ補償
ナリ其他ニ於テ
保証ノ為メ
サルヘカラサル
メリ
(十二) 右ノ事項ニ
ヨリ之ヲ
ヨリ

2-1370

0200

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

確定ス[illegible]
[illegible]ノ文章ノ之ノ恰
也ハ電[illegible]
孫ノ[illegible]入ト
故革ニシテ[illegible]
及ビ的[illegible]
セシ[illegible]
ムル処ニテ[illegible]
(三)光電ト依リ[illegible]
依テ[illegible]
スベキ[illegible]
[illegible]
[illegible]
及ビ革ノ[illegible]

710447

ノ[illegible]
仍[illegible]
日國民ニ[illegible]
埋[illegible]
之ニ対[illegible]
カアトモ[illegible]
ニシテ、[illegible]
アトリ[illegible]

而[illegible]
ニトト処[illegible]
[illegible]
生ニモ[illegible]

2-1370

0201

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

377

務ニモ及ホス重大ナルコトヲ明ニシタリ元来先方ハ従来ノ
決ス限リナル案件ヲ除シタルハ実ニ交渉上案件ヲ以テ
情況ヲ変更スル能ハサルニ付已ムヲ得サルニ出テタルモノニシテ右
以上ノ段方ナキモノニ付先方ノ修正案ヲ存立セシメシテ左
案ノ権限ニ付ニ説明並ノ重要ニ言及シ案件ノ難点ト
ニシテナリ又リ種々議論トシテ其セ紀ヲ述へ[illegible]セシメタル
トカ又ハ右ニテ不可ナルハ後日ノ交渉ノ関係ニ附シ立カ
シ能ルヘク茲ニ此際先電ノ如キ変更スルハ却テハ丸
ニ非常ニ面倒ナルヘク既ト大局ヨリ実ニ変更セサル
ヘキニ付尊尺ヲ採用セラレ右案ヲ不要削除ノ方ヲ
好マルルハ右條件ニ附セラレ以テ訓令ノ変更ハ最モ
サルコトニ致シ度シ
(六) 第二十四案ハ先方ニ於テハ此電ノ通リ再考セ致ス

378

710448

ニ於テ第七二条及右推保護条件ヲ修正セサル為
会議除ニ提出セハ之ヲ削除スルモノナリトモ大ニ
今回更ニ現行案件ノ十七条ヲ其侭採用スルコトヲ同
意スル来リタルカ第七條付ハ右ヲ修正シ本生セラルル
ヲ趣意ナキヤ又ハ此ノ指令ニ依リテ修正スルコト
ヲ欲セラレサル次第ナルハ先方ニ於テハ條件ノ修正ヲナサ
シムルコトハ甚タ困難ニシテ承認セサルヘシト思考スルカ夫レニモ
為修正ハ進ハルル義ナリヤ果シテ然ラハ現行案件ノ
規定ハ其セ提案トシテ御訓電ニヨリ決定セルニ付或ハ先方
ヨリ何等新提案ヲ採用シ難キヤト質問スルカモ計ラレ
サルカモ訓令ニハ如何ニ説明スヘキヤ何分ノ義ハ電訓ヲ
請フ

(三) 削除

(署名)

(三) 漆黒中、我軍ノ
ノ制限又ハ
スコトヲ
ノ主義ニ
又ナルヘ
以上
二月八
我軍ハ
ヲシ
右ノ
又ハ
実施

スヘキ義ニテ又前ノ他ノ差セニ於テ限五ノ字ヲ改書シタル事ヲ認メ陸入統ヲ統理スル協会ニハ本ハ千保統計ノ為カ之ヲ改ムル事ヲ拒ミ又本統計ノ為ニテモ之ヲ改ムル事ヲ拒ムヘキニアラス依テ次年度ニ引上クルノ双方ヲ相当ト信シ本件ニ関シ之ヲ拒ムヘキ理由ナシト認ム仍テ此段及回答候也

陽元ノ指令ニ基キ之ヲ了承セリ

710450

表面ノ文字ハ改メタル旨ヲ了承セリ

来示ノ如ク右ノ通リ改メタル旨ヲ了承セリ

ナリ仍テ此段及回答候也

追テ本件ニ関スル書類ハ本日別便書留ヲ以テ返付スヘキニ付了知相成度

2-1370

0204

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

文字ハ勿論数字ノ如キモ之ヲ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メ"administration"ノ如キ"administrative"ノ如キ"administrator"ノ如キモ皆之ヲ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メ(ロ)若シ之ニ反スル行為ハ総テ之ヲ無効トス

(ハ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ニ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ホ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ヘ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ト)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(チ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(リ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ヌ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ル)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ヲ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ワ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(カ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ヨ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(タ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(レ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ソ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ツ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ネ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ナ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ラ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ム)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ウ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ヰ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ノ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(オ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ク)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ヤ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(マ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ケ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(フ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(コ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(エ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(テ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ア)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(キ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ユ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(メ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ミ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(シ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ヒ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(モ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(セ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ス)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ン)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

710451

(ヰ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ノ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(オ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ク)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ヤ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(マ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ケ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(フ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(コ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(エ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(テ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ア)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(キ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ユ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(メ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ミ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(シ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ヒ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(モ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(セ)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ス)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

(ン)前項ノ規定ハ仮令ソノ代ル事ニ於テハ全ク同一ノ価値ヲ有スルモノト認メラレタル場合ニ於テモ之ヲ適用ス

2-1370

0205

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

一ヶ面積ノ多数及ヒ
其ノ多ハ一ヶ所ノ筆ニ於
仮田ニ私ニ分ケ下ケ
三ヶ所ヶ所ズバ其ノ中ニ
二回ニ分ケ多ク所ニ於ケ
[illegible]
右除外ノ文字ヲ
ノ如ク文字ヲ
[illegible]
ノ如ク文字ヲ
ニ於ケル文字ヲ
ニ於ケル文字ヲ

710452

多内部ニ於ケル
ヘシ但シ
トナルヘシトノ
元収穫ノ
起ル
自余ニ
ニカカル
ス」

元(元)ニ於ケル
ニヘニ義ニハ
従ヒ
変更ニ
市ヲ
[illegible]

0206

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

依果之方ニ在テ此電ヲ受ケ(六ノ四)
各ノ今後陸ニ於ケル我ノ方針ヲ定メ
之ヲ通知スル次第ナレハ今四
月ノ十七字ノ如キ電ノ接受ノ
ミニ而シテ十七字ノ如キ短キ電ニ
十七回ヲ通リ今式令尺ノ陸
信電ヲ以テ送ルカ如キハ
本官ノ断シテ採ラサル所ナリ
日来電ヲ三一号ヲ以テ
二等ヲ以テ発信セラレ
号ヲ以テ発信セラレ
後ハ残ス所ニ二十四
残スヘシト四電アリ

710453

ノ四四号ヲ以テ
ノ夜半ヲ以テ
ヘニ対シ第四
方ヘ四号ヲ

2-1370

0207

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

(丁) 案約第文、奥ス古議ヲ
ヲ取ス電第二八号ヲ以テ本省ヨリ
訓ノ趣旨ヲ以テ問メ先方ヘ提出シ二月十三日ヲ以テ
方次第ト答見シカ、先方ヨリ、本件ハ訴訟ニ
非ス、又第一条ノ規定ハ訴訟ニ
ノ場合ニ適用ナキヲ以テ
ノ趣旨ヲ以テ再ビ問メ先方ヘ提出シ二月十三日ヲ以テ本省ヨリ訓ノ
旨ヲ以テ

テハ右ニ承認アリタシ

(四) 為替要旨及貿易ニ関スル条項ハ別ニ条文ヲ設ケテ之ヲ規定スルモノトス

(五) 内国航行ニ関スル事項ハ日本国ニ於テハ日本国法律ニ依リ又合衆国ニ於テハ合衆国法律ニ依リ規定セラルルモノトス

(六) 漁業ニ関スル事項ハ別ニ条文ヲ設ケテ之ヲ規定スルモノトス

(七) 日本国ハ合衆国ニ対シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(八) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル土地ノ賃借及所有ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(九) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル鉱業ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル商業ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十一) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル工業ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十二) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル職業ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十三) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル居住ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十四) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル旅行ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十五) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル営業ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十六) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル財産ノ保護ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十七) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル裁判ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十八) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル課税ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(十九) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル輸出入ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル船舶ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十一) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル鉄道ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十二) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル通信ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十三) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル著作権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十四) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル特許権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十五) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル意匠ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十六) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル商標ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十七) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル著作権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十八) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル特許権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(二十九) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル意匠ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル商標ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十一) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル著作権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十二) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル特許権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十三) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル意匠ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十四) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル商標ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十五) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル著作権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十六) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル特許権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十七) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル意匠ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十八) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル商標ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(三十九) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル著作権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル特許権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十一) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル意匠ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十二) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル商標ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十三) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル著作権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十四) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル特許権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十五) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル意匠ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十六) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル商標ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十七) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル著作権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十八) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル特許権ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(四十九) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル意匠ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

(五十) 日本国ハ合衆国ニ対シ内地ニ於ケル商標ニ関シ最恵国待遇ヲ与フルモノトス

710455

lines of the draft Article 24 ト今成錄シ記入シタル方一ノ九頁ノ右棒改メ左ノ如クナリシヤ又ハ右ノ趣旨ヲ以テ文ナントカ考シタル後ノ条項ヲ指スヤ

日ヲシ至急キメ教テ下サイ

右ニ対シ十分本国ト三年ヲ以テ先方ヘ通告ノ旨先方ヘ再照会アリタシ

「左ニ掲ケル条項ハ(三)ノ実施ニ関シ日本国ト合衆国トノ間ニ締結セラルル通商航海条約ニ基キ日本国ニ於ケル合衆国人ノ権利ニ影響ヲ及ボスモノニアラズ

(一) 沿岸貿易及内国航行ニ関スル事項

(二) 漁業ニ関スル事項

(三) 日本国ニ於ケル土地ノ賃借及所有ニ関スル事項

(四) 鉱業ニ関スル事項

(五) 日本国ニ於ケル商業ニ関スル事項

(六) 日本国ニ於ケル工業ニ関スル事項

(七) 日本国ニ於ケル職業ニ関スル事項

(八) 日本国ニ於ケル居住ニ関スル事項

(九) 日本国ニ於ケル旅行ニ関スル事項

(十) 日本国ニ於ケル営業ニ関スル事項

(十一) 日本国ニ於ケル財産ノ保護ニ関スル事項

(十二) 日本国ニ於ケル裁判ニ関スル事項

(十三) 日本国ニ於ケル課税ニ関スル事項

(十四) 日本国ニ於ケル輸出入ニ関スル事項

(十五) 日本国ニ於ケル船舶ニ関スル事項

(十六) 日本国ニ於ケル鉄道ニ関スル事項

(十七) 日本国ニ於ケル通信ニ関スル事項

(十八) 日本国ニ於ケル著作権ニ関スル事項

(十九) 日本国ニ於ケル特許権ニ関スル事項

(二十) 日本国ニ於ケル意匠ニ関スル事項

(二十一) 日本国ニ於ケル商標ニ関スル事項

(二十二) 日本国ニ於ケル著作権ニ関スル事項

(二十三) 日本国ニ於ケル特許権ニ関スル事項

(二十四) 日本国ニ於ケル意匠ニ関スル事項

(二十五) 日本国ニ於ケル商標ニ関スル事項

(二十六) 日本国ニ於ケル著作権ニ関スル事項

(二十七) 日本国ニ於ケル特許権ニ関スル事項

(二十八) 日本国ニ於ケル意匠ニ関スル事項

(二十九) 日本国ニ於ケル商標ニ関スル事項

(三十) 日本国ニ於ケル著作権ニ関スル事項

(三十一) 日本国ニ於ケル特許権ニ関スル事項

(三十二) 日本国ニ於ケル意匠ニ関スル事項

(三十三) 日本国ニ於ケル商標ニ関スル事項

(三十四) 日本国ニ於ケル著作権ニ関スル事項

(三十五) 日本国ニ於ケル特許権ニ関スル事項

(三十六) 日本国ニ於ケル意匠ニ関スル事項

(三十七) 日本国ニ於ケル商標ニ関スル事項

(三十八) 日本国ニ於ケル著作権ニ関スル事項

(三十九) 日本国ニ於ケル特許権ニ関スル事項

(四十) 日本国ニ於ケル意匠ニ関スル事項

(四十一) 日本国ニ於ケル商標ニ関スル事項

(四十二) 日本国ニ於ケル著作権ニ関スル事項

(四十三) 日本国ニ於ケル特許権ニ関スル事項

(四十四) 日本国ニ於ケル意匠ニ関スル事項

(四十五) 日本国ニ於ケル商標ニ関スル事項

(四十六) 日本国ニ於ケル著作権ニ関スル事項

(四十七) 日本国ニ於ケル特許権ニ関スル事項

(四十八) 日本国ニ於ケル意匠ニ関スル事項

(四十九) 日本国ニ於ケル商標ニ関スル事項

(五十) 日本国ニ於ケル著作権ニ関スル事項

2-1370

0209

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

"or to special tariff favours granted by Japan
in regard to fish and other aquatic
products taken in the foreign waters
of Japan."

右ノ外ニ於テハ其範囲不明瞭ナリトセハ別ニ今
成緑中ニ左ノ一九〇七年日露漁業条約第十二条
ノ如キ規定ヲ設ケ置カハ尚ホ及ヒ疑義ヲ生スル
ノ虞アル産物ニ付テハ特典ヲ享ケサル旨ヲ記入スルヲ
要スルニ
又ニ条ニ所有権ニ関スル会議録記入ノ要ハナシ
negotiate ノ次ニ following the mutual protection of industri-
al properties ト改メラルヘシ 右文言及ヒ

710456

ノ如キ規定ヲ設ケ置カハ尚ホ及ヒ疑義ヲ生スル
ノ虞アル産物ニ付テハ特典ヲ享ケサル旨ヲ記入スルヲ
要スルニ
又ニ条ニ所有権ニ関スル会議録記入ノ要ハナシ
negotiate ノ次ニ following the mutual protection of industri-
al properties ト改メラルヘシ 右文言及ヒ

2-1370

0210

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

ンボムん次第ニテ英國航路、自ラハ香港ノ航路ヲ
兼ネンコトヲ望ミ尚ズ日本ノ場合、おノモ其倫ヲ
得ト日本ノ布ヲ輸有ヲ表スル陸テ布帛
ノめきモ吉人自ラ日ヲ知ラ陸テ布帛
ヲ記載スヲ以テ必要ノ事
ト信ジ小切レタヲ以テ未布帛ノめきハ本邦
ニ大ナレハ本トシテハ
面倒ナル旦本ハ特ニ Certificate ヲ附スハ頗ル
便ニシテ英国税関ニテモ Certificate
ヲ認メンハ一通ノ同位ニ過キサル由右ノめき次第ニ
除ハ何等ノ故障ナカルヘシ又偽造使用ノ弊ヲ
防ンカめ何ノ標トモお談セラルベキガ如シ右ノ
ト当務次第ノ陸上ノ変更ニ応アリヌ

710457

お電米五二号ノめン

With view of facilitating entry of commercial
Travellers' samples into France
French according to appro-
priate denomination of these articles in
French tariff, written with weight and measurements
in metric system, may be added to
particulars furnished on list presented
to the customs. Before certifying such
list officer is to satisfy himself that
metric equivalents stated are accurate
referring when in doubt to Collector
二月十四日合衆陸上当務次第ニテ英ノ附一

2-1370
0211
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

B02 12

(1) shall in all relates to travel and residence be pleased in all respects on the same footing as native subjects

(2) they shall have the rights equally with native subjects to carry on their commerce and manufacture and to trade in all kinds of merchandise of lawful commerce, either in person or agents singly or in partnerships with foreigners or native

2/14

887

710458

· subjects

(3) They shall in all that relates to the pursuit of their industries, callings, professions and educational studies be placed in all respects on the same footing as the subjects or citizens of the most-favoured nation.

I Enclose herewith a note on the few outstanding points in our informal negotiations. The only matter to which I need refer in this covering letter is the difficult question of the treatment to be accorded to industries, callings and professions. On this subject

853

2-1370

399

I have not failed to Explain carefully to my Colleagues the arguments which you used and the consideration which you urged, including the fact that you has only obtained certain other concessions from your Goverument on condition that you pressed strongly for the maintenance of the Japanese position in this matter. In view of these considerations, I am authorised to accept your proposal so far as concerns callings & professions. As regards industries, it was pointed out to me that, under the existing treaties between Japan, France, and Austria, national

710459

400

treatment is accorded in the matter of industries, so that the acceptance of the Japanese proposal would involve a real loss of an existing safeguard.

I explained your difficulty as regards mining, and ultimately I induced my Colleagues to agree to the wording of the paragraphs as proposed in the enclosed note. You will observe that, according to this wording, the pursuit of industries, callings, professions and educational studies is to be governed by the principle of the most-favoured nation; but the

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/
B21
2-1370

the word "manufacture" is to be added to "commerce" in the second paragraph. You will remember that in the original draft a distinction was drawn between industrial and manufacturing undertakings, and it is only the latter (thus excluding such industries as mining) for which we now ask for national treatment. I earnestly hope that you will find in this suggestion an acceptable solution of this ~~question~~ question.

要ス ル ニ 本 案 ノ 要 ポ ス ル 処 ハ 是 迄 ノ 各 ヶ 条 ニ 付 テ ノ 我 方 ノ 意 見 ヲ 述 ベ タ ル ニ 過 ギ ズ 従 テ 之 ヲ 纏 メ テ 一 ノ 案 ト シ テ 提 出 ス ル ノ 必 要 ア ル ヤ モ 知 レ ズ 又 ハ 各 ヶ 条 ニ 付 テ 逐 次 ノ 修 正 案 ヲ 提 出 ス ル ノ 必 要 ア ル ヤ モ 知 レ ズ 此 点 ニ 付 テ ハ 貴 官 ノ 御 意 見 ヲ 伺 ヒ タ シ

710460

権利ヲ保存セントスル、止マル、ヤ之ヲ拒否スルノ極メテ些細ナル理由ニ基ク多クノ迫害ノ極度ニ達シ又ハ我ガ国ニ於ケル先住次第ニ多数ノ外人ノ到来ヲ見ルニ至ルノ場合ハ如何ニ先方ニ於テ厚意ヲ以テ考慮セラルルモ及ビ将又製造ニ従事スル者ニ対スル差別待遇ヲ与フルモ之ニ対シテハ我方ニ於テ何等ノ支配ヲ及ボス能ハザル事情ニ付キ先方ニ於テ充分ノ了解ヲ得ル様致シ度キ旨ヲ述ベ次ニ本案ノ各条ニ付テ逐次意見ヲ述ベタリ

(三) 第一条第四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四) 第二条第四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五) 第三条第四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六) 第四条第一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七) 第四条第二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八) 第四条第三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九) 第四条第四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十) 第四条第五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十一) 第四条第六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十二) 第四条第七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十三) 第四条第八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十四) 第四条第九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十五) 第四条第十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十六) 第四条第十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十七) 第四条第十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十八) 第四条第十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(十九) 第四条第十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十) 第四条第十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十一) 第四条第十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十二) 第四条第十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十三) 第四条第十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十四) 第四条第十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十五) 第四条第二十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十六) 第四条第二十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十七) 第四条第二十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十八) 第四条第二十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二十九) 第四条第二十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十) 第四条第二十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十一) 第四条第二十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十二) 第四条第二十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十三) 第四条第二十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十四) 第四条第二十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十五) 第四条第三十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十六) 第四条第三十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十七) 第四条第三十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十八) 第四条第三十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三十九) 第四条第三十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十) 第四条第三十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十一) 第四条第三十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十二) 第四条第三十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十三) 第四条第三十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十四) 第四条第三十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十五) 第四条第四十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十六) 第四条第四十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十七) 第四条第四十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十八) 第四条第四十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(四十九) 第四条第四十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十) 第四条第四十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十一) 第四条第四十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十二) 第四条第四十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十三) 第四条第四十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十四) 第四条第四十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十五) 第四条第五十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十六) 第四条第五十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十七) 第四条第五十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十八) 第四条第五十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(五十九) 第四条第五十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十) 第四条第五十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十一) 第四条第五十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十二) 第四条第五十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十三) 第四条第五十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十四) 第四条第五十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十五) 第四条第六十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十六) 第四条第六十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十七) 第四条第六十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十八) 第四条第六十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(六十九) 第四条第六十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十) 第四条第六十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十一) 第四条第六十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十二) 第四条第六十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十三) 第四条第六十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十四) 第四条第六十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十五) 第四条第七十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十六) 第四条第七十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十七) 第四条第七十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十八) 第四条第七十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(七十九) 第四条第七十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十) 第四条第七十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十一) 第四条第七十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十二) 第四条第七十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十三) 第四条第七十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十四) 第四条第七十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十五) 第四条第八十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十六) 第四条第八十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十七) 第四条第八十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十八) 第四条第八十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(八十九) 第四条第八十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十) 第四条第八十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十一) 第四条第八十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十二) 第四条第八十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十三) 第四条第八十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十四) 第四条第八十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十五) 第四条第九十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十六) 第四条第九十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十七) 第四条第九十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十八) 第四条第九十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(九十九) 第四条第九十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百) 第四条第九十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百一) 第四条第九十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二) 第四条第九十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三) 第四条第九十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四) 第四条第九十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五) 第四条第百項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六) 第四条第百一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七) 第四条第百二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八) 第四条第百三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九) 第四条第百四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十) 第四条第百五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十一) 第四条第百六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十二) 第四条第百七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十三) 第四条第百八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十四) 第四条第百九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十五) 第四条第百十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十六) 第四条第百十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十七) 第四条第百十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十八) 第四条第百十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百十九) 第四条第百十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十) 第四条第百十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十一) 第四条第百十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十二) 第四条第百十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十三) 第四条第百十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十四) 第四条第百十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十五) 第四条第百二十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十六) 第四条第百二十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十七) 第四条第百二十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十八) 第四条第百二十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百二十九) 第四条第百二十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十) 第四条第百二十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十一) 第四条第百二十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十二) 第四条第百二十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十三) 第四条第百二十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十四) 第四条第百二十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十五) 第四条第百三十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十六) 第四条第百三十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十七) 第四条第百三十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十八) 第四条第百三十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百三十九) 第四条第百三十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十) 第四条第百三十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十一) 第四条第百三十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十二) 第四条第百三十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十三) 第四条第百三十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十四) 第四条第百三十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十五) 第四条第百四十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十六) 第四条第百四十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十七) 第四条第百四十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十八) 第四条第百四十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百四十九) 第四条第百四十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十) 第四条第百四十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十一) 第四条第百四十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十二) 第四条第百四十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十三) 第四条第百四十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十四) 第四条第百四十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十五) 第四条第百五十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十六) 第四条第百五十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十七) 第四条第百五十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十八) 第四条第百五十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百五十九) 第四条第百五十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十) 第四条第百五十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十一) 第四条第百五十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十二) 第四条第百五十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十三) 第四条第百五十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十四) 第四条第百五十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十五) 第四条第百六十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十六) 第四条第百六十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十七) 第四条第百六十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十八) 第四条第百六十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百六十九) 第四条第百六十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十) 第四条第百六十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十一) 第四条第百六十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十二) 第四条第百六十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十三) 第四条第百六十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十四) 第四条第百六十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十五) 第四条第百七十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十六) 第四条第百七十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十七) 第四条第百七十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十八) 第四条第百七十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百七十九) 第四条第百七十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十) 第四条第百七十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十一) 第四条第百七十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十二) 第四条第百七十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十三) 第四条第百七十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十四) 第四条第百七十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十五) 第四条第百八十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十六) 第四条第百八十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十七) 第四条第百八十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十八) 第四条第百八十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百八十九) 第四条第百八十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十) 第四条第百八十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十一) 第四条第百八十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十二) 第四条第百八十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十三) 第四条第百八十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十四) 第四条第百八十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十五) 第四条第百九十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十六) 第四条第百九十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十七) 第四条第百九十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十八) 第四条第百九十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(百九十九) 第四条第百九十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百) 第四条第百九十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百一) 第四条第百九十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二) 第四条第百九十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三) 第四条第百九十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四) 第四条第百九十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五) 第四条第二百項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六) 第四条第二百一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七) 第四条第二百二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八) 第四条第二百三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九) 第四条第二百四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十) 第四条第二百五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十一) 第四条第二百六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十二) 第四条第二百七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十三) 第四条第二百八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十四) 第四条第二百九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十五) 第四条第二百十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十六) 第四条第二百十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十七) 第四条第二百十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十八) 第四条第二百十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百十九) 第四条第二百十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十) 第四条第二百十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十一) 第四条第二百十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十二) 第四条第二百十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十三) 第四条第二百十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十四) 第四条第二百十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十五) 第四条第二百二十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十六) 第四条第二百二十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十七) 第四条第二百二十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十八) 第四条第二百二十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百二十九) 第四条第二百二十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十) 第四条第二百二十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十一) 第四条第二百二十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十二) 第四条第二百二十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十三) 第四条第二百二十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十四) 第四条第二百二十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十五) 第四条第二百三十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十六) 第四条第二百三十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十七) 第四条第二百三十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十八) 第四条第二百三十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百三十九) 第四条第二百三十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十) 第四条第二百三十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十一) 第四条第二百三十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十二) 第四条第二百三十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十三) 第四条第二百三十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十四) 第四条第二百三十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十五) 第四条第二百四十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十六) 第四条第二百四十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十七) 第四条第二百四十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十八) 第四条第二百四十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百四十九) 第四条第二百四十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十) 第四条第二百四十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十一) 第四条第二百四十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十二) 第四条第二百四十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十三) 第四条第二百四十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十四) 第四条第二百四十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十五) 第四条第二百五十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十六) 第四条第二百五十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十七) 第四条第二百五十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十八) 第四条第二百五十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百五十九) 第四条第二百五十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十) 第四条第二百五十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十一) 第四条第二百五十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十二) 第四条第二百五十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十三) 第四条第二百五十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十四) 第四条第二百五十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十五) 第四条第二百六十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十六) 第四条第二百六十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十七) 第四条第二百六十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十八) 第四条第二百六十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百六十九) 第四条第二百六十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十) 第四条第二百六十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十一) 第四条第二百六十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十二) 第四条第二百六十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十三) 第四条第二百六十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十四) 第四条第二百六十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十五) 第四条第二百七十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十六) 第四条第二百七十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十七) 第四条第二百七十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十八) 第四条第二百七十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百七十九) 第四条第二百七十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十) 第四条第二百七十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十一) 第四条第二百七十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十二) 第四条第二百七十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十三) 第四条第二百七十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十四) 第四条第二百七十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十五) 第四条第二百八十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十六) 第四条第二百八十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十七) 第四条第二百八十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十八) 第四条第二百八十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百八十九) 第四条第二百八十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十) 第四条第二百八十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十一) 第四条第二百八十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十二) 第四条第二百八十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十三) 第四条第二百八十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十四) 第四条第二百八十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十五) 第四条第二百九十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十六) 第四条第二百九十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十七) 第四条第二百九十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十八) 第四条第二百九十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(二百九十九) 第四条第二百九十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百) 第四条第二百九十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百一) 第四条第二百九十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二) 第四条第二百九十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百三) 第四条第二百九十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百四) 第四条第二百九十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百五) 第四条第三百項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百六) 第四条第三百一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百七) 第四条第三百二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百八) 第四条第三百三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百九) 第四条第三百四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十) 第四条第三百五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十一) 第四条第三百六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十二) 第四条第三百七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十三) 第四条第三百八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十四) 第四条第三百九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十五) 第四条第三百十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十六) 第四条第三百十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十七) 第四条第三百十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十八) 第四条第三百十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百十九) 第四条第三百十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十) 第四条第三百十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十一) 第四条第三百十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十二) 第四条第三百十七項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十三) 第四条第三百十八項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十四) 第四条第三百十九項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十五) 第四条第三百二十項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十六) 第四条第三百二十一項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十七) 第四条第三百二十二項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十八) 第四条第三百二十三項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百二十九) 第四条第三百二十四項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百三十) 第四条第三百二十五項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ決定セリ

(三百三十一) 第四条第三百二十六項ハ英国ノ主張ニ依リ削除ノ事ニ

(三) administration ... 裏ニ百氏法通ヲ与フルコトハ当会代ノ除次友ノ目ヲ以テ ... ヲ要ス ... 但テハ法律ノ ... ヲ見ヲ中ニ ... カレト云ヒ ... ヒ ... カ ... 同意ヲ ... ヲ ... 記載ナシ ... 同答ヲ ... ヲ ... 第一条中ニ ... 財産ノ件 ... 裏ヲ決定ヲ ... 第二条中ニ ... 財産ノ件 ... 裏ヲ決定ヲ ... 格シ ... 裏ヲ ... 一部ヲ ... 撤回シ来リ ... 無シ ... 会代ノ除 ... 次友ノ ... 同、 ... 同、 ... 右ノ ... 之ヲ ... 制限ヲ ... 考ヘ ... カ ... ヘント ... 合ヘ ... 次友ノ ... ヲ ... ヲ ... テ当局 ... 下協定 ... 成スヘシト云ヒ ... カ撤回ハ ... 下 ... ト ... 云フ

(四) 第一条中ニ ... 百氏法通ヲ ... 与フ ... 次友ノ ... 目ヲ ... 以テ ... 次友ノ ... 合ム ... ヲ ... ヲ ... 但テハ ... 法律ノ ... 裏ノ ... ヲ見ヲ ... 中ニ ... カレト云 ... ヒ ... カ ... 同意ヲ ... ヲ ... 記載ナシ ... 同答ヲ ... ヲ

(五) 第二条一部ヲ ... 財産ノ件 ... 裏ヲ決定ヲ ... 格シ ... 裏ヲ ... 一部ヲ ... 撤回シ来リ ... 無シ ... 会代ノ除 ... 次友ノ ... 同、 ... 同、 ... 右ノ ... 之ヲ ... 制限ヲ ... 考ヘ ... カ ... ヘント ... 合ヘ ... 次友ノ ... ヲ ... ヲ ... テ当局 ... 下協定 ... 成スヘシト云ヒ ... カ撤回ハ ... 下 ... ト ... 云フ

(六) 第七条第二次 ... 奨励金 ... 裏ニテハ ... ヲ ... ヲ ... ノ ... ヲ ... ヲ ... 加ヘ ... 次友ノ ... ヲ ... ヲ ... テ当局 ... 下協定 ... 成スヘシト云ヒ ... カ撤回ハ ... 下 ... ト ... 云フ

(七) 第十二条乃至第十四条ノ ... 次第ニ ... 実地ノ ... 取扱ニ ... 譲ルコトニ ... 一任アリタシ

(八) 第十四条ハ存立 ... domicile ... 代ルヘキ ... ヲ ... スルコトニ ... 異存ナキ ... ノ ... 旨ヲ ... 当地ニテ ... 第三条第(三)号ニ ... 加盟ノ ... 住民地ヲ ... 記載セント ... 改ムルヲ ... 可トス ... 尚ホ ... 本条ニ ... domicile ... 字句ヲ ... 書落シテ ... 居レリ ... 英文会社ハ ... 多クハ ... 上海ニ ... 於テ ... 設立セラレ ... スルヲ以テ ... 若シ ... domicile ... トスル時ハ ... 右ハ ... 会社ハ ... 香港ニ ... 於テモ ... 仕様ニ ... 加盟スル ... 場合ニ ... 於テモ ... 仕様ニ ... 権利ヲ ... 有セサル ... 如ク ... 第十条約ニ ... 加盟スル ... 場合ニ ... 於テモ ... 仕様ニ ... 権利ヲ ... 有セサル ... 如ク ... 第十条ハ ... 修正セラレタシ ... トノ ... 意見ヲ ... アリタシ

2-1370

0215

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

(十)第二十二条第二項ロ訓令ノ次ニ
挿入、決定
(十一)日露通商条約及工業所有権ニ関スル件ノ
批准書第三条ロ訓令ノ通先方ヘ四ヶ国ニ立キタル処先
方ノ落否ハ未タ分ラス而シテ之ニ関スル交換ハ文字ハ
未夕、ロ仮ナリタル
(十二)第二十八条第三項存立決定
(十三)条約有効期限ハ十二ヶ年トスルコト本日決定セラレタリ
又実施期日ハ批准書第三八号(七)ノ通リ決定セラレタル処
先ヲ中ニハ何ホ付キ、言及シアラス未タ之ヲ見ス
之ヲ以テモノト存ス
(十四)漆器ニ付テハ Lacquered ware coated with
tetanee lacque (urushi) トシメキ居リ

710462

右ニテ第七ヲ除キテハ存ズ
上記ノ通リニテ第一条ニ関シ
アリタル旨ハ他ニ継続
キテ条約ノ改訂ニ残ル
処ハ文字ノ修正ニ
就テハ明日ハ何時ニ
アリタル旨ニ
日暮ニ至リ第三号ヲ以テ
格ノ件ニ関シ未タ
ニ至リタルニ付テハ
リ越シ「前文ニ関スル条文ハ我仮正
我方ヨリ提成ノ声明ヲ
陳スル旨無ク仮文ニ関シ
スル旨」ヲ書シ
右ニテ第七ヲ除キテハ存ズ
上記ノ通リニテ第一条ニ関シ
アリタル旨ハ他ニ継続
キテ条約ノ改訂ニ残ル
処ハ文字ノ修正ニ
就テハ明日ハ何時ニ
アリタル旨ニ
日暮ニ至リ第三号ヲ以テ
格ノ件ニ関シ未タ
ニ至リタルニ付テハ
リ越シ「前文ニ関スル条文ハ我仮正
我方ヨリ提成ノ声明ヲ
陳スル旨無ク仮文ニ関シ
スル旨」ヲ書シ

2-1370

02 16

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

米又ハ号ヲ以テ本省ヘ電報セリ
右ニ付電米五四号ヲ以テ右ハ号ヲ以テ対シ訂ノ通リ返電アリタリ
(一)米案第一号ヲ米第二号ヲ以テ米案ノ通リ修正ニ同意ス
(二)米案第八号英案ノ通リニ而シテ英国対案ヲ以テ
(三)米案第八号英文ノ文字ニテ左ノ通リ修正セラレタシ
(四)米案第十四条仏文ノ文字ヲ以テ左ノ通リ修正セラレタシ
我特派全権委員ハ千九百二十一年七月十日ノ西比利亜及支那ニ関スル
(五)漢冒頭ノ文字ヲ以テ左ノ通リ修正セラレタシ
(六)仝権ノ部ノ後ニ左ノ通リ挿入セラレタシ
(十)同案ハ四月初旬迄ニ批准文書ヲ交換スルコトヲ要ス
右ハ本文ノ通リ修正ノ上ハ仮調印ヲ実施シ度キ旨ヲ回答セリ

710463

西比利亜及ニ関スル日本国政府ト露国労農政府トノ間ノ協定
前記協定書米第三九号書面ニ表示セラレタル日本国政府ノ意向ニ関シ
ノ廃棄ニ付テハ先方ニ於テモ異存ナキ趣ニ付テハ右ハ之ヲ廃棄スルノ形式
ニテ修正セラレンヤ又ハ之カ廃棄ノ方法ヲ定メラレンヤ尚ホ之カ廃棄ノ
ナリシヲ以テ二月二十日附電米第二号ヲ以テ之ヲ回答セル処
修正ノ形式ハ四十三年協約ノ廃棄ニ関シ極密ニ訓令セリ
之カ廃棄ノ一条ニ依リ我対案ノ実施ノ日ヲ右約定ノ廃止ス
ルノ一条ニ依リ我対案第二十八条ノ末ニ挿入スルカ或ハ我
案第四ノ日ト同時ニ彼我ノ文ノ文書ニ修正ノ上挿入スルカトノ
次第ナル而シテ極メテ急ヲ要シ訓令ヲ待ツノ暇ナキ旨ヲ回答セリ
仍テ電米第二八号ヲ以テ本件ニ関シ訓令ヲ発シ置キタル旨ヲ
置ケリ本日ノ会見ニ於テ彼ハ(ソ)協成スヘキ右ノ三ノ
ノ如ク次ノ如キ旨ヲ回答セリ
英国ニ於テモ亦永久的

2-1370

0217

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

住所又ハ本邦ニ財産ヲ有セザル者ニ對シテハ内外人ヲ問ハズ保證
ヲ提供セシムルヲ原則トシ右ハ不変ノ原則ナル旨」回答シ来レリ
依テ本使ハ二十六日往電第六五号ヲ以テ右電報スルト同時
ニテ斯ル次第ナレバ条約ヲ以テ之ニ変更ヲ加フルコトハ能ハザル
我ノ立場ヲ了察セラレタキ旨「電稟シ更ニ翌二十七日付
機密第一四号往信ヲ以テ「英国ニテハ民法ノ通則、
内外人ニ對シ何等取扱ヲ区別セザルコトナレバ本件ニ付キ条
約中ニ右取扱ヲ約スルモ何等支障ヲ生セザル次第ナルモ
本邦ニ於テハ之ニ反シ内外人ニ對シ取扱ヲ異ニスルコトナルヲ以テ
条約締結ノ結果ハ内外人同様ニ取扱フコトトナリ英国
ニテハ本邦人ニ對シ保證ヲ免除セザル場合ニモ本邦ニテハ英
人ニ對シ之ヲ免除スルコトトナリ不公平ナル義ト存スル旨」稟申セリ
サレタリ 明治四十三年十二月以来本使ト当局トノ間ニ数次会見ノ際私的

ニ提議セシ新条約案モ略ボ成案トナリタルヲ以テ之カ文
字ノ整頓ヲ加ヘ最后ニ本電第四四号ヲ以テ本使ノ次第
モアリタルハ別紙三月一日附機密第一六号ヲ以テ右
写ヲ本省ニ郵送セリ然ル處右条約文中ニハ要々
like 又ハ similar ナル文字ヲ屢用シ処々アルヲ以テ本
使ハ之ヲ一致セシムル様申入レタルニ先方ニ於テハ一二ヶ所
ヲ除クノ外ハ語調等ノ関係上現在ノ儘ニシ置キ度
シトノコトナリキ又第十一条ニハ the state, local authorities
ト云ヒ第十九条ニハ Government, public function-
aries トアリ文字一致セザルガ故一致セシメン事ヲ申込ミ
シトシタルニ先方ニ於テハ第十一条ノ local authorities ノ利
益ノ為メ課税スル内地税トハ人市税ノ如キ地方税ヲ示ス
モノナルハ之ヲ改メザル方ニ致度旨ナリトノ事ナリシニ付此等

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

一、該点ハ現主ノ使テ別ニ在ル支那人我モアラサルハ先方ノ主張ヲ実証スルコトヽセリ

226

2-1370

0219

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710465

第四條 合衆國ノ放棄ニ關スル件

本約ノ條ニ依ル義務ヨリ免ルヽ件ニ付全權委員ヨリ左ノ通リ述ヘ合衆國ヨリ日本國ニ輸入スル貨物ニ關シ本條ニ規定セラレタル特典ハ英國ノ領土ニ限リ英國ノ屬領ニハ及ホサヽルコトヲ了解スル旨ヲ述ヘタリ(英國ニ施行ス)

---- said he wished to make it clear that the stipulations of article 8 (guaranteeing the admission free of duty on importation into the United Kingdom of the Japanese goods

mentioned in part I of the Schedule annexed to the Treaty) apply only to the United Kingdom and not to any of His Britannic Majesty's Dominions, Colonies, Possessions or Protectorates which may adhere to the present Treaty

Mr. Kato said - the Imperial Japanese Government understood the article in this sense.

(二) [illegible]

In reference to this Article, ---- said he thought it desirable to put on record the fact that His Britannic Majesty's

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/
B220
2-1370

710456

Government did not consider that the omission from this Treaty of any reference to property held under existing leases in perpetuity prejudiced in any way the position of the leaseholders as defined by the Treaty of 1894

Mr. Kato concurred,

然ルニ(一)本条約第八条ハ独リ差税所有者ニナラス協定税表モ共ニ英文ニ於テノミ適用アルトセハ英、英東ノ如キ差税所有者ニ付テノミ陸氏地ニ適用ナキヿヲ記載スルハ権衡ヲ失スルノミナラス彼ノ又ルハ陸公地ハ加盟ニ係ル我減税ノ利益ノミヲ享ケ自

己ハ何等束縛セラルヽ要ナキコトヽナルニ付若シ苟クモ記入ヲナスコトヽセハ本記於張内ヲ削リ第八条全部ガ適用ナキ旨記載スルヲ至当トス尤モ第八条カ其ノ第十条(?)及ニノミ適用アルハ勿論ノ義ナルハ多ク言明ハ元ヨリ不必要ナルカ故全然之ヲ記入セサル方ノ勝ト存シ且又(二)永代借地権ノ件ニ関シ先方ノ要求通リノ文句ヲ今般條約ニ記載スルニ於テハ既ニ係争中ナル永代借地権者ノ地位ヲ永久ニ表明スルカ如キ嫌アルヲ以テ英案ノ末段 as defined 以下ヲ削リ且之ニ対スル我要ノ言明トシテハ次ノ如ク記載スル方可然ト存ス

Mr. Kato concurred in the sense that the contention of either Government regarding the position of the holders of

2-1370

0221

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710467

leaves in perpetuity, which forms the subject of a separate negotiation preceding between the two Governments, and which, it was hoped, would be speedily brought to a satisfactory conclusion, was not in any way prejudiced by the omission of reference to that question in this Treaty.

右次第ヲ先ツ以テ茲ニ通告ス

山里参事官ヨリ左ノ通リ述ベラレ次官ハ之ヲ了承セル旨答ヘタリ

(一) 前ノ条約ハ本条約ノ効力発生ト同時ニ廃棄セラルルコトトセラレタル独民地ハ本条約ノ効力発生ト同時ニ廃棄セラルルコトトナルヲ以テ一九条約修正ノ要ナキコト

(二) 第二項ニ於テ有スル日英間ノ協定ベク且ツ成ルベク本条約ノ効力発生ノ日ニ於テ効力ヲ有スル日英間ノ協定ハ何レモ当然日英間ノ協定ト為リ独民地ニ関スル部分ハ削除セラルルコト

税率ノ利益ヲ享受スルコトトナルヲ以テ一九条約ノ該当部分ハ削除セラルルコト

(三) 第三項ニ於テ有スル日英間ノ協定ハ何レモ当然日英間ノ協定ト為リ独民地ニ関スル部分ハ削除セラルルコト

陛下ノ臣民ハ本条約ノ効力発生ト同時ニ独民地ニ於テ一九条約ノ該当部分ノ規定ニ依リ享受シ来リタル利益ヲ享受スルコトトナルヲ以テ一九条約ノ該当部分ハ削除セラルルコト

声明案ニ関シ協定ヲ遂ゲ度キ旨ヲ述ベラレ次官ハ之ヲ了承セル旨答ヘタリ

(四) 本条約ノ効力発生ト同時ニ独民地ニ関スル一切ノ権利義務ヲ英国ニ移転スルコトトナルヲ以テ一九条約ノ該当部分ハ削除セラルルコト

(五) 本条約ノ効力発生ト同時ニ独民地ニ於テ有スル日英間ノ協定ハ何レモ当然日英間ノ協定ト為リ独民地ニ関スル部分ハ削除セラルルコト

(六) 本条約ノ効力発生ト同時ニ独民地ニ於テ有スル日英間ノ協定ハ何レモ当然日英間ノ協定ト為リ独民地ニ関スル部分ハ削除セラルルコト

2-1370

0222

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710468

俄ノ案ノ如キ文句ヲ含ム訓令ヲ発シ置キタル旨」電報アリ本官ヨリ更ニ電報シ置キタル旨ヲ回答セリ

「貴電第六六号ニ関シ

(一)第八条ニ関シ先方ノ申出デタル如キ文句ヲ含ム訓令ヲ発シ置キタル旨ハ既ニ電報シ置キタル通リニシテ本件ハ独逸ニ於ケル我方ノ在外財産ニ関スル問題ニシテ我方ニ於テ独逸ニ対シ有スル債権ニ関スルモノニアラズ又第八条

710469

2-1370

0224

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710470

ニノモ異議ナキ旨乗(ノ)本(ノ)条(ヲ)おゐ(ル)条(ノ)枝(ノ)
独(ノ)地ト直用ナキハ旨ノ条ノ文句ヲ以テ異存ナキモ独民地カ本条ノ
スル加入ハ別條スルトニ異存ナキモ独民地カ本条ノ
加盟スル場合ニハ前項ノ協定ハ本条ノ
本ニト旧郵ノ協定ハ本条ノ利益ヲ享受スベキ旨
ヤ我ニ旦方ニ対シ本条ノ利益ヲ供与スル旨ヲ
条ヲ始メ旨ニ要求シ来リ次ニ永代借地権ニ関スル
言明ニ付テハ(ノ)本(ノ)条(ヲ)以下ノ別條トスルコト
旧ニシテ之ヲ本条ニ入レルカ又ハ之ヲ
旦附テ之ヲ以テ文句ニ付テハ行正方ヲ申入レ旨
ハ第一本条ノ文句ニ関シテハ合眠会議中ノ別條トスル
(一)第(ノ)条ニ関シテハ合眠会議中ノ別條トスル
決定ニ(二)永代借地権ニ関スル

ヲ as defined 以下ノ通リ本文ノ通リ改正方ヲ申入レ
formed the subject of a separate negotiation
以下 satisfactory conclusion 迄ノ間ニ
is was agreed between the two Governments
shall form the subject of a separate
negotiation ト改ムル旨ヲ申入レ旨ニ付テハ
尚先方ニおゐテハ本条約ヲ私信地ニ適用スルニ付テハ
第一合眠録ノミニ多クノ文章ノ本概ノ形式ニ改リタル
トノ下ナリニ付本文ハ右之ヲ秘密ニ附スルノ条
件ノ下ニ異存ナキ旨ノ答ニ至ケリ

尚ホ当日ノ Close ニ当リ本件ニ関シ我新聞ノ発表ニ関スル
事項ニ付テハ先ニ日本ノ我新聞ノ発表ニ関スル
ニ異存ナキ旨答ヘ置キタリ

2-1370

0225

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710471

旧注五、於ケル figured threads ノ訳ガ「ダイナマイド」ノ分
実方先生他機械乾ヌ人ホ、実ル二ノ点、ハ失礼
技師、税関ノ人々ノ技術ニ合ヒ之ヲ読ミ込ンダ趣ノ
文生先方ハ方今漢ノ次第ヲ重ネ、得ヌキ旨ヲ越ヲ始メ、方内
之ヲ合成繊維中、組入ニ込ミキ旨ヲ越ヲ始メ、方内
elementary threads 及 figured threads、実ル二件
ヲ除ケノ分ニ合成合成繊維ノ関税率ト実係キヲ
掲ケ七ノヲ合成繊維ニ組入スルハ好マシカラヌヲ述ベ
ホ二件ニハテハ左ノ如ク説明ヲ加ヘ組入スルヲシ
生徒ノ点、ハテハ前ニ述ベタル如ク生糸ニ
市ヲ政府ノ之ヲ見ル為ニ方ハ方ヲ
技師説明ノ次第ヲ引照スルヲトハ女ナキ旨ヲ答ヘ

"Elementary Threads" and "figured threads"...
asks what "elementary threads" in English
translation of Nos. 4 in Group IX of the
Japanese Customs Tariff means, and also
what the exact significance of Note 5 was.
Mr. Kato explained that "elementary
threads in Note 4 meant single threads, for
instance, a two-fold yarn woven be counted
as two threads and not as one threads;
and did not mean three particular threads
in the body or bulk of the cloth, which
are commonly known in England as 'element.
ary threads'." Consequently in counting

2-1370

0226

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710472

threads in tissues which have a design or border, the "elementary threads" would be counted wherever they happen to be most numerous, whether it be in the design or border, or in the body of the tissue.

As regards No-5, the correct interpretation is that a figured tissue, such as would pay duty under No. 298, Section 8, is one which has a design or repeat constituted by interlacing more than 20 warp threads with more than 20 woof threads. For the purpose of counting the said threads, twisted yarns consisting of two or more single ~~threads~~ yarns, or yarns put together to act as one, would be counted as one thread. It was clear, however, that this method of counting would only be used in ascertaining whether a tissue should pay duty as a figured tissue or not, and not for the purpose of counting threads as set forth in No. 4.

"Elementary threads" と "figured tissues"

426

427

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

2-1370

428

710473

以上ニテ会議終了、社人ニ会シ本殿ニ奉幣ノ事ヲ告ケ退出ス
ルヲ以テ本度ハ三月ヲ期シ附近ノ人ヲシテ五穀本有ノ品附与セ
知右内実ヲ政府ニ報告シ各地方ニ適当ノ処分ヲ為サシムル事ハ之ヲ表ニ記シ
トテ之ヲ右枚挙シ附記ヲ為スヘキ旨ヲ述ヘ本
官ニ於テ本官ヨリ左枚挙ノ旨ヲ被レ日ク露国ニ来ル目的
約及租借地、実ニ参回ノ秘密ニ附シ之ヲ提成シ
表セサルヲトシ他ノ任ヲ委ネモ之ヲ文ヲキヨトニ
極成決定セリ

2-1370

0228

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

第十二章　三月三日ノ閣議

三般未条約及ト高橋次官トノ間ニ私的ニ成立セル
新条約及附属書並ニ右ニ関スル往復文書ニ正式ノ
確定ヲ与ヘ三月三日ノ閣議ニ於テ之ヲ決定スルノ件
全会一致ヲ以テ可決セラレ次テ山座条約及ト右閣議ノ件
ニ於テ伊藤ニ代リ出席セル高橋次官ヨリ先方ヨリノ私的書翰ニ
有之「アレコレ」等ノ修正ヲ加ヘタル「アレコレ」ト題スル書翰
ヲ提出シ次テ先ノ日本大使宛ノ公式書翰ノ案ヲ朗読シ
次テ条約ノ本文ニ異ノ無キヲ認メ

710474

新条約及附属書ヲ朗読セル処ニ依レハ之ニ関スル
往復文書ハ未タ之ヲ見ス右ハ正式ニ日本大使宛ニ
考査確定スルニ先チ自分ハ日本大使宛ニ非ス
中途ノ為メノ好意ヲ以テ内閣ニ対シ内々ノ意味ヲ
ヲ表スト迄ヘルヲ以テ本文ハ之ヲ右ニ「日本政府
ハ現ニ日英両国間ニ於ケル政治上ノ特殊関係ニ鑑ミ
之ヲ承認ス」ト迄ヘルヲ以テ本文ハ之ヲ右ニ「日本政府
ノ提案ニ係ル英国政府ノ希望ニ応セント欲シ我平
和中ノ友ヲ以テ英国ノ敵トナスカ如キハ毫モ日本
ノ好ムヲ以テ当ニ為サル旨ヲ表ス」
ト修メリ次ノ如キ高橋次官トノ間ニ於ケル交渉ノ経過ニ
シテ右ニ依リ右ノ修正ヲ施シ新条約ノ調印ヲ終ヘ本条約ノ調印ヲ
満足ノ旨ヲ陳ヘリ

2-1370

0229

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

ニ與シ議ス可キ旨アリ同下ヘ四月二日ト定メ表表ハ其ノ裏
ニ本文ヲ本者ヘ「英國ニテハ条約ヘ同下後五表
表ス可ク慣例ナル由ナルヘ仍テ我朝ニ於テモ右ノ例ニ倣ヒ
表表シタキ旨ヲ申出ルナラハ同ハ一ニ依テ差支ナキ旨」ヲ答ヘ
其ノ後ナキ旨ヲ答ヘストコロ、我ナキ旨」二月二十五日注
電第七一号ヲ以テ電稟シタル、右ニ付テハ前
第四四号ヲ以テ「帝國政府ヨリ訓令ヲ俟テ
條約表表セラルヘキコトハ強ヒテ催促シ
ナイ筈ニ付四月初メ迄ニ之ヲ表表スル必要アリト
英國政府ヨリ訓令ヲ得ル迄ハ同下ヲ延ス
ル外ナシ」ト答ヘ置キタルニ付テハ我方ニ於テモ
英國政府ヨリ表表セラルヽ時ハ我方ニ於テ
モ本文ヲ表表セサルヘカラサル義ト存シ候

710475

條約表表ニ関スル文ノ当地ニ於テ
別ニ表表スルヲ要スト云ル約十
日ヲ経タル後ニ非サレハ本ノ四
月初メ迄ニ当方ニ於テ準備完
了セサル旨ヲ答ヘ置キタル処
ニ付テハ前ニ報告シタル如ク
シテ取扱ヒ例ノ次第モアリ
表方ヲ先方ヨリ申出ルヲ
イースター」ノ為メ休会ニ
ヲ以テ帝國政府ニ於テ
トシテノ如ク、我陸
追テ休会前ニ提出シ
ニ仮調印ス可キ旨
休会ノ間ニ於テ
ニ付テハ

2-1370
0230
アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710476

2-1370

0231

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

求ムヘキ物ハ」第三十五回ノ後ニ、基キ特ト各（重ケリ
前記合成ノ次第ハ回ハ陸電第七五号ヲ以テ本省ニ
報スベク分ニ三月四日附機密第一九号陸代ヲ以テ
欠洋ヨリ各報セ
ラルル旨先方ヨリ独逸政府ニ対シ
此ノ際交換文書ノ作成ヲ申入レ
欠ル旨ニ付、此ノ点ニ関シ
東ヲ待ツ事ニ致シ度ク、和達ニ

2-1370

0232

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710477

第十二章　新条約並ニ声明文ノ発表

英国政府ハ本条約ト共ニ会議録声明文ヲモ附録トシテ同時ニ発表スル計画ナルモ日政府ニテハ声明文ヲ除キ中前三件ノ分ヲ第一条第六項末段ヲ削リ上ノ特権第七条砂糖其他ニ対スル奨励金第三条及本目録ノ作成方第十四条諸般ノ主義並ニ水産於行称ニ関スル声明モ若シ日本ニ於テ発表セラルヽハ英国ニ於テモ発表ノ必要起ラバ格別此際本条約ノ附録トシテハ発表セザルヲ可トスル趣ニテ右ニ関シ我方ノ意向ヲ問ヒ来レリ如此帝国政府ニ於テモ是ホ

ノ声明ハ強イテ発表ノ要ナカルベシト思考シタルヲ以テ発表セザルコトニ同意セリ爾来先方ニ於テハ日本ニ於テ声明ヲ除ク全然発表セズ又ハ英国ヨリハ少ナク発表セバ夫ノ第若シ英国ヨリモ多ク発表スルアラバ議会其他ニ於テ故人悪シキヲ以テ務メテ本人セ来リタルモノト思ハレタリ当先方ヨリハ英国ニ於テ声明ヲ除ク発表シ文句ニ付テハ更ニ打合スベク当又本条約並ニ附属声明ハ当ノ夕刊新聞ニ掲載ヲ通ジタル為メ日本手段ナル時ニ議会ニ発表シ翌ノ朝刊新聞ニ掲載セシメ度シト申越セルヲ以テ本邦ハ三月十六日陸電第八二号ヲ以テ右ノ次第ヲ電稟スルト同時ニ帝国政府ニ於テモ右合ニ上述当ノ時刻ニ発表セラレハ称ノ電稟セリ

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

710478

然ル処右、対シ三月十七日本電本省ヨリ左ノ通
回電アリタリ

「声明ヲ以テ中先方ノ指定シタル改件（内地ノ本
ムモ市ヨリ裁判上ノ物権ニ関スルモノトハ認メ
ガタシ）ヲ表セザルコトハ勿論ナルモ凡ノ
通当方ニ於テ実成ナシ難キ旨ヲ以テ表スベキヲ須ノ
(一)外国人ノ土地所有権ニ関スル件
(二)永代借地権
(三)外三十条中ノ借度
(四)二条ニ於ケル権利ニ関スル件
(五)土ノ特書ヲ以テスル
(六)Lease of cotton tissues
(七)糸数計条件

(八)羽二重製手巾ニ関スル件
ナリト認メラルル処右ノ内(一)ノ外国人ノ土地ヲ有権ニ関スル
件ハ我ガ内地ノ法律ニ依リ正ニ関スル件ニ属シ
ハ好マシカラズ従テ本件ニ於テハ之ヲ表
表セザルコト、又当方ニ於テハ之ヲ有セル件ヲ表
又当方ニ於テ関係アリタル
条約又ハ条約ニ
ベシ

依テ本使ハ先方ト交渉シ
日清電本八四号ヲ以テ左ノ
「土地所」ヲ権ニ
ノ上ニ於テ
ノ上ニ於テ
ノ上ニ於テ

710479

セシメザルコト決定セリ尤モ白耳義議会ノ原田ホ、含レヒム
ヲ指セル協会ニ(四)字ヲ説明スヘハ至当ナキ旨述ヘ来リ
本条第二項ハ裁判上ノ権利ニ公言トハ裁判所ノ協会
モ含ムコトヲ指スモノニシテ caution ノ如キ記載ナシ
発表スヘキ事項ハ右電ノ(四)税率四ニ二ノ統ハ編統ヲ
含ムコト(二) plaiting of straw and other materials
中 other materials トハ麦稈経木並ニ麦稈及経木
ヲ主体スル(日)英税定率法第九十類四英訳中
elementary things ノ字義及注五ノ解釈ナリ右(三)ハ矢
部技師説明ヲ与ヘ説明ノ必要ナカリシ
ニ付当方限リ決定セリ右事項ノ発表
文句ハ前言中ニ電報スヘシ

右件二十二日本電第五一号ヲ以テ新年内附属
税表中第一号第一欄ニ Japanese General Tariff トアル
ヲ Japanese Statutory Tariff ト改ムヘキ旨右文字会
議ノ結果決定ノ案又ハ声明ヲ提出中何等変更
アリシヤ否ヤ電報ニ付キ右電例ニ据エタルモノニテ
右改正ノ件電報ハ之ノ写シヲ以テ在ノ通リ電報セリ
General Tariff ヲ Statutory Tariff ト改ムルコトハ協議済
ナル案ハ第二十七日本ノ Tokyo ヲ Tokio ト改メ Pro-
-ceeds 中英文調印者トシテ The Right Hon-
-ourable Sir Edward Grey, a Baronet of the
United Kingdom, a Member of Parliament, His
Majesty's Principal Secretary of State for
Foreign Affairs ト改メシメ右案ノ如クハ

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710480

His Excellency Monsieur Takaaki Kato, Ju-
-sanmi, First Class of the Order of the Sacred
Treasure, His Imperial Majesty's Ambassador;
ボート記ニ 尚条約文ノ末尾ニ In witness
whereof the respective plenipotentiaries
have signed the present Treaty & have
affixed thereto their seal of their arms,
Done at London in duplicate this
3rd day of April, 1911 ト加ヘタル外何等
変更ナシ
声明事項ハ又二十五条日露漁業協約
ニ関スル声明中ノ文字（Left out）ヲ（Left out）ト
顛倒シ又往電第八四号(2)更田ニ関スル件

2

ヲ追加シタル外何等変更ナシ
三月二十五日英本政府ヨリ新条約ニ関スル白書ヲ
発表シタルカ右ハ左ノ如キモノニシテ先ツ冒頭ニ Preface
トシテ現行条約廃棄新条約ノ成立ニ関スル
並ニ税率協定ニ干スル八条ノ概要ヲ摘記シ
四英十主要輸出品タル布帛数種鉄鋼等ニ
付税率ノ協定ヲ為シタル並其我新関税ニ
対スル低減率ヲ略記シ併セテ或日本品ヲ第
八条ノ規定ニ遵拠シ将来モ其税ハ据置ヲ
ヲ記載シ次ニ条約文並附属税表ヲ掲ケ
最後ニ附属(一)トシテ声明並説明事項、(二)
トシテ今回協定ニ関スル我新関税率ト
協定税率トノ対照表ヲ附加セリ右ノ次

2-1370

0236

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Redords
http://www.jacar.go.jp/

710481

来信ヲ以テ女史一電報ヲ
我ヘヲ四ヲ三ヲ弥ヲ〻ヲ通ヲ本年ノ調印及ビ批准書
交換ヲ了シタルヲヲヲヲ女史ハ翌四日午前
ヲ開ヲ女史ヘ発送セリ
ヲ日英新条約ニ関
シテハ種〻複雑ナル問題生ジタルニ係ラス帝国政府
ノ誠意ヲ以テ之ニ対シ帝国ノ権益ヲ擁護スルニ
ヲ大ナル考慮ヲ払ヒ
タル結果ヲ以テ本条約ノ調印ヲ見タルハ洵ニ
我カ国民ノ慶賀スル所ナリ
ヲ政府ノ措置ハ
我カ期待ニ背カサリシヲ信ス
ヲ〻ヲ聖旨ヲ奉シテ発表
セラレタル詔勅ハ我カ国民ニ対シ
ヲ
ヲ加フルノ国民ノ覚悟ヲ
ヲ

若ヲ降ノ外ハ
閣ニ於テ
ニ歓迎ニ
ヲ大

2-1370

0237

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/